

平成 16 年度版

環 境 白 書

(資 料 編)

福 井 県

資料編目次

1 環境行政全般

表 1 - 1	福井県環境基本条例.....	1
図 1 - 2	福井県の環境行政推進体制.....	4
表 1 - 3	福井県環境審議会委員名簿.....	5
表 1 - 4	福井県公害審査会委員名簿.....	6
表 1 - 5	福井臨工公害審査委員会委員名簿.....	6
表 1 - 6	市町村環境行政組織.....	7
表 1 - 7	市町村環境保全関係条例.....	8
表 1 - 8	市町村環境基本計画の策定状況.....	9
表 1 - 9	環境に関する施策一覧.....	10

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1	大気汚染に係る環境基準.....	22
表 2 - 1 - 2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値.....	22
表 2 - 2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設.....	23
表 2 - 3 - 1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設.....	24
表 2 - 3 - 2	大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設.....	24
表 2 - 4	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設.....	25
表 2 - 5	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設.....	26
表 2 - 6	大気汚染常時監視測定局の整備状況.....	27
表 2 - 7	二氧化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）.....	28
表 2 - 8 - 1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）.....	29
表 2 - 8 - 2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	29
表 2 - 9 - 1	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）.....	30
表 2 - 9 - 2	浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	30
表 2 - 10 - 1	一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局）.....	31
表 2 - 10 - 2	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	31
表 2 - 11 - 1	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）.....	32
表 2 - 11 - 2	光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	32
表 2 - 12 - 1	非メタン炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）.....	33
表 2 - 12 - 2	非メタン炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）.....	33
表 2 - 13 - 1	ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）.....	34
表 2 - 13 - 2	ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）.....	35
表 2 - 14	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）.....	35
表 2 - 15	特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）.....	35

3 水質関係資料

表 3 - 1	人の健康の保護に関する環境基準.....	36
表 3 - 2	生活環境の保全に関する環境基準.....	37
表 3 - 3	要監視項目および指針値.....	42
表 3 - 4	水質汚濁防止法特定施設の種類.....	44
表 3 - 5	水質に係る一律排水基準.....	45
表 3 - 6	上乘せ排水基準設定状況.....	47
表 3 - 7	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱.....	48
表 3 - 8	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果.....	49
表 3 - 9	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果.....	50

表 3 - 10	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果.....	51
表 3 - 11	耳川水域の水質測定地点と測定結果.....	52
表 3 - 12	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果.....	53
表 3 - 13	北潟湖水域の水質測定地点と測定結果.....	54
表 3 - 14	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果.....	55
表 3 - 15	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果.....	56
表 3 - 16	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果.....	57
表 3 - 17	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果.....	58
表 3 - 18	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果.....	59
表 3 - 19	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果.....	60
表 3 - 20	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果.....	61
表 3 - 21 - 1	海水浴場水質判定基準.....	62
表 3 - 21 - 2	海水浴場の水質検査結果.....	62
表 3 - 22 - 1	水生生物調査結果.....	63
表 3 - 22 - 2	調査団体と参加人数.....	64
図 3 - 22 - 3	調査地点概況図.....	64
表 3 - 23	水質汚濁防止法による特定事業場届出状況.....	65
表 3 - 24	発電所設置状況.....	72
表 3 - 25	温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の拡散面積 (A_t).....	73
図 3 - 26	九頭竜川流域下水道計画図.....	74
表 3 - 27	公共下水道の現況(公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道).....	75
表 3 - 28	浄化槽設置届出基数(人槽別).....	76
表 3 - 29	年度別し尿処理状況.....	77
表 3 - 30	農業集落排水事業実施状況.....	78
表 3 - 31	漁業集落排水施設の整備状況.....	79
表 3 - 32	林業集落排水施設の整備状況.....	79
4 土壌・地盤関係資料		
表 4 - 1	土壌の汚染に係る環境基準.....	80
表 4 - 2	概況調査の結果.....	81
表 4 - 3	汚染井戸周辺地区調査の結果.....	82
表 4 - 4	定期モニタリング調査の結果.....	83
表 4 - 5 - 1	観測井における地下水位の経年変化.....	84
表 4 - 5 - 2	観測井における経年沈下量.....	84
表 4 - 6 - 1	福井平野における水準測量結果.....	85
図 4 - 6 - 2	福井平野水準測量路線図.....	87
5 有害化学物質関係資料		
表 5 - 1	有害大気汚染物質の測定結果.....	88
表 5 - 2	ダイオキシン類に係る環境基準.....	89
表 5 - 3	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設.....	89
表 5 - 4	ダイオキシン類に係る大気排出基準.....	89
表 5 - 5	ダイオキシン類に係る水質基準適用施設.....	90
表 5 - 6	ダイオキシン類に係る水質排出基準.....	90
表 5 - 7	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設.....	91
表 5 - 8 - 1	国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果.....	92
表 5 - 8 - 2	ダイオキシン類常時監視結果.....	93
表 5 - 9	国の環境ホルモン調査結果の概要.....	96
表 5 - 10	P R T R法に基づく届出集計結果.....	97

6	騒音・振動・悪臭関係資料	
	表 6 - 1 - 1	一般地域に係る騒音の環境基準..... 98
	表 6 - 1 - 2	道路に面する地域に係る騒音の環境基準..... 98
	表 6 - 2	自動車交通騒音常時監視結果..... 99
	表 6 - 3	自動車騒音の要請限度.....100
	表 6 - 4	道路交通振動の要請限度.....100
	表 6 - 5	特定工場等から発生する騒音の規制基準.....101
	表 6 - 6	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限.....102
	表 6 - 7	県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準.....103
	表 6 - 8	県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準.....103
	表 6 - 9	特定工場から発生する振動の規制基準.....104
	表 6 - 10	特定建設作業と規制基準.....104
	表 6 - 11	騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数.....105
	表 6 - 12	騒音に係る特定建設作業届出状況.....105
	表 6 - 13	振動に係る特定工場等実数および特定施設総数.....106
	表 6 - 14	振動に係る市町村別特定建設作業届出状況.....106
	表 6 - 15	悪臭防止法に定める規制基準.....107
	表 6 - 16	県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準.....107
	表 6 - 17	福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況.....108
7	公害苦情関係資料	
	表 7 - 1	公害の種類別・発生源別苦情件数.....109
	表 7 - 2	市町村別公害苦情件数.....110
8	環境影響評価関係資料	
	表 8 - 1	福井県環境影響評価条例の対象事業.....111
	図 8 - 2	福井県環境影響評価条例の手続の流れ.....112
9	その他資料	
	表 9 - 1	環境年表.....113
	表 9 - 2	地球環境をめぐる国際的取組み.....114
	表 9 - 3	福井県環境アドバイザー名簿.....115
	表 9 - 4	公害防止協定の締結状況.....116
	表 9 - 5	市町村における公害防止協定等の締結状況.....118
	表 9 - 6	市町村公害防止融資（助成）制度.....118
	表 9 - 7	都市公園現況表.....119
	表 9 - 8	緑化に関する行事の実施状況.....120
	図 9 - 9	ごみ処理の状況.....121
	表 9 - 10	年度別ごみ処理状況.....122
	表 9 - 11	平成 16 年度エコオフィス宣言事業所一覧..... 123
	表 9 - 12	こどもエコクラブ登録クラブ数.....125

1 環境行政全般

表 1 - 1 福井県環境基本条例

福井県環境基本条例	
	〔平成 7 年 3 月 16 日 福井県条例第 5 号〕
目次	
前文	
第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）	
第 2 章 環境の保全に関する基本的施策	
第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等 （第 9 条 - 第 22 条）	
第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）	
第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条）	
附則	
豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を受受する中で、大切に守り、育ててきたものである。しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。	染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
第 1 章 総則 （目的）	（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町村、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	（基本理念） 第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
（定義）	2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。
（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。	（県の責務）
（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、	第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。
	2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。
	（市町村の責務）
	第 5 条 市町村は、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。
	（事業者の責務）
	第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
	2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。
	3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工ま

たは販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念のっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に

当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- (5) 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (6) 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

第15条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助

言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する教育および学習の推進）

第16条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町村その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第17条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 県は、第16条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査および研究の実施等）

第19条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第21条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境監査の普及）

第22条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進等

第23条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第3節 環境の保全のための推進体制

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

図 1 - 2 福井県の環境行政推進体制

(平成16年4月1日現在)

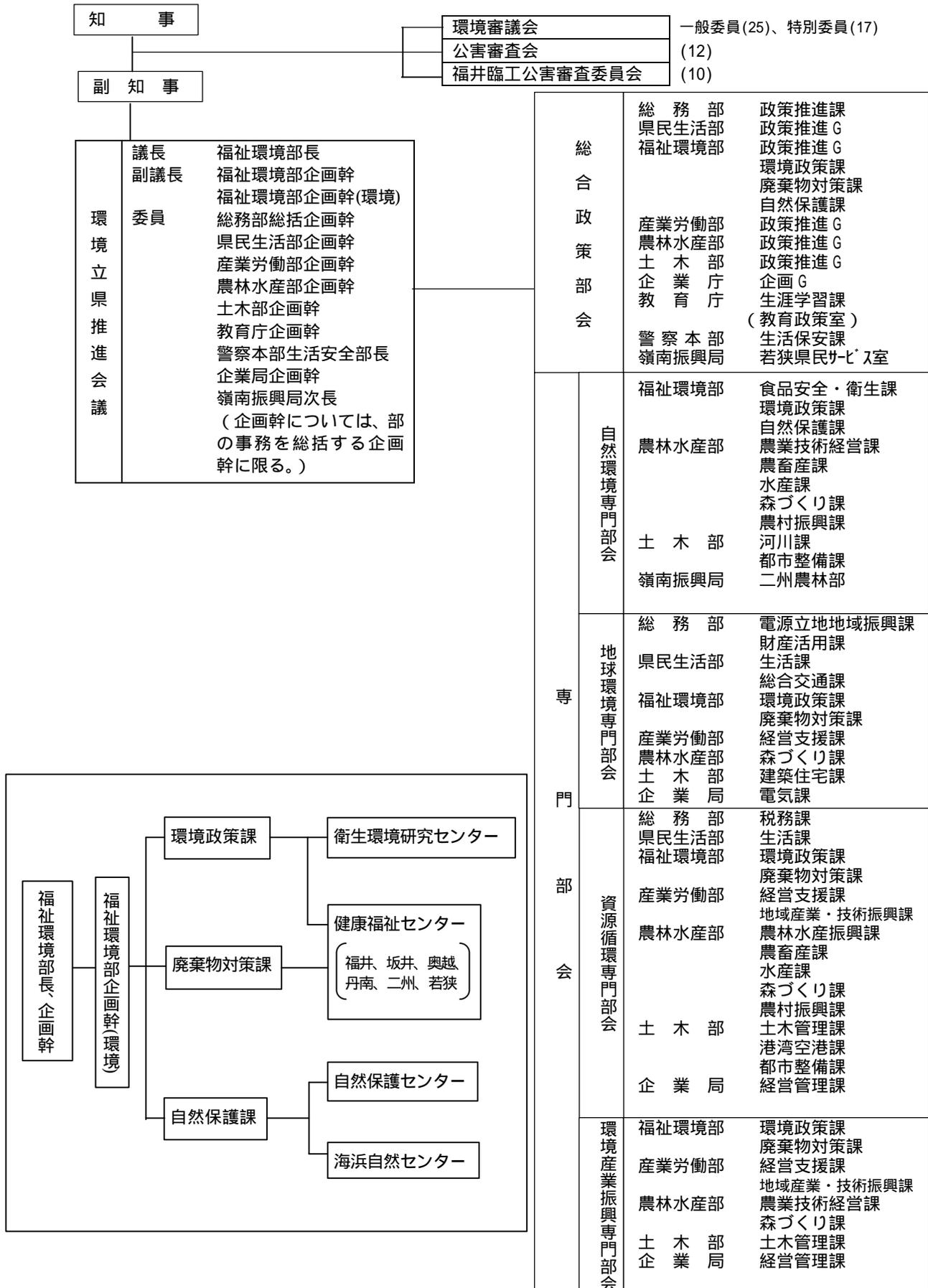


表 1 - 3 福井県環境審議会委員名簿

(平成16年7月1日現在)

委員 会長：前波 實 副会長：服部 勇

区分	委員名		部会委員 (は部会長)			
	職	氏名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
医師会	福井県医師会長	西 浦 幸 男				
環境保健学	福井大学教授	日 下 幸 則				
法律	弁護士	前 波 實				
経済学	福井県立大学教授	岡 敏 弘				
環境生態学	福井県立大学教授	北 川 靖 夫				
分析化学	福井大学教授	永 長 幸 雄				
廃棄物リサイクル	仁愛大学教授	加 藤 隆 夫				
環境学習	アルマス・バイオコスモス研究所代表	水 上 聡 子				
アメニティ	福井文化服装学院校長	朝 日 恵 子				
地質学	福井大学教授	服 部 勇				
昆虫学	福井大学名誉教授	佐々治 寛 之				
造園学	元福井県立大学助教授	野 田 敏 秀				
野鳥保護	日本野鳥の会福井県支部会員	上 木 泰 男				
自然保護活動	福井県自然観察指導員の会会員	大石橋 節 子				
農業	福井県農業協同組合中央会長	池 端 昭 夫				
林業	福井県森林組合連合会長	関 孝 治				
漁業 (海域)	福井県漁業協同組合連合会長	小川 佐左門				
経済団体	福井県中小企業団体中央会長	荒 井 由 二				
建設業団体	福井県建設業連合会長	木 原 一 雄				
社会活動	福井県連合婦人会会長	河 原 はつ子				
消費者代表	福井県消費者団体連絡協議会副会長	辻 き ぬ				
労働代表	連合福井女性委員会委員長	山 下 利恵子				
地域活動	福井県生活学校連絡協議会推進委員	吉 田 三 恵				
市代表	福井県市長会会長	酒 井 哲 夫				
町村代表	福井県町村会長	京 谷 宗 雄				
計		25人	16	10	7	4

特別委員

区分	職	氏名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
漁業 (内水面)	福井県内水面漁業協同組合連合会長	仲 嶋 忠 次				
法律	弁護士	野 村 直 之				
工業化学	福井高専名誉教授	高 岡 和 則				
植物学	福井大学助教授	横 山 俊 一				
哺乳類	京都大学講師	高 柳 敦				
狩猟	福井県猟友会長	澤 崎 貢				
自然と親しむ活動	福井県山岳連盟くろゆりクラブ副会長	船 田 洋 子				
温泉 (芦原温泉)	芦原温泉旅館協同組合理事長	山 口 輝 望				
温泉 (旅館)	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合常任理事	竹 田 富九一				
国の機関						
農林水産省北陸農政局生産経営流通部長		丸 山 恵 史				
林野庁福井森林管理署長		植 田 洋 二				
経済産業省近畿経済産業局資源エネルギー・環境部長		東 郷 洋 一				
国土交通省近畿地方整備局長		藤 本 貴 也				
敦賀海上保安部長		野 中 倫 仁				
計		14人	6	3	3	4

(注) 学識経験者の任期：2年 (平成16年2月1日～平成18年1月31日)

表 1 - 4 福井県公害審査会委員名簿

(平成16年11月1日現在)

氏 名	職 業 等
小 島 峰 雄	弁 護 士
玄 津 辰 弥	〃
野 村 直 之	〃
山 川 均	〃
岩 堀 南 郎	医 師
川 上 究	〃
小 林 和 美	〃
野 村 健 一	〃
加 藤 澄 子	看 護 師
辻 壽 子	裁 判 所 調 停 委 員
中 嶋 泰 子	不 動 産 鑑 定 士
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成16年11月1日～平成19年10月31日)

表 1 - 5 福井臨工公害審査委員会委員名簿

(平成16年11月1日現在)

氏 名	職 業 等
○ 小 島 峰 雄	弁 護 士
野 村 直 之	〃
織 田 喜 一	医 師
加 納 守 男	〃
巨 椋 和 子	薬 剤 師
別 所 遊 子	神奈川県立保健福祉大学教授
永 長 幸 雄	福 井 大 学 教 授
横 山 俊 一	福 井 大 学 助 教 授
高 岡 和 則	福井工業高等専門学校名誉教授
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成14年9月1日～平成17年8月31日)

表 1 - 6 市町村環境行政組織

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

市町村名	電話番号	規制地域の 有無(注)	担当課	審議会等	
				名称	人数
福井市	0776(20)5398 0776(20)5395 0776(20)5377		環境政策課 環境保全課 清掃清美課	福井市環境審議会	15
敦賀市	0770(22)8121		環境課	敦賀市環境審議会	20
武生市	0778(22)3003		環境保全課 循環社会推進課	武生市環境審議会	18
小浜市	0770(53)1111		環境衛生課	小浜市環境審議会	12
大野市	0779(66)1111		生活環境課	大野市環境保全対策審議会	12
勝山市	0779(88)1111		環境衛生課	勝山市環境審議会	16
鯖江市	0778(53)2221		環境課 環境政策室	鯖江市環境審議会	24
あわら市	0776(73)8018		生活環境課		
美山町	07797(4)1190		町民税務課	美山町環境審議会	10以内
松岡町	0776(61)1111		町民生活課		
永平寺町	0776(63)3111		町民生活課		
上志比村	0776(64)2211		住民税務課		
和泉村	0779(78)2111		総務課	環境保全審議会	10以内
三国町	0776(82)3111		生活環境課	三国町環境審議会	12
丸岡町	0776(68)0800		福祉保健課		
春江町	0776(51)1100		町民生活課		
坂井町	0776(67)7501		住民環境課		
今立町	0778(43)7821		総務課	今立町環境審議会	10
池田町	0778(44)8004		環境向上推進室	池田町の水を清く守る審議会	9
南条町	0778(47)8000		総務課		
今庄町	0778(45)1111		環境建設課		
河野村	0778(48)2111		保健福祉課		
朝日町	0778(34)1234		住民福祉課	朝日町環境保全審議会	10
宮崎村	0778(32)7716		健康福祉課		
越前町	0778(37)7716		住民福祉課		
越廼村	0776(89)2113		住民福祉課		
織田町	0778(36)2280		総務課		
清水町	0776(98)8801		住民生活課		
三方町	0770(45)9112		建設環境課		
美浜町	0770(32)6703		住民生活課	美浜町原子力環境安全監視委員会	
上中町	0770(62)2703		生活環境課	上中町環境保全審議会	10
名田庄村	0770(67)3701		住民環境課		
高浜町	0770(72)7704		民生課		
大飯町	0770(77)1111		生活環境課		
計		20		15	

(注) 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町村

表1 - 7 市町村環境保全関係条例

(平成16年4月1日現在)

市町村名	条例の名称	制定年月日
福井市	福井市あき地等の清潔保持に関する条例	昭和52年3月29日
	福井市都市景観条例	平成3年3月27日
	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成8年6月28日
	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	平成8年12月25日
	福井市環境基本条例	平成11年3月24日
	福井市公害防止条例	平成11年10月4日
敦賀市	敦賀市環境保全条例	昭和47年7月1日
	あき地の環境保全に関する条例	昭和56年3月31日
	敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成5年3月23日
	敦賀市環境基本条例	平成12年3月27日
武生市	武生市環境基本条例	平成13年9月28日
	武生市環境基本条例	平成8年3月26日
大野市	大野市環境保全条例	昭和49年4月1日
	大野市地下水保全条例	昭和52年11月10日
	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成4年9月29日
	大野市環境基本条例	平成10年3月26日
	大野市都市景観条例	平成11年3月25日
	大野市環境美化推進条例	平成12年6月29日
勝山市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月28日
	勝山市まちづくり景観条例	平成7年3月31日
	勝山市環境美化推進条例	平成12年6月28日
	勝山市環境基本条例	平成15年3月28日
鯖江市	勝山市公害防止条例	平成16年3月23日
	鯖江市環境基本条例	平成9年9月29日
	鯖江市景観条例	平成12年3月29日
	鯖江市環境市民条例	平成13年12月25日
あわら市	鯖江市公害防止条例	平成13年12月25日
	金津町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（合併に伴う暫定施行）	平成6年3月28日
	芦原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（合併に伴う暫定施行）	平成6年4月4日
美山町	あわら市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成16年3月1日
	美山町環境保全条例	平成8年9月17日
	和泉村自然風物保護に関する条例	昭和52年9月9日
	和泉村環境保全条例	平成7年9月25日
和泉村	和泉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成12年3月27日
	和泉村環境美化推進条例	平成12年7月3日
	三国町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年9月13日
	三国町環境保全条例	昭和48年7月6日
三国町	三国町環境基本条例	平成14年3月5日
	三国町景観まちづくり条例	平成14年3月5日
	丸岡町景観まちづくり条例	平成14年3月5日
丸岡町	丸岡町環境保全条例	平成9年3月25日
春江町	春江町環境保全条例	昭和48年7月10日
坂井町	坂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和50年3月27日
今立町	今立町環境基本条例	平成14年3月8日
池田町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年9月30日
	池田町の水を清く守る条例	平成13年6月18日
	池田町騒音防止条例	平成15年9月22日
朝日町	朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月22日
	朝日町環境条例	平成14年9月30日
越前町	越前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月14日
清水町	清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年9月1日
	清水町生活環境美化条例	平成9年3月27日
	清水町環境保全条例	平成14年10月1日
上中町	上中町環境保全条例	平成3年4月1日
名田庄村	名田庄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和48年3月31日
	名田庄村環境保全条例	昭和59年6月27日
	名田の荘郷づくり構想に関わる自然にやさしい郷づくり条例	平成15年7月1日
	清らかな南川づくり条例	平成15年7月1日
	ゴミの投げ捨て禁止条例	平成15年7月1日
	空き地等の適正管理に関する条例	平成15年7月1日
高浜町	高浜町騒音防止条例	昭和44年3月17日
	高浜町環境保全条例	昭和53年6月19日
	高浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成元年6月14日
大飯町	大飯町環境保全条例	昭和48年12月26日
	大飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和54年4月1日

表 1 - 8 市町村環境基本計画の策定状況

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

市町村名	名 称	策定年月	市町村名	名 称	策定年月
福井市	福井市環境基本計画	平成 13 年 3 月	三国町	三国町環境基本計画	平成 15 年 2 月
敦賀市	敦賀市環境基本計画	平成 14 年 3 月	今立町	今立町環境基本計画	平成 16 年 3 月
武生市	武生市環境基本計画	平成 11 年 2 月	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月
大野市	大野市環境基本計画	平成 12 年 3 月	朝日町	朝日町環境基本計画	平成 16 年 3 月
鯖江市	鯖江市環境基本計画	平成 12 年 3 月			

表1-9 環境に関する施策一覧（平成16年度当初予算）

（注）EMS：福井県庁環境マネジメントシステム

EMS目標の詳細は、環境政策課ホームページ（<http://info.pref.fukui.jp/kankyous/ems-menu.html>）を参照。

1 資源の循環

（単位 千円）

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注) 目標番号
廃棄物の発生抑制	産業界におけるリサイクルシステムの構築と施設整備に対する支援を図ります。				1
	「福井県産業廃棄物自主管理システム」対象事業所の拡大を図ります。				
	環境自主行動計画の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。	環境マネジメントシステム構築支援事業（うち環境自主行動計画策定モデル事業）	モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導	1,320	54
	製造業者に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクルのことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。				
	公共工事においては、廃棄物の発生抑制に資する設計・施工方法を選択するとともに、関連する工事の連携により、建設廃棄物の発生抑制を推進します。				10 11
	ごみの減量化やリサイクルを実践している団体で構成された「ごみゼロふくい推進協議会」による県民主導型運動を展開することにより、生ごみの減量やレジ袋の削減などに取り組めます。	⑧「プラ容器リサイクル3副達成」事業 ⑨食べ残しを減らす社会づくり推進事業	ふくいマイバッグキャンペーン、ノートレイ運動の実施 市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成 料理飲食業界との意見交換会 広報キャンペーン	10,239 2,750	3 3
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分のできる取組みについて普及啓発を進めます。				
分別の徹底と資源としての有効利用	循環資源としての品質確保が難しく分別収集の取組みが遅れている品目について、分別収集品目の拡大を図ります。	⑧「プラ容器リサイクル3副達成」事業（再掲）	ふくいマイバッグキャンペーン、ノートレイ運動の実施 市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成		3 5
	生ゴミの市町村段階における分別収集システムの構築を図ります。				
	分別収集を徹底するための普及啓発を行います。				
リサイクル製品の利用拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。				5
	福井県庁グリーン購入推進方針や福井県建設リサイクルガイドライン等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	環境対応事務用品購入	事務用品のグリーン購入	30,033	10 103
	グリーン購入ふくいネット等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。	グリーン購入推進事業	グリーン購入ふくいネットを活用した普及啓発（情報紙発行、懇談会開催等）	367	101
不適正な処理の防止のための取組み	産業廃棄物が適正に運搬・処理されたことを確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用を徹底します。	産業廃棄物適正処理推進事業	県民、事業者に対する産業廃棄物適正処理の普及啓発	31,999	
	行政による立入検査等を強化し、安全で安心できる産業廃棄物処理施設や最終処分場の確保を図ります。	産業廃棄物最終処分場対策事業	（財）福井県産業廃棄物処理公社運営に係る資金貸付金	568,405	
		産業廃棄物処理施設整備事業	市町村の一般産業廃棄物処理施設整備に対する助成	228,710	
		民間管理型最終処分場対策事業	敦賀市内民間管理型最終処分場の水処理施設維持管理、監視調査等	75,327	
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するように強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。				
	休日・夜間パトロールやスカイパトロール、警察や隣接府県との連携など、行政による監視の強化を図ります。	産業廃棄物不適正処理監視事業等	休日・夜間監視パトロールの実施（民間委託） 監視指導車の購入	9,492	7
	「廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活動を通じ、県民や事業者への意識啓発を強化するとともに、「不法投棄110番」などの地域社会全体による監視体制を充実し、不適正な処理の防止を図ります。	不法投棄等未然防止普及推進事業 不法投棄廃棄物等処理事業	不法投棄等防止標語コンクールの実施、啓発ポスターの作成 地域住民等の協力を得て行う不法投棄廃棄物の撤去支援 市町村が行う漂着廃棄物等の処理に対する支援	440 4,800	7
		産業廃棄物適正処理推進事業（再掲）	県民、事業者に対する産業廃棄物適正処理の普及啓発		
産業廃棄物最終処分場の確保	民間事業者による整備状況を踏まえながら、県内で発生した産業廃棄物の適正処理体制の確立と循環型社会形成の推進を図るため、公共関与によるモデル的施設（福井県リサイクル推進センター（仮称））の整備を進めます。				
	福井県リサイクル推進センター（仮称）においては、溶融炉を中心に、民間では設置が困難な管理型最終処分場を設置し、併せて資源分別、情報収集提供、研修の各機能を持った施設を整備します。				
資源循環システムの構築	リサイクル技術の指導や先進的環境関連技術の開発研究を促進し、企業への浸透を図ることにより、事業者の環境に配慮した事業活動への転換を支援します。	地域科学技術振興研究事業（再掲）	環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進		18
	産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設を集積を旨とし、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。				8
	分別収集品目を拡大し、消費者の環境負荷の少ない生活様式への転換を図り、限りある資源が適切に循環する社会の構築をめざします。	⑧「プラ容器リサイクル3副達成」事業（再掲）	ふくいマイバッグキャンペーン、ノートレイ運動の実施 市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成		3 5
	建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に努めるとともに、建設廃棄物の活用や適正な処分を進めます。	建設副産物リサイクル推進事業	インターネットを利用したより広域的な情報交換によるリサイクル率の向上	525	11

再生資材を利用した住宅建設等に対する支援により、再生資材の利用を促進します。	福井県持家づくり資金利子補給制度	再生資材、県産材を一定以上使用している住宅等に対する利子補給制度	799,644	
	良質住宅普及促進事業	再生資材、県産材等を活用した住宅への助成	136,000	53-2
福井県下水汚泥処理総合計画(平成14年度策定予定)に基づき、下水処理場から発生する汚泥の安定した処理と有効利用を促進します。				15
家庭から排出される生ゴミや家畜糞尿等の未利用有機性資源の活用基本計画づくりを進め、地域の実情に応じた堆肥化施設の導入により、未利用有機性資源の循環システム体制を確立します。	未利用有機性資源活用促進事業	・ブロック推進協議会の開催	3,240	16
	農村振興総合整備総合補助事業	施設用地の買収、造成および測量設計	645,012	70
	農村環境保全バイオマス利活用推進モデル事業	・バイオマス由来プラスチックの農業用フィルムの利用促進	5,000	16
	特別試験事業	・ウメ栽培における減農薬と剪定枝等園内未利用資源の活用技術の確立	2,240	30
木質資源の多段階利用や利用困難な廃材の合理的な処理方法について検討を進め、木質資源の有効利用を推進します	木質バイオマス利用推進事業	・バイオマスエネルギー導入システムの検討	262	18
家畜排せつ物の管理の適正化と利用を図るため、処理施設および耕種農家と連携した広域堆肥化施設の整備を進めます	家畜排せつ物処理・利用施設整備事業	家畜排せつ物処理施設の整備	13,385	16
食品廃棄物のモデル的なリサイクル施設整備を支援し、食品産業等から排出される廃棄物の効率的な収集と高度利用を促進します。				
資源の循環」小計			2,569,190	

2 環境関連産業の創造と振興

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号
産学官の連携による環境関連技術の開発	水質浄化、未利用資源の活用、省エネルギーなど環境関連技術に関する産学官共同研究開発を行うとともに、その成果の製品化・事業化を図ります。	地域科学技術振興研究事業(一部)	環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進	315,272	
	・水質浄化技術や環境汚染物質の除去システムなど環境改善技術	湖沼水質浄化研究事業	天然素材の水質浄化メカニズムの解明 ・底質の窒素、リン溶出メカニズムの解明	2,962	28-2
	・輸送機械の構造部材に使用可能な超軽量複合材料の開発				
	・廃棄物として処理されている木屑などの未利用木質資源の活用技術				
	・地域材利用の長期耐用型健康木造住宅の開発やスギ材用途拡大などの長期炭素貯蔵に寄与する木材利用技術	在来工法における福井の地域特性への適応性の研究	住宅の仕様から期待される性能と実測による性能との差異を検証し、地域特性との関係を研究	610	
	・道路緑化や地熱空調システムなど環境保全型・環境創出型建設技術	のり面緑化工法調査研究事業	生態系に配慮し、現地発生材料や地産産材を用いた斜面緑化の調査研究	4,424	17
	・リサイクル資材を使用した舗装技術など省資源・リサイクル型建設技術の研究開発を進めます。	・リサイクル資材を利用した廃木材チップ舗装の研究	廃木材チップを利用した歩道や園路の舗装材の開発	3,397	18
	・地熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど環境負荷の少ない雪対策技術	良好な環境を保全する低騒音舗装技術の開発および基礎杭利用地熱空調システムの研究開発	県産材の珪石を利用した雪にも強い低騒音舗装である排水性舗装の開発研究	1,137	43
		地中融雪システムの研究	・基礎杭利用地熱融雪の橋梁での適用に関する研究	791	19
		専用杭による地中融雪システムの研究	専用杭による地中融雪技術の研究(NEDO)	10,500	19
環境関連産業に対する支援	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。				8
	中小企業創造活動促進法や中小企業経営革新支援法に基づき融資および補助等により、独創的な技術やアイデアをもとに、環境関連ビジネス分野において新たな事業を展開する中小企業を支援します。	新創業特別支援資金(一部)	信用力の脆弱な新規創業者に対する事業資金の提供	250,000	
		意欲ある企業支援資金(一部)	独自性のある技術とやる気のある中小企業者の新しい事業展開に対するバックアップ	120,000	
	中小企業制度融資や中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金等により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を支援します。	産業活性化支援資金(一部)	企業自らの経営努力によるレベルアップのための取組みの支援	2,800,000	
	静脈産業を含めた環境関連産業の育成・振興を助長する補助・融資等の支援のあり方について検討を進めます。	北陸環境共同キャンペーン事業	・環境と経済の統合に関する研究会の開催等	1,000	
	環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大を計画する中小企業に対し、産業支援機関等と連携し、経営支援施策や技術開発等に関する情報の提供を行います。	福井県産業支援センタープロジェクトマネージャー設置事業(一部)	・専門的見地から企業経営に助言を行い、企業の成長を支援するスタッフの充実	26,928	
	新事業コーディネータや中小企業アドバイザー等、経営や技術開発等の専門家による相談、診断、助言により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を計画する中小企業の円滑な事業展開を支援します。	中小企業経営技術診断助言事業(一部)	・マーケティング等の専門家の企業への派遣	16,931	
	ベンチャープラザをはじめとする商談会や異業種交流会等の開催により、環境関連ビジネス分野の事業に取り組む中小企業に対し、ビジネスパートナーとのマッチングの機会を提供します。	新規創業支援事業(一部)	・新事業コーディネータによる、創業予定者への集中的なアドバイス	12,378	
		北陸技術交流テクノフェア開催事業費補助金(一部)	・北陸技術交流テクノフェア開催への助成	4,000	

	未利用有機性資源の堆肥化施設や未利用木質資源の加工施設の整備を進め、関連産業の振興を図ります。				
環境調和型製品の需要の拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。(再掲)				5
	福井県グリーン購入推進方針や福井県建設リサイクルガイドライン等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。(再掲)	グリーン購入推進事業(再掲)	グリーン購入ふくいネットを活用した普及啓発(情報紙発行、懇談会開催等)		10 103
	環境ビジネス展の開催や県外で開催される環境ビジネス展等への企業の出展を支援し、環境調和型製品の販路拡大を促進します。	地球温暖化防止キャンペーン事業(再掲)	地球温暖化防止に関する広報キャンペーン、環境フェア等の実施		54
	グリーン購入ふくいネット等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。(再掲)	グリーン購入推進事業(再掲)	グリーン購入ふくいネットを活用した普及啓発(情報紙発行、懇談会開催等)		101
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。				5
	間伐材等木材(県産材)の公共工事における利用を積極的に推進し、県民への間伐材等木材の環境資材としての理解の醸成を図ります。	県産材利用推進対策事業	協議会、講習会の開催 情報誌等によるPR活動、イベントの支援	2,790	62-2
		県産材利用情報ネットワーク整備事業	県産材の利用 供給等の情報収集、提供	1,077	62-2
				環境関連産業の創造と振興」小計	3,574,197

3 地球環境の保全

3 - 1 水環境など生活環境の保全

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号	
水環境の保全 (ア 閉鎖性水域や中小河川の 水質保全)	福井県水処理施設整備構想に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水設備整備事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率的かつ着実に整備を進めます。	公共下水道等整備	公共下水道処理場等の整備	1,807,369	23	
		漁業集落環境整備事業	漁業集落排水の整備	909,724	24	
		林業集落排水施設整備事業	林業集落排水の整備	-		
		農業集落排水事業	農業集落排水の整備	1,462,238	25	
		合併処理浄化槽設置整備事業	市町村が実施する合併浄化槽の設置に対する助成事業への補助	108,954	26	
	自然界に存在する植物や微生物の浄化能力の活用を含め、湖沼水質の改善策についての調査研究を進めます。	湖沼水質浄化研究事業(再掲)	天然素材の水質浄化メカニズムの解明 底質の窒素、リン溶出メカニズムの解明			28-2
		アオコ対策技術研究事業(地域科学技術振興研究事業の一部(再掲))	水流装置、超音波・オゾン装置によるアオコ除去対策研究			27
		シジミ資源増大事業(地域科学技術振興研究事業の一部)	湖底耕耘によるシジミの増殖技術の確立とそれに伴う水質、底質の改善に関する研究			28
	肥料成分の流出が少ない緩効性肥料や側条施肥田植機の普及をはじめ、省力施肥技術の開発など、農地からの負荷の削減対策を検討・推進します。					30
		湖沼内に堆積しているヘドロのしゅんせつ等を行い、窒素、炭の溶出を防止するとともに、波打ち際を緩傾斜のなぎさとし、ヨシ等が自生する植物帯の創出を図ります。	河川環境整備事業(浄化)	堆積しているヘドロの浚渫等による水質浄化	60,000	29
	水質汚濁防止法や福井県公害防止条例に基づく規制を徹底するとともに、三方五湖については、湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場指導要綱に基づく排水基準の遵守を指導します。	工場排水取締強化事業	工場立入による監視・指導	1,422	31	
		都市中小河川については、生活排水対策や事業場排水への規制・指導などに加え、河川や水路自体の浄化能力の向上を図ります。	河川環境整備事業(浄化)	みお筋の形成によるヘドロ堆積の防止、河川の浄化能力の向上		
	油の流出や魚類のへい死などの水質事故に迅速に対応するため、関係機関との連携の強化と事故防止のための啓発を行います。					
下水道や合併処理浄化槽等の適切な管理と法定検査等の周知を図ることにより、維持管理の徹底を図ります。		浄化槽設置者講習会	浄化槽設置者への講習	410	32	
河川・湖沼の水質常時監視を実施します。		合併処理浄化槽設置整備事業(再掲)	市町村が実施する合併処理浄化槽等の設置に対する助成事業への補助			26
		公共用水域常時監視事業	水質の常時監視 河川38地点、湖沼19地点	11,408	33	
		公共用水域測定計画策定事業	常時監視計画の策定	135	33	
河川水質の改善を進めるため、現状の利用形態や水質の現況等に応じて環境基準の見直しを行い、より一層きれいな水質をめざします。		水質保全計画策定事業	水質保全計画の策定(深川・磯部川)	348	35	
						34
水環境の保全 (イ 海域の水質保全)	海域の水質常時監視を実施するほか、主要な海水浴場において大腸菌やO-157などの水質検査を徹底し、安全性を確認します。	公共用水域常時監視事業(再掲)	水質の常時監視 海域33地点		33	
	海水浴場水質調査	海水浴場の水質調査	1,301	33		
	漁場環境の監視や生物モニタリング調査などの水質汚濁等に関する情報の収集により、沿岸海域および内水面の水質環境の保全を図ります。	漁場保全対策推進事業	漁場環境総合検討会の開催 漁場環境の監視とモニタリング調査	2,792	35-2	
漁場や漁港内に浮遊・漂着した廃棄物の回収や海底の堆積物の除去を実施し、漁場環境の保全を図ります。	海面環境保全事業	漁港、漁場等の廃棄物の回収	9,500	35-3		
水環境の保全 (ウ 地下水汚染の防止と浄化の推進)	地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の地下水への浸透の防止を徹底します。	工場排水取締強化事業(再掲)	工場立入による監視・指導		31	
	汚染の早期発見のため、今後とも、市町村等を通じて土地利用などの実情を十分把握しながら、効果的な地下水調査を継続的に実施します。	地下水質監視調査	概況調査 年60地点 汚染井戸周辺地区調査 定期モニタリング調査	5,682	36	
	汚染発見時には、飲用等による健康影響の防止を最優先に、地下水の利用者をはじめとする当該地域住民への速やかな情報提供を行います。					

	科学的な調査等の実施により、汚染原因の究明を行うとともに、汚染者負担の原則に基づき浄化対策の実施、指導を進め、汚染の拡大を防止します。				
水環境の保全 (土壌汚染防止対策の推進)	有害物質取扱い工場、事業場に対し、汚染防止の指導を徹底します。	新土壌汚染監視調査	土壌汚染対策法に伴う土地の汚染状況調査	587	36-2
	有害物質取扱い工場、事業場の利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染状況調査や必要な対策を指導します。				
	汚染が判明した場合には、「指定区域」に指定し、情報を公表します。				
	土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある場合は、土地所有者等に対し、汚染土壌の除去など、適正な土壌汚染対策を進めます。				
水環境の保全 (地盤沈下の防止)	地盤沈下を早期に見出すため、地下水位と地盤沈下量の監視を実施します。	地盤沈下防止対策事業	観測井での常時監視 福井平野における水準測量の実施 (国土地理院、福井市と協力して4年毎に実施)	6,147	37
	「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地盤沈下地域において地下水の揚水制限や地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。	地下水位観測事業	地下水の定点観測	432	37
	地下水位の低下を防止するため、節水の合理化や雨水の地下浸透などの対策を推進します。	市街地部での節水型散水消雪に関する研究	交互散水方式の技術的確立等による市街地消雪の節水	1,927	19
	地下水を散水しない、あるいは節水型の消雪技術の開発と普及に努め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。	地中融雪システムの研究(画像情報処理技術による路面積雪センサーの開発)	CCDカメラ画像を利用した画像処理技術による路面積雪センサーの開発および情報の活用		19
	工業用水や水道用水に河川水やダムの水を利用し、地下水の過剰揚水を防止します。	県営第一工業用水道事業 福井臨海工業用水事業 日野川 地区水道用水供給事業 坂井地区水道用水供給事業	地下水を利用していた企業や市町村に河川水等を浄化して供給することによる地下水の過剰揚水の防止	12,619,254	
大気環境の保全	大気汚染テレメータシステムにより、県内全域の大気汚染状況の常時監視を実施します。	テレメータ常時監視事業	観測局における大気状況の常時監視測定(40局)	91,342	40
	工場、事業場から排出される大気汚染物質の排出を抑制するため、指導、規制を徹底します。	煙道行政検査	ばい煙発生装置のある大規模工場等の立入検査(22工場)	1,808	41
		工場立入検査指導事業	工場立入による監視、指導	189	41
		硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量の多い工場等については、地域特性や排出形態等に応じて公害防止協定を締結すること等により、排出抑制対策に取り組みます。			
	県内における大気中のPM2.5の実態調査を進め、ディーゼル車等の排ガス等による粒子状物質の排出抑制策を検討します。	有害大気汚染物質監視調査	優先取組物質の大気環境調査 (12項目 5地点)	2,846	42
	光化学オキシダントの高濃度時には、住民の健康被害を防止するため、注意報の発令等を市町村と連携して迅速に行うとともに、事業者に対し、燃料使用量の削減を要請します。				
	低公害車や低燃費、低排出ガスの普及を促進します。	低公害車導入促進事業(再掲)	市町村が行う低公害車購入補助への助成 (電気・ハイブリッド 天然ガス 300台)		60-2
		新天然ガス自動車率先導入事業(再掲)	天然ガス自動車の率先導入、普及啓発		60-3
	県が保有する公用車を計画的に低公害車へ切り替えます。				
	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。	新生活交通活性化推進事業(再掲)	福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発		59
騒音・振動・悪臭防止対策	道路に面する地域住民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を行います。	自動車騒音常時監視事業	自動車騒音の常時監視(8区間)	5,026	43
	新たに道路を建設する際には、必要に応じ、緩衝緑地帯の整備や道路構造の改善など自動車走行に伴う騒音・振動に対する対策に取り組めます。				
	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成16年11月の改善期間までにすべての家畜排せつ物の野積み改善のため、処理施設や堆肥化施設の整備など環境改善施設の整備を進めます。	家畜排せつ物処理・利用施設整備事業(再掲)	家畜排せつ物処理施設の整備		16
		畜産経営環境保全総合対策指導事業	環境汚染発生状況等の実態調査 巡回指導、悪臭防止対策指導等	492	44
	騒音・振動・悪臭については、とりわけ市町村の役割が大きいことから、今後とも連絡を密にするとともに、必要に応じて地域指定などの見直しを進めます。	騒音振動防止対策事業	規制地域の変更、実態調査等	243	43
	悪臭防止対策事業	規制地域の変更、実態調査等	567	44	
災害時・緊急時における環境保全対策	災害・緊急時の特性に応じて、速やかに大気や水質等の調査を実施し、結果を公表します。				
	重油等による大規模な海洋汚染に対しては、国等の関係機関と連携し、迅速で的確な対応を図ります。				
	有害物質保有情報の集積など、二次的な環境汚染を防止するための事前対策に努めます。				
3 - 1 小計				17,112,543	

3 - 2 化学物質等による環境汚染の防止

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号
化学物質対策の推進(ダイオキシン類の排出抑制と監視の徹底)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者に対し、排出基準や構造基準の遵守、自主測定結果の報告の徹底などを指導します。	ダイオキシン類行政検査事業	特定事業所のダイオキシン類検査 (大気排出12事業所)	3,503	45
	県内の特定施設等からのダイオキシン類排出総量の把握とその削減に努めます。	ダイオキシン類行政検査事業(再掲)	特定事業所のダイオキシン類検査 (大気排出12事業所)		45
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。				7
	ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化や分別の徹底を推進します。				

	大気、水質、土壌等の環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続的に実施するとともに、食物由来も含めた人の摂取量等について、調査研究を推進します。	ダイオキシン類常時監視事業	大気、水質、底質、地下水、土壌の常時監視調査	16,718	46
		化学物質環境対策推進事業	ダイオキシン類、環境ホルモンの調査研究等	45,124	47
化学物質対策の推進（環境ホルモンの実態調査と対策の検討）	環境汚染や健康被害の未然防止を図るため、環境ホルモンに関する正確な情報を収集するとともに、正確で分かりやすい情報を提供します。 環境ホルモンの環境中での実態調査をはじめ、環境影響や排出抑制技術等に関する調査・研究の推進に努めるとともに、発生源に対してはその削減を指導します。	化学物質環境対策推進事業（再掲）	ダイオキシン類、環境ホルモンの調査研究等		49
化学物質対策の推進（農業の安全使用と低減化の推進）	農耕地・ゴルフ場での農薬の使用等に対し、水質調査等の監視をより一層強化します。	公共用水域補完調査事業	ゴルフ場排水の農薬調査	1,113	50
		薬剤防除安全確認調査	松くい虫防除薬剤の気中濃度、水質調査	2,704	
	農薬の適正な販売・使用を徹底するため、農薬安全使用講習会の開催や農薬管理指導士の認定および「農作物病害虫防除基準」の策定を継続的に実施します。	農薬安全対策事業	作物、土壌中の農薬残留調査	513	51
			農薬管理指導士研修会の開催 講習会、研修会の開催	1,341	51
	農薬の安全使用を徹底するとともに、農薬や化学肥料を極力使用しない環境に配慮した栽培技術の研究・推進に努めます。	特別試験事業（再掲）	ハウス栽培における減農薬と剪定枝等園内未利用資源の活用技術の確立		30
	既に使用が禁止されている古い農薬等の環境への流出防止に向けて、農業協同組合等を通じて農薬の回収を徹底するなど、適正な管理・処分を行います。				
	減農薬をめざした主要病害虫の防除技術の確立に取り組みます。	農薬使用判断基準策定事業	要防除水準の適合性調査	900	51
		一般試験研究事業	フェロモンを利用した病害虫防除技術の確立	884	52
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく有機農産物や有機農産物加工食品の認証制度や、農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む農業者を認定する「エコファーマー」制度、県独自の「福井県特別栽培農産物認証制度」を生産者・消費者の双方に普及します。	環境調和型農業ふくいモデル育成事業	集団で環境調和型農業に取り組むエコファーマーを中心としたモデル集団への、技術習得や設備導入、販売促進支援による育成	14,000	52-2
		有機農産物等認証制度推進事業	県特別栽培農産物認証制度の推進	13,700	52-2
化学物質対策の推進（PCBの適正な保管・処理の推進）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、等に基づき、国と協力してPCB廃棄物を確実に適正に処理します。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金拠出金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を推進するための基金への拠出	13,000	
	PCB廃棄物の保管状況等の把握に努めるとともに、事業者に対し、適正な保管・管理について指導を徹底します。				
化学物質対策の推進（化学物質等による環境汚染・健康影響の未然防止）	化学物質の人に対する健康影響に加えて、生態系への影響についても、情報の収集・解析や調査研究を進めます。	化学物質環境汚染実態調査	環境省からの委託によるモニタリング調査	212	
	未規制の化学物質の使用について、必要に応じて新たな規制・指導を検討します。				
情報の整備と提供（情報の整備）	化学物質を取り扱う事業者に対し、PRTR法の普及を図り、事業者自身による化学物質の管理・使用量の削減を促進するとともに、適切な化学物質対策を進めるため、PRTR制度で得られたデータの整備を強化します。				48
	ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、より正確な情報を収集します。				
情報の整備と提供（情報の提供）	研修会などを通じて、化学物質等安全データシートの活用等を周知し、化学物質や化学物質を含む製品に関するスムーズな情報提供を図ります。				
	県民に対し、化学物質に関する情報をわかりやすく提供していきます。				
3 - 2 小計				113,712	

3 - 3 温暖化防止対策等、地球環境の保全

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号
温室効果ガスの排出抑制（省エネルギーの推進）	環境自主行動計画の策定等を通じて、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。	環境マネジメントシステム構築支援事業（うち環境自主行動計画策定モデル事業）（再掲）	モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54
	エネルギーの使用の合理化、再生資源の利用等に取り組む中小企業に対し、指導員を派遣等により、実状に即した解決策を具体的に支援し、エネルギー使用合理化設備の導入を促進します。				
	省エネルギー診断や設備の改善、省エネルギー効果の検証等の包括的なサービスを提供するESCO事業に関する情報を提供し、その活用を促進します。				
	「環境ふくい推進協議会」や「資源とエネルギーを大切に」する運動福井県推進会議、「アースサポーター」(地球温暖化防止活動推進員)等を通じて、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、家庭における省エネルギーの取組みを促進します。	省資源運動推進事業	省資源に関する普及啓発	1,293	53
		地球温暖化防止計画推進事業	アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 アースサポーター広域合同研修会 地球温暖化対策推進会議の開催	2,731	54
		地球温暖化防止実践活動促進事業（エコオフィス宣言事業所推進事業）	エコオフィス宣言事業所の推進 (年間を通じて省エネの取組みを実践する事業所)	1,824	54
		地球温暖化防止実践活動促進事業（地域活動支援事業）	市町村の実施する温暖化防止対策への助成（環境家計簿、エコポイント、省エネナビ） (温暖化3本計 9,555千円)	5,000	54

		地球温暖化防止キャンペーン事業	各種広報媒体を活用した温暖化防止広報キャンペーン、環境フェア等の実施	20,000	54	
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。					
	街灯などの照明の効率化を通じて、省エネルギーの推進を図ります	新トンネル照明の省エネルギー化に関する研究	車両の通行量に応じたトンネル照明の調光制御の研究	2,339	56-2	
温室効果ガスの排出抑制（新エネルギーの導入）	風力・太陽光など新エネルギー設備を率先して導入することにより、導入効果の検証を進め、その普及を図ります。	太陽光発電設備設置事業	県立高校への太陽光発電設備の率先導入	107,268	57-2	
		太陽光発電等住宅設備設置促進事業	太陽光発電等の住宅設備の設置費の一部助成事業	120,000	57-3	
	県営住宅団地など県有施設において、太陽光発電設備を設置するモデル事業に取り組みます。				55	
	福井県の気候、風土にあった省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー設備を取り入れた環境共生住宅の普及を図ります。					
	水力発電とともに環境負荷の少ない風力発電を行い、石油代替エネルギーを確保します。	水力発電事業	中島、滝波川第一、真名川、山口、中島第二、広野の計6箇所	2,273,231		
		風力発電事業	福井市国見岳	41,399	57	
	地熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど、環境負荷の低減をめざした雪対策技術の開発を進めます。	地中熱融雪システムの研究（再掲）	基礎抗利用地熱融雪の橋梁での適用に関する研究および専用杭による地中熱融雪技術の研究			19
		雪冷熱利用空調システムの研究（再掲）	福井地域における雪の保存方法の確立および環境負荷のない自然の冷熱源としての空調システムへの応用			
		利雪技術導入促進事業	雪を冷熱源とする雪冷熱エネルギーの普及啓発（市内検討会、先進地への案内、技術アドバイザーの派遣）	631	58-2	
	未利用木質資源の多角的な利用および化石燃料の使用抑制を図る観点から、バイオマスエネルギーとしての利用の検討を進めます。	木質バイオマス利用推進事業（再掲）	バイオマスエネルギー導入システムの検討			18
温室効果ガスの排出抑制（環境負荷の少ない交通対策の推進）	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。（再掲）				60	
	公用車への低公害車の率先導入に努めるとともに、県民や事業者への低公害車の普及を図ります。	低公害車導入促進事業	市町村が行う低公害車購入補助への助成（電気・ハイブリッド天然ガス 300台）	18,000	60-2	
		新天然ガス自動車率先導入事業	天然ガス自動車の率先導入、普及啓発	2,610	60-3	
	環境負荷の少ない車両による配送を求める「グリーン配送」の導入や物流の効率化について検討を進めます。					
	電車やバスなどの公共交通機関の利用促進を図るための都市づくりについて検討を進めます。	新福井都市圏総合都市交通体系調査事業	交通実態調査（パーソナルリップ調査）等による都市圏の望ましい総合都市交通体系のあり方の策定	9,000	58-3	
		駅周辺での駐車場や駐輪場の整備によるパークアンドライド、サイクルアンドライドの推進等により、電車・バスなどの公共交通機関の利用を促進します。	新世紀ふくい生活交通活性化支援事業	市町村が行う利用促進の取組みに対する支援	35,000	59
			新生活交通活性化推進事業	福井県生活交通活性化会議の開催・ノーマイカーデーなどの広報、啓発	3,723	59
	コミュニティバス、福祉バスの導入など新たな取組みを促進します。	パークアンドライド渋滞対策モデル事業	モデルケースとして鉄道駅周辺へのパークアンドライド型の駐車場整備	130,000	59	
		生活バス路線確保対策事業	生活バス路線における運行経費等の補助	485,789	59	
		フレンドリーバス試行事業	県立施設と福井駅を結ぶ無料送迎バスの試行運行	19,740	59	
温室効果ガスの排出抑制（省エネルギー型の都市構造の構築）	土地利用の規制等により、コンパクトな市街地に誘導することで、エネルギー利用の効率性の向上を図る。					
森林資源の保全と利用	本県の総面積の75%を占める森林の適切な保全や植林・保育・間伐等の森林整備の着実な推進を図り、森林による二酸化炭素の吸収源対策を推進します。	共生保安林整備事業	快適な生活環境の保全、形成を図るための総合的森林整備	244,650	71	
		保安林改良・保育事業	荒廃保安林の改植等	538,650	71	
		保安林整備管理事業	保安林の指定・解除等 保安林の適正かつ円滑な整備管理	8,478	71-2	
		造林補助事業	保育、間伐等の森林整備の助成	2,064,661	72	
		豊かな海の森林づくり推進事業	林業者と漁業者等県民との連携による森林づくりへの支援	600		
	森林整備を確保するための支援体制や具体的な整備手法等について検討を進めるとともに県民参加による森林づくりを推進します。	森林整備地域活動支援交付金事業	日常の森林管理活動に対する支援（交付金の交付）	327,000		
		炭素の長期にわたる貯蔵および化石燃料の使用量抑制のため、再生可能な資源である間伐材等木材および木質資源の公共施設や公共工事での積極的な利用を推進します。	県産材利用推進対策事業（再掲）	協議会、講習会の開催 情報誌等によるPR活動、イベントの支援		62-2
		木とのふれあい施設づくり推進事業	公共施設の木造、木質化等への助成	31,700	62-2	
		木とのふれあい環境づくり推進事業	市町村等が行う県産材を使用した製品導入等に対する助成	10,000	62-2	
		公共土木資材利用開発事業	研究会の開催 普及パンフレットの作成 設計基礎調査、研究等	2,368		
県産間伐材流通促進対策事業		間伐材の搬出補助 パンフレット作成、認証制度	57,731	62		

		安心と満足の福井材ふれあい事業	福井材の生産に対する助成および普及啓発	10,945	62-2
	近くの山の木で家をつくる運動』の展開等を通して、住宅等での木材(県産材)の利用拡大を促進します。	県産材利用推進対策事業(再掲)	協議会、講習会の開催 情報誌等によるPR活動、イベントの支援		62-2
		県産材利用情報ネットワーク整備事業(再掲)	県産材の利用 供給等の情報収集、提供		62-2
	森林生態系に配慮した多様な森林施業などの知識・技術を有した若い労働者をはしめとする森林整備を担う人材の確保・育成を図ります。	森林整備担い手育成確保総合対策事業	新規林業者の募集、研修等の実施	37,972	62-3
		森林組合等経営基盤強化対策事業	研修会、協議会等の実施 森林地図情報整備、事業提携の推進 等	9,545	62-3
フロン回収・破壊の推進	フロン回収破壊法に基づき、フロンの回収・破壊が適正に行われるよう、回収を担う登録業者等に対する監視・指導を徹底します。	フロン回収推進事業	・フロン回収の普及啓発 ・フロン回収、引取業者の登録	97	63
	オゾン層やフロン回収等に関する情報を県民に提供するとともに、回収・破壊費用の負担について周知・徹底します。				
酸性雨の監視	国が実施する酸性雨対策調査へ参画するほか、県内の酸性雨の実態を継続的に実施します。	酸性雨監視調査事業	環境省の委託による酸性雨モニタリング調査等(国設酸性雨測定所、夜又ヶ池等)	3,058	64
	自然的・人為的要因が見られない夜又ヶ池において、酸性雨による湖水への影響や土壌の緩衝能力に関する調査を実施します。	新酸性降下物の環境影響解明研究事業	酸性降下物による環境影響発生メカニズムの解明と影響発生の防止	8,230	64-2
国際環境協力	環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信するとともに、これらの情報の提供等を通して県民・事業者の国際環境協力を促進します。				
	開発途上国などの環境問題の解決に貢献するため、環境分野における研修生の受け入れを推進します。				65
3 - 3 小計				6,635,263	
「地球環境の保全」 小計				23,861,518	

4 自然との共生

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注) 目標番号
すくれた自然環境の保全	白山国立公園とそれに隣接する奥越高原県立自然公園は、一団として隣接県にまで広がりを持っていることから、地域をはしめ国や関係する県等とも広く連携しながら適切に保全・管理します。	公園管理指導事業	・自然公園法に基づく許認可事務の適正な運営と管理	4,630	66
	越前加賀海岸国定公園の長距離にわたって連続するすくれた景観や藻場などの生物の生息環境を、地域と連携しながら適切に保全・管理します。				
	自然度の高い貴重な自然を有する自然環境保全地域について、今後適切に保全します。	自然環境の保全事業	敦賀市池河内湿原の保全・管理	300	67
		自然環境保全条例の施行	環境審議会の部会の開催	477	
	野生鳥獣の生息地の確保を図るため、地域の理解を得ながら、既設鳥獣保護区の適切な管理を行います。	鳥獣保護事業	保護区を明示する管理標識(制札)の設置・管理	270	68
	鳥獣保護区の新規設定に当たっては、自然公園制度や国の緑の回廊計画、隣県の保護区等との連携に留意しながら、計画的に広域的な生息地の確保を図ります。				
身近な自然環境の保全(ア里地・里山の保全および活用)	里地里山の二次的自然環境の生物多様性を保全するため、希少野生生物の生息・生育地として特に重要な里地里山(重要里地里山)を抽出し、環境学習等による活用や持続的な保全管理の方法について地域住民や市町村と連携し、部局横断的に検討を進めます。	重要里地里山の保全・活用対策事業	希少野生生物の生育状況調査および重要里地里山の選定	1,000	68-2
	地元住民やNPO、ボランティア等と連携しながら希少野生生物の生息地の維持管理や監視に取り組みます(福井県版グリーンワーカー制度)。				
	中山間地域等直接支払制度を推進し、農地の保全に努めるとともに、集落が行なう自然生態系の保全に資する取り組みを支援します。	中山間地域等直接支払交付金事業	・急傾斜農地等で農業生産活動を行う農業者等に対する直接支払交付金の交付	399,597	
	中山間地域の棚田等が持つ公益的機能を維持・増進するため、環境との調和に配慮した農業生産基盤等の整備、地域住民による保全マップの作成や農地の保全・管理を行う組織・人材の育成を図ります。	中山間地域総合整備事業	・農業生産基盤、農村生活環境基盤、活性化施設の整備	2,860,616	70
		ふるさと水と土ふれあい事業	・土地改良施設の保全整備	166,126	
		ふるさと水と土保全基金事業	・ふるさと保全指導員研修、基本対策作成	4,200	
		棚田地域保全基金事業	・土地改良施設保全のための資機材支援	3,600	
	福井県都市計画マスタープランに基づき区域区分等の都市計画制度を活用することにより、郊外での無秩序な開発を抑制するとともに、都市を取り巻く良好な自然環境を保全し、農業農村の基盤整備においては、自然に親しめる生態系や景観に配慮した整備を進めます。	かんがい排水事業	・農業用排水施設の整備	6,231,516	69
		経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	・農業基盤整備、農業生活基盤整備	1,529,974	
		地域用水環境整備事業	・農業水利施設の整備	72,450	69
森林所有者等の自助努力では整備が期待されない森林について、公的主体による多様な森林整備を推進します。	共生保安林整備事業(再掲)	生活環境保全のための総合的森林整備		71	
県民が森とふれあえる保健休養の場などの利用や森林生態系の保全を図るため、適切な森林の整備・保全を推進します。	森林空間総合整備事業	(造林補助事業の内数)			
松くい虫被害に代表される森林病虫害による森林被害対策を推進し、森林の公益的機能の維持保全を図ります。	松くい虫被害総合対策事業	伐採駆除や薬剤散布等総合的な防除	92,729	75	
	松くい虫被害特別対策事業	国定公園内の松くい虫被害の防除	12,656	75	

		ナラ類の集団枯損被害対策事業	ナラ類の集団枯損被害の予防駆除	1,955	75
身近な自然環境の保全（イ 身近な地域における自然環境の復元）	野鳥やトンボなど生き物とのふれあいにより四季を感じることでできる地域づくりをめざして、公共事業における多自然型工法の採用や学校ビオトープの整備への技術的支援等に取り組みます。 身近な自然環境が環境学習に活用されるよう努めます。 野鳥や昆虫、水生生物などの身近な生き物が生息し、移動しやすい中継地空間として、都市部におけるビオトープの整備を進めます。				
身近な自然環境の保全（ウ 都市の緑の保全と整備）	里地里山や田園地域から市街地に緑の連続性を持たせるため、都市公園等の整備に際してはその配置に配慮するとともに、それらを相互に結ぶ道路の緑化や沿道における緑の保全と整備を図ります。 身近で日常的なレクリエーションの場となる公園の整備や鳥状緑地等の保全、工場周辺等での緩衝緑地の整備を図ります。				
		テクノポート福井ふれあい自然公園（仮称）整備事業	テクノポート福井での自然を活かした公園整備	62,900	76
		テクノポート福井内用地管理等業務委託	テクノポート福井内の環境美化業務の委託	4,233	
		テクノポート福井環境整備事業（汀線清掃）	テクノポート福井内の海浜地の清掃	1,742	
		産業用地等環境整備事業	テクノポート福井内の草刈り等の環境整備業務の委託	13,883	
	福井県広域緑地計画や市町村が策定する緑の基本計画に基づき、都市内の緑地を保全・整備します。	丹南地域総合公園（仮称）建設調査費	武生市吉野地区に整備する公園の基本設計等	7,650	76
身近な自然環境の保全（エ 市民活動との連携）	地域づくりの中で主体的に自然環境の保全・復元に取り組んでいる住民やNPO、団体等と連携した保全活動を進めます。 地域への指導者の派遣や活動に関する相談等の支援を組織的に行うため、自然保護を普及する拠点施設（自然保護センター、海浜自然センター等）を中核とした地域支援ネットワークの形成を図ります。	（仮）ふくい環境力向上プロジェクト推進事業（再掲）	子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援		99
身近な自然環境の保全（オ 環境学習等の場としての積極的活用）	子どもたちの遊び場や自然体験・環境学習の場となるよう、地元や市町村等と連携しながら、里地・里山の保全・活用に部局横断的に取り組みます。				
希少野生動物の保護など生物多様性の確保（ア 分布情報の集積と保護対策）	希少野生動物の現状を把握し、保護を図るため、動物編に引き続き、福井県版レッドデータブック（植物編）を作成します。また、自然環境保全基礎調査資料や福井県版レッドデータブック作成に係る補充調査、環境アセスメント等の自然環境情報を集積します。 自然環境情報をもとに、開発行為による生息環境の改変に対する保全措置をはじめ、地域固有の貴重な自然環境と希少野生動物の永続的な保護対策を検討します。	地域と連携した里地希少野生動物保全対策事業	・武生市西部重点地域における調査および保全・活用計画の策定	4,986	77-2
	農業活動によって維持されてきた雑木林や溜池・水路・棚田などの里地環境に依存してきた希少野生動物を保護するため、営農の持続を図るなど生息環境の保全に努めます。また、農業生産基盤の整備に当たっては環境との調和に配慮します。	農業農村環境計画策定事業	・市町村による農業農村整備事業における環境への配慮や、環境保全の基本的な計画、具体的な方策を策定	15,000	70
	公共事業等による生息環境の改変を極力避けるため、事業者に対し施設配置計画や工法の検討などの配慮について指導・調整します。	（仮）環境に配慮した農業農村整備技術実証事業	・地域の生態系に配慮した整備手法の実証 ・美方地区堆肥化施設における有機性資源の循環利用についての実証	4,000	16
希少野生動物の保護など生物多様性の確保（イ 移入種問題の検討）	ブラックバス、ブルーギル等の移入種による自然生態系への影響が懸念されるため、移入種の侵入防止、駆除などの対策について規制強化も含め検討を行います。	（仮）ブラックバス・ブルーギル駆除事業	・外来魚（ブラックバス・ブルーギル）の分布状況等の調査、効率的な駆除方法の検討、漁業者による駆除、県民への普及啓発等	3,150	77-2-2
野生鳥獣と人間社会との共生	自然を構成する重要な要素である野生鳥獣と人との共生をめざすため、第9次鳥獣保護事業計画（H14～18年度）を着実に実施します。 森林に被害を及ぼす野生鳥獣との共生をめざした、被害回避技術や施業技術の開発・普及に努めます。 生息数が増加し、分布域の拡大も予想されるシカについて、生息密度や生息環境等を科学的に調査した上で、特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的・計画的な個体数管理を図ります。 農林業被害を増加させているシカやイノシシ等について、適切な駆除が実施されるよう市町村の有害獣駆除事業を支援します。 野生獣による農作物被害を予防するため、防護柵の設置やバトロール威嚇に取り組みます。	（仮）鳥獣害のない里づくり推進事業	体制強化対策（入づり、体制整備等） 戦術強化対策（ハート対策、普及啓発等）	65,900	77-3 77-4 77-5
		造林補助事業（獣害回避対策）	・鳥獣害防止施設等への助成	23,100	
		特定鳥獣保護管理計画策定事業（鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）	・シカを科学的な調査、知見に基づいて計画的に保護管理するための計画の策定		77-3
		有害獣駆除対策事業	・市町村が実施する有害獣駆除に係る経費の一部補助		77-4
					77-4

自然とのふれあいの推進 (県民ニーズに合った自然公園等の施設整備)	園地、歩道、駐車場、便所など、自然の中でより快適に活動できる施設を改修、整備します。なお、施設整備に当たっては、太陽光利用施設や透水性舗装など、自然への負荷軽減に配慮します。	自然公園等整備事業	国立、国定、県立自然公園の公園施設の整備	273,820	78
	自然の仕組みの学習など自然観察のための施設を整備します。	テクノポート福井ふれあい自然公園 (仮称) 整備事業 (再掲)	テクノポート福井での自然を活かした公園整備		
自然とのふれあいの推進 (自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成)	自然保護を普及する拠点施設等を中心に、農林業体験活動等との連携を図りながら、自然観察会や多様な自然の姿を五感で体験する講座等、本県の豊かな自然を体感する幅広いソフト事業の充実に取り組みます。	池河内管理木道改修事業	池河内湿原の管理用木道の改修	12,200	67
	市町村や学校、各種団体と連携して優れた自然環境保全の重要性について一層の普及啓発を進めます。	自然保護意識の普及啓発事業	自然保護センター (自然観察会、愛鳥教室、天体観望会リーダー養成講習会等) 海浜自然センター (親子ふれあい教室、スノーケリング、自然体験講座等) ナチュラリストの研修 養成	6,868	79 80
自然とのふれあいの推進 (自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成)	自然保護センターや海浜自然センターを活用し、県民ニーズに対応した自然体験学習の場と機会を提供します。	自然保護意識の普及啓発事業 (再掲)			
	自然に関心を持つナチュラリストや自然観察会等の指導者ができるナチュラリストリーダーを養成します。	福井の豊かさを支える農業農村環境学習推進事業	小学生等に対する農業農村の多面的機能についての学習実施 学習のための簡易な施設整備	1,880	79
自然とのふれあいの推進 (自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成)	観察会 地域活動の指導者 助言者として、農林業従事者など幅広い分野の人材に協力を得て、指導者派遣などの多様なニーズに対応します。	もり人づくり事業 (再掲)	学校教育と連携した森林、林業体験学習指導者の養成等		83
	子どもの食農 環境に関する学習体制を整備し、次代を担う農業者の確保や農業農村の持つ多面的機能に対する関心の醸成に取り組みます。	福井型エコツーリズム推進事業	自然体験プログラムの開発	1,386	79-2
自然とのふれあいの推進 (自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成)	森林や林業と人とのかかわりあいを深め、森林の持つ多面的機能と環境の大切さについて理解を図るため、野外 体験学習会の開催やジュニアフォレストサポーターの養成に取り組みます。	地域ぐるみ体験交流支援事業	地域ぐるみの活動や体験交流施設の連携等を推進	2,970	79-3
	地域の豊かな自然 文化や農林漁業体験を楽しむエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進を図ります。	新農山村ふるさと活性化対策事業	地域資源の活用 (農産物販売等を行う施設整備への助成) 都市農村交流の促進 (農作業体験施設等の施設整備への助成)	36,500	79-3
自然とのふれあいの推進 (森や水辺でのふれあいの機会創出)	生態系や親水性に配慮し自然と共生した水辺環境を復元するとともに、まちづくりと一体となった良好な水辺空間を整備 保全することにより、気軽に水に親しむことができる安心な水辺の復元や創出を進めます。	河川環境整備事業 (再掲)	河川内で、子ども達や地域の人々が集い体験できるような高水敷の整備		84
		地方特定河川等環境整備事業	低水護岸、せせらぎの整備等による、水辺に親しむ空間や憩いの場の創出	274,940	84
自然とのふれあいの推進 (森や水辺でのふれあいの機会創出)		水と緑のネットワーク整備事業	都市内における河川や水路に環境用水を導入し、豊かな水量を確保、身近にふれあえる水辺を取り戻すことや、災害に強いまちづくりを進めるとともに、モデル箇所の整備を実施	18,000	
	小学校に近い河川において、自然の状態を極力残しながら、水辺に近づける河岸や瀬 淵、せせらぎの創出、遊歩道の整備などを進め、身近な遊び場 教育の場として活用します。	水辺の楽校プロジェクト	子どもたちが河川で行う自然体験・自然学習の推進 (プロジェクトに伴う 大野市真名川 福井市狐川の改修)	50,000	84-2
自然とのふれあいの推進 (森や水辺でのふれあいの機会創出)	子どもたちが「水辺に親しみ 学び 遊ぶ」機会の提供や支援を行います。	水辺の自然体験活動推進事業	Eコマンドリーダーによる自然体験活動の推進	3,431	84-2
		勤ふくい環境力向上プロジェクト推進事業 (再掲)	子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援		99
自然とのふれあいの推進 (森や水辺でのふれあいの機会創出)	市街地周辺や自然環境の優れた地域の森林において、地域住民のニーズに対応した生活環境や自然環境を保全 創出するための森林整備を進めます。	共生保安林整備事業 (再掲)			71
		県民もりの推進事業	里山の森林づくりの推進 緑化の普及啓発等	12,725	82 83 84-3
自然環境基礎データの収集と活用 (データの収集、分析、情報提供)	みどりのデータバンク調査、や 福井県版レットデータブックを始めとする県内の自然環境に関する基礎データに加え、データの更新や新たな分野のデータ収集を進めます。	自然環境基礎調査事業 (再掲)			85
		渡り鳥保全調査	福井県に飛来する渡り鳥の生息状況の把握	160	85
自然環境基礎データの収集と活用 (データの収集、分析、情報提供)		ガンカモ科鳥類生息調査	福井県に飛来するガンカモ科鳥類の生息状況の把握	388	85
	得られたデータを地元自治体や住民の「宝」として認識されるよう、市町村毎にわかりやすくまとめ、情報提供に努めます。				
自然環境基礎データの収集と活用 (データの収集、分析、情報提供)	子どもたちに地元の自然のすばらしさや現状について理解を深めてもらうよう工夫したパンフレットを作成します。				
	各種調査事業等により蓄積された県内の自然環境基礎データを活用し、生物多様性保全や景観保全の観点による地域に根ざした自然環境保全方針を策定します。				
緑の確保など自然環境等への配慮	公共事業の実施に当たっては、環境に関する現況調査を行い、地域特性を踏まえた適切な工法を採用します。				108 110
	里山や田園地域の保全等による環状緑地や、道路の緑化による放射状緑地の形成を図ります。				
緑の確保など自然環境等への配慮	公共施設の整備に当たっては、周辺景観への配慮や緑化、オープンスペースの確保に努めます。				86
	道路法面の緑化 植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。				

	多自然型川づくりの方針に基づき、生物の生息・生育環境や自然景観の保全の観点に立った川づくりを進めます。	河川環境整備事業	河川内で、子ども達や地域の人々が集い体験できるような高水敷の整備	50,000	84
		ふれあいの川づくり推進事業	河川改修にあわせた河川本来の生物の生息・生育環境の保全	270,900	84
		里地河川環境保全モデル事業	河川の自然環境の復元を図る工法の効果の実証	10,000	84
	地域住民の意見を取り入れながら、生態系や景観等自然環境が優れた渓流の個性を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな渓流づくりを推進します。	通常砂防事業 火山砂防事業	・水と緑豊かな渓流砂防事業」として渓流環境整備計画に基づく砂防事業の実施	3,378,000	86-2
健全な水循環の確保	地下水の過剰揚水の抑制や透水性舗装の推進、適正な水田の管理や森林の整備・保全などを通じて、水循環の確保を図ります。				
	本県の水資源・水循環の現状を把握し、流域の実状に応じた水循環の健全化に向けた方策等の検討を進めます。	水資源対策事業	・水資源利用のための連絡会議の開催、水意識の普及啓発	495	38
	安定した水資源を確保するため、水源のかん養機能が低下した森林を保水力の高い「緑のダム」として整備するとともに、農用地の保全を進めます。	水源地域整備事業	水源地域の荒廃森林の総合的整備	549,150	71
	農業水利施設の多面的機能を維持・保全するため、住民主体の管理体制の整備や地域活動の支援に取り組みます。	地域用水機能増進事業	生活用水、防火用水、環境用水などの地域用水機能を維持・増進するための計画策定や支援活動、施設整備の実施	70,790	69
		国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備	25,830	86-3
		県営造成施設管理体制整備促進事業	県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備	32,800	86-3
良好な景観の確保と形成（安らぎと親しみのある景観の形成）	安らぎと親しみを与える良好な都市景観の形成を図るため、地域の気候・風土に合った街路樹等の植栽および維持管理を行います。	街路緑化事業	県管理街路への植樹	57,504	
	里山や鎮守の森、棚田等の整備、石積みの水路の保全・復元などにより、ふるさとの美しい風景を残します。				
	道路路面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。				89
	海岸域における動植物の生息・生育環境への配慮や砂丘と海岸林が一体となった自然景観に配慮しながら、自然豊かな親しまれる海岸および砂丘環境の保全に取り組みます。	海岸保全施設整備事業	・人工リーフの整備 漁岸環境の保全	104,600 60,000	91 90
		漁港環境整備事業	漁港、場施設の環境保全	20,000	90
		海岸環境整備事業	・人工リーフ等の詳細設計 離岸堤、遊歩道等の整備 侵食対策（離岸堤、突堤等）および環境整備（養浜工等）	21,000 480,350 99,100	91 91 91
		港湾環境整備事業	緑地、広場、植栽等の整備	238,000	92
	海岸の背後地の植栽や養浜、親水緑地等の整備を進め、海岸環境の保全・復元に取り組みます。	海岸侵食対策事業	海岸保全施設の整備	300,000	91
		海岸環境・景観整備事業	海岸環境の復元	405,000	90
		海岸保全施設整備事業	海岸保全施設の整備	30,000	92
	まちの美観を損なうごみの散乱や不適切な屋外広告物掲示の防止に取り組みます。				
	良好な景観の確保と形成（環境美化運動の促進）	県民の環境美化意識を醸成し、身近な街並みや河川・海岸の美観、美しい景観を維持するため、環境月間や河川愛護月間における普及・啓発活動に積極的に取り組みます。	地球温暖化防止キャンペーン事業（再掲）	環境月間の街頭キャンペーン	
県下一斉の美化活動やポスター・コンクール、街頭キャンペーンに取り組み、自主的な美化活動を促進します。		環境美化統一行動推進事業	・クリーンアップ大作戦の実施	749	94
		海面環境保全事業（再掲）			90
		都地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	各地区での自主的な河川愛護活動に対する助成等	23,963	95
		敦賀港・福井港親水空間環境美化推進事業	環境美化、ゴミ分別作業	6,062	94
歴史的・文化的環境の保全	歴史文化を活かしたまちづくりを進め、うらおいのある住空間の整備や歴史・文化に根ざした個性的なまちづくりを進めます。	文化財保存修理等補助金交付事業	指定文化財の保存修理	37,741	96-2-2
	重要伝統的建造物群保存地区にあっては、歴史的風致を維持し、日常生活と調和を図りながら保存します。	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	市町村が行う伝統的建造物群の保存修理に対する助成	4,387	96-2-2
	歴史に関連する道や古い歴史の面影を残す街道を調査し、その経過や現状を明らかにしながら、保存・整備・活用を図ります。	福井県歴史の道調査事業	歴史の道の調査	3,600	96-2-3
		歴史の香る建造物保存・活用事業	歴史の建造物の保存・活用を行う市町村・地域づくり団体への助成および普及啓発	5,601	96-2
「自然との共生」 小計				18,569,530	

5 環境意識の醸成

5-1 環境教育・環境学習の推進

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号
体系的な環境教育・環境学習の推進（体制の整備）	県民・団体・事業者の自主的な取り組みやパートナーシップの構築を促進するため、それぞれの活動の場、交流の場、情報収集・発信の場となる拠点の整備について検討を進めます。				
	身近な自然を保全活用しつつ、生き物とふれあい、自然の中で過ごすことのできる場の整備について検討します。				
	森林環境教育の充実を図るため、指導者の養成や多岐にわたる指導者のネットワークづくりを促進するとともに、指導者が周辺の環境を活かせる効果的な施設整備を支援するなど総合的な推進体制づくりに努めます。	もり入づくり事業	学校教育と連携した森林、林業体験学習 指導者の養成等	9,734	
	公民館・児童館等と連携した環境教育・環境学習の取組みについて検討を進め、子どもたちの身近な場における体験活動等の充実を図ります。	おふく環境力向上プロジェクト推進事業	子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援	3,670	99

		福井 岐阜 三重 滋賀子ども環境会議開催事業	・日本まんなか共和国における4県の子どもを対象とした環境会議の開催(夏休み中に福井で開催)	2,000	97
		ふれあいエコ活動活性化事業	・子どもエコクラブへの支援等	3,225	96-3
	中学校をモデル校に、専門講師による学習会の開催や環境・エネルギー関連施設の訪問を行い、この成果を他校へ広めるなど、学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。	環境・エネルギー教育支援事業	・市町村における環境・エネルギー教育の自主的な取組みに対する支援	30,000	96-4
		原子力・エネルギー学習環境づくり事業	・学校における原子力を含めたエネルギー教育、環境教育の支援(学校アトムバスの実施)	5,000	
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。(再掲)				
体系的な環境教育・環境学習の推進(イ 人材の育成)	学校における環境教育の充実を図るため、自然保護センターや海浜自然センター、財団法人若狭湾エネルギー研究センター等を活用し、環境・エネルギー問題に係る指導者の養成等を行います。				
	体験型学習を指導・推進するリーダーの養成など人材育成に取り組みるとともに、リーダーによるネットワークの構築を図ります。	環境アドバイザー事業	・学習会等へのアドバイザーの派遣	528	98
体系的な環境教育・環境学習の推進(ウ プログラムや教材の開発)	学校・地域・家庭・職場など、様々な場における環境教育・環境学習を効果的に推進するためのプログラムや教材の開発を進めます。				
	衛生環境研究センター、自然保護センター、海浜自然センターなど、環境学習施設における環境学習器材等の整備の充実に努めます。				
	本県の環境のすばらしさを県民自らが実感し、「環境立県福井」を県内外へ発信する環境資源の発掘に取り組みます。				
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進(ア 省資源・省エネルギーの実行)	環境自主行動計画の策定等を通して、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。(再掲)	環境マネジメントシステム構築支援事業(うち環境自主行動計画策定モデル事業)(再掲)	・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54
	「環境ふくい推進協議会」や「資源とエネルギーを大切にしよう運動福井県推進会議」、「アースサポーター」(地球温暖化防止活動推進員)等を通して、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、環境家計簿、環境カレンダーの利用などの身近で実践的な取組みを推進します。(再掲)	省資源運動推進事業(再掲)	・省資源に関する普及啓発		53
		地球温暖化防止計画推進事業(再掲)	・アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 ・アースサポーター広域合同研修会 ・地球温暖化対策推進会議の開催		54
		地球温暖化防止実践活動促進事業(エコオフィス宣言事業所推進事業)(再掲)	・エコオフィス宣言事業所の推進(年間を通して省エネの取組みを実践する事業所 40事業所)		54
		地球温暖化防止実践活動促進事業(地域活動支援事業)(再掲)	・市町村の実施する温暖化防止対策への助成(環境家計簿、エコポイント、省エネナビ)		54
		地球温暖化防止キャンペーン事業(再掲)	・各種広報媒体を活用した温暖化防止広報キャンペーン、環境フェア等の実施		54
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進(イ 省資源・省エネルギーの実行)	「福井県産業廃棄物自主管理システム」の対象事業所の拡大を図ります。(再掲)				
	地球温暖化防止のための「環境自主行動計画」の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。(再掲)	環境マネジメントシステム構築支援事業(うち環境自主行動計画策定モデル事業)(再掲)	・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54
	製造業者に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクルのことを考慮した製品づくりに取り組みよう働きかけます。(再掲)				
	「福井県リサイクル製品認定制度」、福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。(再掲)				5
	関係機関・団体が参画した県民総参加の「ごみゼロ運動推進協議会」(仮称)を組織し、県主導型運動を展開することにより、ごみの発生量を考えた商品選択や長期使用、ごみ排出時の分別・リサイクルの徹底などを促進します。(再掲)				2
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分でできる取組みについて普及啓発を進めます。(再掲)				
	セミナーの開催等を通して、買物袋持参や過剰包装の自粛など、消費者の自発的な実践行動を促進します。	新かしい消費者行動推進事業	・かしいお買い物運動」の推進、「福井かしいお買い物憲章(仮称)」の制定	1,900	53
		④) プラ容器リサイクル3割達成」事業(再掲)	・かしいマイバッグキャンペーン、ノートレイ運動の実施 ・市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成		3 5
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進(ウ グリーン購入の実行)	福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	グリーン購入推進事業(再掲)	・グリーン購入ふくいネットを活用した普及啓発(情報紙発行、懇談会開催等)		101
	グリーン購入ふくいネット」活動を通して、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。(再掲)				
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通して積極的に提供します。				
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進(エ 情報の提供)	インターネットや情報紙など様々な媒体を通して、環境の現状や環境学習の場や機会に関する情報を幅広く提供するとともに、インターネットによる情報提供では子ども向けのホームページを設けるなど、利用しやすい環境を整えます。	環境情報総合処理システム	・環境情報のデータベース化および県民への情報提供	1,949	102 103
	環境関連情報の適切な提供を進めるため、今後とも「環境情報総合処理システム」などの情報提供システムの充実に努めます。				
5 - 2 小計				58,006	

5 - 2 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

目標	施策の展開	事業名	概要	H16当初	EMS(注)目標番号
----	-------	-----	----	-------	------------

規制的手法の活用	社会情勢の変化に応じて適切に条例等の制定や見直しを行うなど、規制的手法の活用を図ります。				
経済的手法の検討	産業廃棄物に係る税をはじめ課徴金やデポジット制度等の経済的手法について、課題を整理し、県境を越えた広域的な視点を立て、検討を行います。				
環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムの構築は、企業における環境改善に寄与することから、講座の開設等により、県内事業所のISO14001の認証取得に向けた積極的な取組みを今後とも支援します。	環境マネジメントシステム構築支援事業（うちISO14001基礎講座開催事業）	・ISO認証取得のポイントを解説する講座の開催 (事業全体 2,500千円)	1,180	104 105
		ISO14001推進事業	県庁出先機関を含めたISO14001の推進	4,241	
	福井県環境ISOネットワークの充実 強化を図り、幅広い情報の交換や効果的な研修を通じて資質の向上を図ることにより、環境改善に向けたより一層の取組を推進します。	環境マネジメントシステム構築支援事業（うちISO14001基礎講座開催事業）(再掲)	・ISO認証取得のポイントを解説する講座の開催		115
	ISO14001の認証の取得を目指すことが困難な中小零細事業所等における環境マネジメントへの取組みを拡大していくため、今後、「環境活動評価プログラム」(環境省)など、より簡易な手法による環境マネジメントシステムの普及を図ります。				
自主的取組手法の推進	事業活動に伴う環境負荷や製品の環境負荷に関する情報などの積極的な開示を事業者に促すため、環境報告書などの手法の普及を図ります。				
	製品やサービスの環境負荷をライフサイクルアセスメントによって把握し、得られたデータを消費者にわかりやすく公表するための環境ラベルの導入について検討を促します。				
環境影響評価制度の充実	事業実態や環境問題の動向を踏まえ、必要に応じて、県環境影響評価条例の対象事業や技術指針の見直しについて検討します。	環境影響評価審査事業	環境影響評価の審査等	620	
	早期段階における環境配慮の手法である戦略的環境アセスメントについて調査・研究に取り組みます。				
	環境アセスメントを効率的に推進していくため、アセスメント実施者や地域住民等に対し、環境関連情報の適切な提供を図ります。				
都市計画制度の活用	地域固有の産業、歴史、文化および自然を背景として成長してきた都市の個性に合わせて、適切な土地利用や都市基盤の整備を進めます。	総合土地対策事業	適切な土地利用を図るための、審議会開催や土地価格の調査等	32,777	114-2
	魅力ある都市空間の創出および良好な歴史的な街並みや自然等の既存ストックの積極的な保全、活用を進めます。				
	道路・下水道等公共施設の効率的な整備や、農地や里山等の環境の保全、エネルギーの効率的利用を図るため、郊外での無秩序な開発を抑制します。				
	中心市街地の土地の高度利用と空き地等を有効利用し市街地を再編することにより、まとまりのある市街地形成を図ります。				114
県民 団体等との連携の強化	県民、団体、事業者、ボランティアが対等な立場に立ち、それぞれが持つ情報を共有化し、相互理解と共通認識を形成することにより、自主的な取組みと相互に補完するためのネットワークやパートナーシップの構築をめざした取組みを進めます。	ふれあいエゴ活動活性化事業(再掲)	・子どもエコクラブへの支援等		96-3
	行政と各主体とのパートナーシップの形成をはじめ、今後より一層の連携を進めるための交流の場や機会の提供に努めるため、環境ふくむ推進協議会の機能の充実を図ります。	環境ふくむ推進協議会事業	環境ふくむ推進協議会を活用した普及啓発等(情報紙発行)	613	115
	環境に関する表彰制度を創設し、環境保全意識の醸成と自発的活動の拡大を図ります。				
5 - 2 小計				39,431	
「環境意識の醸成」 小計				97,437	
総合計				48,671,872	

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 2 μg / m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg / m ³ 以下
水 銀	年平均値 0.04 μg Hg / m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg Ni / m ³ 以下

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

表2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

特 定 施 設 の 種 類	
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。)であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上1㎡未満であるもの 羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が0.5㎡未満であるもの バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が2㎡以上であるもの 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。)
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設(これらのうち密閉式のものを除く。)
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃料装置を含む。)および直火炉(15に掲げるものを除く。)

(注)1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(上記表の1に掲げる施設)	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 (上記表の2に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 (上記表の3から17に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 ~ 20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 ~ 30 mg / N m ³

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときに温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-6 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(平成16年3月31日現在)

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目											テレメータ			
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注)SPM	炭化水素	交通量	風向風速	温湿度	日射量	放射線	県システム	市町システム
一般測定局	麻生津井県	福井市今市町40-1-1	福井県立音楽堂															
	福井市豊島2-5-26	豊島東公園																
	福井市原目町39-4	県衛生環境研究センター																
	石盛市	福井市石盛町19-9-1	森田配水場															
	河合市	福井市山室町10-12	河合小学校															
	大宮市	福井市大宮2-5	経田公園															
	順化市	福井市大手3-16-1	順化小学校															
	今市市	福井市今市町5-10-1	足羽中学校															
	社	福井市	福井市測4-748	至民中学校														
		福井市	福井市稲津町83-1	足羽第一中学校														
		三国国	三国町山岸31-1	三国西小学校														
		三国南保育所	三国町楽門38-3-1	三国南保育所														
		宿安島保育所	三国町宿2-3-45	宿安島保育所														
		安島保育所	三国町安島50-4-1	三国町海浜自然公園														
		芦原市	あわら市中々4-13	芦原町賞グラウンド														
		金津市	あわら市市姫2-2-10	金津町健康センター														
		中川組合	あわら市中川18-10	金津東小学校														
		丸岡市	丸岡町寅国5-29-2	丸岡中学校														
	北丸岡町	丸岡町一本田福所30-19-22	一本田福所2区公民館															
	春江町	春江町下小森6-1-1	大石小学校															
	坂井市	坂井町上新庄28-21	坂井中学校															
	敦賀市	敦賀市松栄町7-28	敦賀地方合同庁舎															
	和久野	敦賀市新和町2-33-1	和久野浄水場															
	気比市	敦賀市清水町1-12-8	敦賀上水道ポンプ場															
	武生市	武生市平出1-6-1	武生第一中学校															
	武生市	武生市妙法寺町42-15	武生第二中学校															
	味真野大	武生市上真柄町44-6	真柄町ふれあい会館															
	武生市	武生市家久町105-13	吉野児童センター															
	武生市	武生市勝蓮花町30字下済藤野2-4	民有地															
	神明市	鯖江市水落町4-13-23	神明小学校															
	鯖江市	鯖江市住吉町2-1021	住吉公園															
	鯖江市	鯖江市定次町42	定次公園															
	御幸市	鯖江市御幸町3	御幸第一公園															
	小浜市	小浜市千種1-6-13	若狭高等学校															
	大野市	大野市水落町7-21	大野市交通公園															
	今立市	今立町定友21-5-1	今立町図書館															
	三方町	三方町中央1-2	町民センター															
計	県設置	18		7	18	0	18	0	0	18	6	0	18	6	0	0	18	0
市町設置	19		19	12	1	5	1	1	19	1	0	19	1	1	0	16	10	
一般局小計	37		26	30	1	23	1	1	37	7	0	37	7	1	0	34	10	

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目											テレメータ			
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注)SPM	炭化水素	交通量	風向風速	温湿度	日射量	放射線	県システム	市町システム
自動車排出ガス測定局	自排福井県	福井市下六条町17字立原2	福井県産業会館															
	自排月見市	福井市月見2-1-1	福井赤十字病院前															
	自排敦賀市	敦賀市古田刈66-1303	敦賀市公設地方卸売市場															
	自排丹南県	鯖江市水落町2-30-1	鯖江市健康福祉センター															
移動測定局	みどり号																	
気象測定局	特殊気象	三国町新保57-1-6	北陸電力(株)福井火力発電所															
発生源監視測定局	北電福井火力	企業	"															
	三国共同火力	企業	"															
	敦賀石炭火力1号	企業	敦賀市泉171-5-7															
	敦賀石炭火力2号	企業	"															
特殊測定局小計	9			5	9	5	2	0	0	4	5	1	5	2	1	1	10	1

合計	46			31	39	6	25	1	1	41	12	1	42	9	2	1	44	11
----	----	--	--	----	----	---	----	---	---	----	----	---	----	---	---	---	----	----

(注)SPM 浮遊粒子状物質

(資料 環境政策課)

表2-7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域 (注1)	有効測定 日数	測定時間		年平均 値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したことの 有無	環境基準 の長期的 評価による日平均 値が 0.04ppmを 超えた日 数(注2)	設置 主体
				日	時間		時間	%	日	%					
福井市	福井盛合宮化市社	住	365	8732	0.005	0	0	0	0	0	0.034	0.013		0	県 市 市 市 市 市 市 市
		住	362	8721	0.004	9	0.1	0	0	0	0.194	0.015		0	
		未	365	8734	0.003	0	0	0	0	0	0.029	0.007		0	
		住	365	8747	0.004	0	0	0	0	0	0.024	0.008		0	
		商	361	8676	0.004	0	0	0	0	0	0.025	0.008		0	
		未	350	8521	0.003	0	0	0	0	0	0.037	0.008		0	
		住	364	8745	0.003	0	0	0	0	0	0.022	0.007		0	
		未	356	8647	0.003	0	0	0	0	0	0.024	0.007		0	
あわら市	中川	未	362	8704	0.004	0	0	0	0	0.037	0.01		0	広域圏	
		未	364	8718	0.003	0	0	0	0	0.025	0.008		0		
		未	358	8641	0.003	0	0	0	0	0.029	0.007		0		
		住	353	8602	0.003	0	0	0	0	0.022	0.006		0		
三国町	三国南保育所	未	365	8760	0.003	0	0	0	0	0.021	0.007		0	県 町 町 町	
		未	364	8705	0.003	0	0	0	0	0.024	0.007		0		
丸岡町	北丸岡	未	364	8705	0.003	0	0	0	0	0.024	0.007		0	県 市 市	
		住	365	8720	0.006	0	0	0	0	0.047	0.014		0		
		住	366	8742	0.005	0	0	0	0	0.064	0.014		0		
敦賀市	和久野	住	365	8778	0.004	0	0	0	0	0.040	0.01		0	県 市 市	
		住	365	8778	0.004	0	0	0	0	0.040	0.01		0		
武生市	武生南	住	355	8601	0.003	0	0	0	0	0.023	0.008		0	市 市 市 市	
		住	358	8613	0.004	0	0	0	0	0.046	0.01		0		
		工	366	8763	0.005	0	0	0	0	0.034	0.012		0		
		未	362	8698	0	0	0	0	0	0.014	0.002		0		
鯖江市	神明	住	365	8738	0.004	0	0	0	0	0.095	0.009		0	市 市 市	
		住	366	8750	0.001	0	0	0	0	0.017	0.003		0		
		住	365	8773	0.004	0	0	0	0	0.048	0.009		0		
小浜市	小浜	住	364	8741	0.003	0	0	0	0	0.018	0.006		0	県	
大野市	大野	準工	364	8734	0.003	0	0	0	0	0.036	0.007		0	県	

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
 未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO + NO ₂)					設置主体							
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO+NO ₂)		
												時間	%	時間	%	日	%	日	%										ppm	日
福井市	清麻生福井センター石河大順今社	明津井盛合宮化商	住未	146	3487	0.002	0.072	0.009	146	3487	0.009	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	146	3487	0.011	0.104	0.024	78.3	県	
			住未	200	4820	0.013	0.125	0.045	200	4820	0.012	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	200	4820	0.026	0.166	0.064	48.1		
			住未	356	8505	0.012	0.261	0.075	356	8506	0.016	0.063	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.033	0	356	8505	0.028	0.303	0.109	57.2		
			住未	347	8333	0.006	0.128	0.025	347	8333	0.013	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	347	8333	0.019	0.166	0.054	68.2		
			住未	354	8482	0.008	0.159	0.033	354	8482	0.014	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	354	8482	0.021	0.185	0.066	64.5		
			住未	365	8710	0.002	0.075	0.013	365	8710	0.009	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	365	8710	0.011	0.095	0.032	82.7		
			住未	364	8682	0.005	0.120	0.026	364	8682	0.015	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	364	8682	0.021	0.151	0.055	73.4		
			住未	336	8150	0.008	0.136	0.034	336	8152	0.016	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0	336	8150	0.024	0.166	0.067	66.2		
			住未	346	8366	0.017	0.191	0.062	345	8349	0.016	0.064	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.035	0	345	8349	0.033	0.242	0.096		49.6
			住未	363	8737	0.006	0.141	0.026	363	8737	0.012	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.028	0	363	8737	0.018	0.179	0.053	65.3		
あわら市	足羽原	住未	住未	366	8752	0.006	0.145	0.031	366	8752	0.010	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	366	8752	0.016	0.177	0.053	61.2	市		
			住未	363	8685	0.002	0.078	0.011	363	8685	0.009	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	363	8685	0.011	0.102	0.032	78.8			
三國町	三國南保育所	住未	住未	328	7842	0.002	0.081	0.011	328	7842	0.010	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	328	7842	0.012	0.125	0.032	80.8	広域圏		
			住未	363	8714	0.007	0.130	0.031	362	8698	0.011	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	362	8698	0.017	0.146	0.050	60.7			
丸岡町	丸岡	住未	住未	366	8737	0.003	0.101	0.016	366	8736	0.008	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	366	8736	0.011	0.134	0.039	71.7	町		
			住未	359	8661	0.004	0.097	0.020	359	8661	0.009	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	359	8661	0.013	0.124	0.035	70.4			
春江町	春江	住未	住未	361	8682	0.002	0.111	0.012	361	8682	0.007	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	361	8682	0.010	0.144	0.032	75.8	町		
			住未	359	8647	0.001	0.091	0.005	359	8647	0.005	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	359	8647	0.007	0.116	0.019	81.6			
敦賀市	和久賀	住未	住未	364	8698	0.004	0.150	0.019	364	8698	0.012	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	364	8698	0.016	0.168	0.041	74.0	市		
			住未	363	8690	0.002	0.093	0.015	363	8690	0.009	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	363	8690	0.012	0.109	0.038	78.9			
武生市	武生	住未	住未	360	8609	0.003	0.104	0.013	360	8609	0.010	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	360	8609	0.012	0.135	0.034	78.9	市		
			住未	336	7996	0.008	0.109	0.026	365	8707	0.013	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	336	7996	0.020	0.143	0.051	61.9			
鯖江市	鯖江	住未	住未	364	8682	0.002	0.096	0.014	364	8682	0.010	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	364	8682	0.012	0.129	0.032	80.0	市		
			住未	365	8777	0.007	0.144	0.032	365	8777	0.014	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	365	8777	0.020	0.176	0.057	67.4			
小浜市	小浜	住未	住未	364	8683	0.005	0.137	0.024	364	8683	0.012	0.074	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	364	8683	0.017	0.184	0.042	69.4	市		
			住未	336	8040	0.008	0.136	0.036	336	8040	0.013	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	336	8040	0.020	0.182	0.060	62.9			
大野市	大野	住未	住未	359	8566	0.006	0.128	0.031	359	8566	0.010	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	359	8566	0.016	0.159	0.048	64.3	市		
			住未	365	8701	0.002	0.123	0.007	365	8701	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	365	8701	0.011	0.160	0.023	77.6			
今立町	今立	住未	住未	360	8651	0.002	0.085	0.008	360	8650	0.008	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0	360	8650	0.010	0.113	0.029	80.5	町		
			住未	363	8685	0.002	0.079	0.009	363	8685	0.007	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	363	8685	0.009	0.121	0.024	80.4			
三方町	三方	住未	364	8692	0.002	0.058	0.012	364	8692	0.008	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	364	8692	0.010	0.083	0.030	78.8	市			

(注) 98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-8-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO + NO ₂)					設置主体						
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO+NO ₂)	
												時間	%	時間	%	日	%	日	%										ppm
福井市	自排福井	準工商	住未	317	7674	0.026	0.197	0.075	317	7674	0.020	0.064	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.036	0	317	7674	0.046	0.261	0.106	43.1	市
			住未	364	8754	0.034	0.288	0.094	364	8754	0.025	0.076	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0	364	8754	0.059	0.341	0.138	42.2	
敦賀市	自排敦賀	準工商	住未	323	7750	0.016	0.161	0.041	323	7750	0.019	0.064	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	323	7750	0.034	0.210	0.068	54.1	市
			住未	324	7793	0.034	0.194	0.086	324	7793	0.021	0.068	0	0	0	0	0	0	0	0	0.037	0	324	7793	0.056	0.232	0.119	38.4	

(注) 98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-9-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数（注）	設置主体	
						時間	%	日	%						mg/m ³
福井市	清生津センター	住未住未住未住未住未住未住未住	129	3132	0.031	0	0	0	0	0.176	0.061		0	県	
			204	4886	0.022	1	0	1	0.5	0.220	0.054		0		県
			355	8518	0.026	0	0	0	0	0.159	0.060		0		県
			356	8526	0.024	0	0	0	0	0.195	0.053		0		県
			363	8695	0.026	3	0	1	0.3	0.307	0.058		0		市
			366	8762	0.027	1	0	1	0.3	0.263	0.063		0		市
			347	8340	0.023	1	0	1	0.3	0.215	0.052		0		市
			361	8686	0.022	0	0	0	0	0.189	0.047		0		市
			342	8251	0.024	0	0	0	0	0.153	0.054		0		市
			365	8758	0.022	0	0	0	0	0.149	0.052		0		市
あわら市	足羽社	住未住未住未住未住未住未住未住	359	8656	0.022	0	0	0	0	0.193	0.052		0	市	
			357	8570	0.025	2	0	1	0.3	0.220	0.059		0	県	
			330	7902	0.022	0	0	0	0	0.190	0.054		0	県	
三国町	中川三	住未住未住未住未住未住未住未住	365	8733	0.018	1	0	0	0	0.341	0.043		0	広域圏	
			366	8725	0.027	6	0.1	0	0	0.413	0.064		0		県
			364	8740	0.024	0	0	0	0	0.173	0.058		0		町
			366	8774	0.027	0	0	0	0	0.150	0.065		0		町
			361	8724	0.024	1	0	0	0	0.213	0.059		0		町
			366	8755	0.023	1	0	0	0	0.294	0.057		0		県
			362	8686	0.025	1	0	0	0	0.313	0.056		0		町
丸岡町	丸岡北丸岡	住未住未住未住未住未住未住未住	366	8761	0.027	2	0	1	0.3	0.264	0.061		0	県	
			366	8756	0.023	0	0	0	0	0.179	0.054		0	県	
春江町	坂井敦賀	住未住未住未住未住未住未住未住	362	8667	0.023	0	0	0	0	0.195	0.056		0	県	
			363	8672	0.022	0	0	0	0	0.190	0.053		0	県	
武生市	気比武生	住未住未住未住未住未住未住未住	359	8660	0.021	0	0	0	0	0.139	0.048		0	市	
			356	8548	0.022	0	0	0	0	0.181	0.053		0	県	
			365	8764	0.022	0	0	0	0	0.147	0.054		0	県	
			357	8595	0.021	1	0	0	0	0.337	0.051		0	市	
鯖江市	味真野武生	住未住未住未住未住未住未住未住	366	8768	0.018	0	0	0	0	0.123	0.042		0	市	
			325	7877	0.017	2	0	0	0	0.310	0.034		0	市	
			365	8730	0.026	0	0	0	0	0.162	0.058		0	県	
			360	8667	0.026	1	0	1	0.3	0.223	0.061		0	県	
鯖江市	鯖江御	住未住未住未住未住未住未住未住	366	8783	0.021	7	0.1	0	0	0.498	0.049		0	市	
			365	8776	0.026	0	0	0	0	0.163	0.056		0	市	
			364	8753	0.020	1	0	0	0	0.241	0.051		0	県	
小浜市	大野今立	住未住未住未住未住未住未住未住	365	8747	0.022	0	0	0	0	0.180	0.051		0	県	
			359	8601	0.024	1	0	0	0	0.249	0.059		0	県	
三方町	三方	住未	360	8645	0.020	0	0	0	0	0.196	0.048		0	県	

（資料：環境政策課）

（注） 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-9-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数（注）	設置主体
						時間	%	日	%					
福井市	自排福井	準工	329	7879	0.027	0	0	0	0	0.175	0.057		0	県
			324	7781	0.023	0	0	0	0	0.198	0.049		0	
鯖江市	自排丹南	準工	328	7873	0.026	1	0	0	0	0.202	0.056		0	県

（資料：環境政策課）

（注） 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	ppm	時間	%	日					
福井市	順化商		361	8705	0.4	0	0	0	0	0	0	2.5	0.7		0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	ppm	時間	%	日					
福井市	自排福井	準工	305	7300	0.4	0	0	0	0	0	0	2.1	0.7		0	県 市
	自排月見	商	365	8740	0.6	0	0	0	0	0	0	2.9	1.1		0	
敦賀市	自排敦賀	商	301	7215	0.4	0	0	0	0	0	0	1.7	0.6		0	県
鯖江市	自排丹南	準工	305	7283	0.5	0	0	0	0	0	0	2	0.8		0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-11-1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	設置主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	清明	住	143	2093	0.030	12	46	0	0	0.087	0.042	県
	麻生津	未	205	3024	0.023	5	11	0	0	0.069	0.038	県
	福井	住	365	5351	0.023	17	66	0	0	0.078	0.035	県
	センター	未	366	5427	0.026	16	63	0	0	0.077	0.040	県
	河合	未	365	5449	0.031	38	165	0	0	0.098	0.043	市
	順化	商	360	5202	0.021	3	9	0	0	0.065	0.031	市
	今市	未	365	5456	0.027	53	259	0	0	0.101	0.044	市
あわら市	社	住	366	5449	0.027	29	122	0	0	0.089	0.040	市
	足羽	未	366	5474	0.030	66	392	0	0	0.098	0.044	市
	芦原	住	366	5471	0.032	35	170	0	0	0.081	0.044	市
三国町	金津	準工	366	5465	0.032	42	189	0	0	0.085	0.044	県
	三国	未	362	5346	0.032	20	69	0	0	0.076	0.043	県
丸岡町	丸岡	住	366	5389	0.028	13	34	0	0	0.072	0.039	県
春江町	春江	未	366	5464	0.032	36	175	0	0	0.098	0.044	県
坂井町	坂井	未	361	5326	0.030	20	87	0	0	0.079	0.041	県
敦賀市	敦賀	住	366	5450	0.031	35	136	0	0	0.087	0.043	県
	和久野	住	366	5468	0.033	45	186	0	0	0.089	0.043	県
武生市	武生	準工	366	5467	0.026	29	134	0	0	0.086	0.040	県
鯖江市	神明	住	366	5466	0.027	41	168	0	0	0.101	0.043	県
	鯖江	住	366	5472	0.027	34	150	0	0	0.090	0.041	県
小浜市	小浜	住	366	5458	0.031	28	132	0	0	0.081	0.042	県
大野市	大野	準工	366	5470	0.029	33	145	0	0	0.086	0.041	県
今立町	今立	住	366	5461	0.029	39	176	0	0	0.105	0.043	県
三方町	三方	未	366	5453	0.033	34	129	0	0	0.083	0.044	県

（資料：環境政策課）

（注） 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-11-2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	設置主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福井市	自排月見	商	364	5294	0.014	0	0	0	0	0.055	0.022	市

（資料：環境政策課）

（注） 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-12-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン					全炭化水素					設置主体			
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値					
							最高値	最低値	日	%					日	%					最高値	最低値		日	ppmC	ppmC
							時間	ppmC													ppmC	日				
福井市	福井順	住商	8657	0.11	0.13	363	0.52	0.00	61	16.8	8	2.2	8668	1.83	1.84	364	2.08	1.66	8657	1.94	1.97	363	2.36	1.68	県市	
			8442	0.11	0.11	355	0.41	0.00	23	6.5	3	0.8	8442	1.87	1.88	355	2.09	1.74	8442	1.98	1.99	355	2.41	1.79		
三国町	三国	未住	8057	0.09	0.09	337	0.37	0.01	10	3.0	1	0.3	8249	1.86	1.87	345	2.22	1.71	8056	1.95	1.96	337	2.41	1.78	県市	
			8336	0.09	0.11	351	0.43	0.02	16	4.6	1	0.3	8336	1.87	1.88	351	2.20	1.74	8336	1.96	1.99	351	2.44	1.80		
鯖江市	神明	住	8594	0.13	0.15	362	0.64	0.01	101	27.9	26	7.2	8623	1.85	1.87	363	2.30	1.69	8594	1.98	2.02	362	2.54	1.79	県市	
小浜市	小浜	住	8110	0.12	0.11	340	0.27	0.05	11	3.2	0	0	8511	1.84	1.85	357	2.05	1.71	8110	1.94	1.94	340	2.15	1.81	県市	
大野市	大野	準工	8509	0.13	0.15	357	0.48	0.04	62	17.4	11	3.1	8123	1.82	1.83	340	2.00	1.72	8509	1.97	2.00	357	2.37	1.82	県市	

（資料：環境政策課）

表2-12-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成15年度）

市町村	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン					全炭化水素					設置主体			
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時3時 間平均値					
							最高値	最低値	日	%					日	%					最高値	最低値		日	ppmC	ppmC
							時間	ppmC													ppmC	日				
福井市	自排福井	準工	8487	0.12	0.13	357	0.28	0.04	32	9.0	0	0	8487	1.82	1.83	357	2.16	1.67	8487	1.94	1.96	357	2.44	1.74	県市	
			8581	0.19	0.22	360	0.53	0.05	201	55.8	60	16.7	8581	1.88	1.90	360	2.09	1.73	8581	2.07	2.13	360	2.51	1.82		
敦賀市	自排敦賀	商	7712	0.17	0.17	324	0.71	0.06	74	22.8	8	2.5	7723	1.79	1.80	324	1.94	1.67	7712	1.96	1.97	324	2.55	1.81	県市	
鯖江市	自排丹南	準工	7387	0.24	0.27	309	0.85	0.04	201	65.0	92	29.8	7389	1.81	1.83	309	2.19	1.72	7387	2.05	2.10	309	2.71	1.83	県市	

（資料：環境政策課）

表2 - 13 - 1 ばい煙発生施設市町村別届出状況（大気汚染防止法）

（平成16年3月31日現在）

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		13 項		14 項		19 項		20 項		23 項		27 項		30 項		合 計		
	ボ イ ラ ー		金属溶解炉	金属加熱炉	焼 成 炉	溶 解 炉	反 応 炉	乾 燥 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	焙 焼 炉	焼 結 炉	塩 素 反 応 施 設	アルミニウム製錬用電解炉	トリポリ燐酸製造用施設	硝酸吸収施設	ディーゼル機											実工場数	施設数	
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数	
福 井 市	192	416	2	10							10	13	11	17			1	4			1	1	1	1	8	16	219	478	
敦 賀 市	36	88					1	2			6	11	5	7	1	1									2	3	47	112	
武 生 市	55	111	2	2	2	5	12	13	1	10	6	11	3	9			1	1							2	4	84	166	
小 浜 市	19	32									3	6	4	5													25	43	
大 野 市	23	38									3	9	3	4											1	1	29	52	
勝 山 市	28	64									3	6	6	6													35	76	
鯖 江 市	44	88	1	1			1	1			3	7	2	3					1	1							49	101	
あ わ ら 市	37	88			1	1	2	2			2	7	4	6											1	1	46	105	
美 山 町	3	5																									3	5	
松 岡 町	3	6									2	5															5	11	
永 平 寺 町	3	7									1	2															4	9	
上 志 比 村	1	1																									1	1	
和 泉 村																													
三 国 町	45	97	2	16	1	20					2	6	2	3											1	6	49	148	
丸 岡 町	19	32									3	7	4	4													25	43	
春 江 町	23	46	1	2							3	7	1	1													28	56	
坂 井 町	10	17									2	6	1	1											1	2	12	26	
今 立 町	16	18	1	2							2	3															19	23	
池 田 町	1	1											2	2													3	3	
南 条 町	1	1									1	2															2	3	
今 庄 町	1	3																									1	3	
河 野 村	1	1																									1	1	
朝 日 町	4	7											2	2													6	9	
宮 崎 村	5	10					3	3																			8	13	
越 前 町	7	8																									7	8	
越 廼 村	1	1																									1	1	
織 田 町							2	6			1	1															3	7	
清 水 町	9	23									1	2													1	6	11	31	
三 方 町	6	10									1	2	1	1													8	13	
美 浜 町	6	8									2	3	1	1													8	12	
上 中 町	5	15									2	3															7	18	
名 田 庄 村																													
高 浜 町	3	6											3	5													5	11	
大 飯 町	1	2									1	1	1	2													3	5	
合 計	608	1,250	9	33	4	26	21	27	1	10	60	120	56	79	1	1	2	5	1	1	1	1	1	1	1	17	39	754	1,593

（資料：環境政策課）

表2 - 13 - 2 ばい煙発生施設市町村別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成16年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		1 3 項		2 9 項		3 0 項		3 1 項		合 計			
	ボ イ ラ ー	ガ ス 発 生 炉	ガ ス 発 生 炉	ガ ス 発 生 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	ガ タ ー ビ ン	ス テ ー ゼ ル 機	ガ ス 機 関	ガ ス 機 関	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	実 工 場 数	施 設 数	
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	1	1	1	2			16	20	59	91	2	3			74	117
敦賀市	5	13					2	3	22	30					26	46
武生市							1	1	13	20					14	21
小浜市							1	1	3	3					4	4
大野市									6	9					6	9
勝山市							1	1	5	9					6	10
鯖江市	1	1					2	2	9	13					11	16
あわら市	1	2							4	5					5	7
松岡町									3	4					3	4
永平寺町							1	2	1	2					2	4
和泉村									1	1					1	1
三国町	2	2							11	18					11	20
丸岡町							2	2	3	3					5	5
春江町							2	2	3	3					5	5
坂井町									1	2					1	2
今庄町									2	5					2	5
朝日町									2	2					2	2
清水町							3	3	1	1					4	4
南条町									1	3					1	3
三方町									3	7					3	7
美浜町	1	2							3	10					3	12
高浜町									3	3					3	3
大飯町	1	3			1	1			1	9					1	13
合 計	12	24	1	2	1	1	31	37	160	253	2	3			193	320

（資料：環境政策課）

表2 - 14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成16年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	コ ン ベ ア	堆 積 場	コ ン ベ ア	破 碎 機 ・ 摩 砕 機	破 碎 機 ・ 摩 砕 機	ふ る い	ふ る い	実工場数	施設数
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	11	13	12	44	11	31	5	7	17	95
敦賀市	12	27	12	111	5	23	7	18	19	179
武生市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
小浜市	1	1	5	19	1	5	1	1	5	26
大野市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41
勝山市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61
鯖江市	5	8	3	3	2	2			6	13
あわら市	1	1	2	5			1	1	4	7
美山町	1	1	2	3	1	2			3	6
松岡町			1	18	1	7	1	3	1	28
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14
三国町	4	4							4	4
丸岡町	3	4	4	19	4	14	3	6	14	43
坂井町	1	1							1	1
今庄町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32
上中町			1	1	1	2	1	1	1	4
高浜町	2	2	1	1	1	1			4	4
合 計	60	94	62	307	45	145	26	48	103	594

（資料：環境政策課）

表2 - 15 特定粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成16年3月31日現在）

施設種類	2 項		合 計	
	混 合 機		合 計	
市町村名	工 場 数	施 設 数	実 工 場 数	施 設 数
武生市	1	1	1	1
合 計	1	1	1	1

（資料：環境政策課）

3 水質関係資料

表3 - 1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg / L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0 . 0 1 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 - 1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg / L)	浮遊物質 (mg / L)	溶存酸素量 (mg / L)	大腸菌群数 (MPN / 100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

1 - 2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 - 1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 - 2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素 (mg / L)	全 磷 (mg / L)
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
	水道 3 級 (特殊なもの) 及び以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

2 - 3 湖沼 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛 (mg / L)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

3 - 1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n - ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg / L)	溶存酸素量 (mg / L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n - ヘキサン抽出物質 (mg / L)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN / 100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 - 2 海域 [窒素、燐]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg / L)	全燐 (mg / L)
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2以下	0.02以下
	水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3以下	0.03以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6以下	0.05以下
	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1以下	0.09以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 - 3 海域 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表 3 - 3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

(単位：mg / L)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン (注1)	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシ銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	(注3)
イプロベンホス	0.008 以下
E P N	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	(注4)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン (注1)	0.02 以下
塩化ビニルモノマー (注2)	0.002 以下
エピクロロヒドリン (注2)	0.0004 以下
1,4-ジオキサソ (注2)	0.05 以下
全マンガン (注2)	0.2 以下
ウラン (注2)	0.002 以下

(注1) 平成 16 年 3 月 31 日に指針値が改められた。

(注2) 平成 16 年 3 月 31 日に新たに要監視項目として追加された。

(注3) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注4) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

表 3 - 4 水質汚濁防止法特定施設の種類（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	58	窯業原料の精製業の用に供する施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	64	ガス供給業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
10	飲料製造業の用に供する施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	66	電気めっき施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66の2	旅館業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70の2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71の2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71の4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設
51の3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	72	し尿処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント		
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		

表 3 - 5 水質に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位：mg / L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(アンモニア性窒素に 0.4 を 乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量) 100

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

(2) 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH) ・ 海域以外の公共用水域に排出されるもの ・ 海域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	5
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表3-6 上乗せ排水基準設定状況(平成16年3月現在)

(単位:mg/L)

項目	業種区分	水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準																								
			九頭竜川水域				笙の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新設		既設		新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	
			未滿	以上	未滿	以上																					
B O D	1 食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	2 繊維工業(染色整理業を含む)	"	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セメキカルパルプ製造業	"	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	-							-													
	4 化学工業	医薬品製造業	"	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																					
	5 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)	
	6 旅館業	"	80(60)		-		80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-	
	7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	8 し尿処理施設	"	-(30)		-(30)		-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-	-	-(30)	-	-(30)	-	-(30)	-	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	
9 下水道終末処理施設	"	-(20)		-(60)		-(40)	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(30)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-(20)	-(20)	-	-(20)		
10 その他	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)		
S	1 食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)	
	2 繊維工業(染色整理業を含む)	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セメキカルパルプ製造業	"	120(100)		160(120)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
		その他	120(100)	150(120)	-	-																					
	4 化学工業	"	90(70)		120(100)		60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	5 浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	6 旅館業	"	120(100)		-		120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-	
	7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	"	150(120)		-		150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-	
	8 し尿処理施設	"	-(70)		-(70)		-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	
	9 下水道終末処理施設	"	-(70)		-(120)		-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(30)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	
10 その他	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		

(資料:環境政策課)

- (注) 1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外でS48.1.1~S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。
追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
4. 基準値の()内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

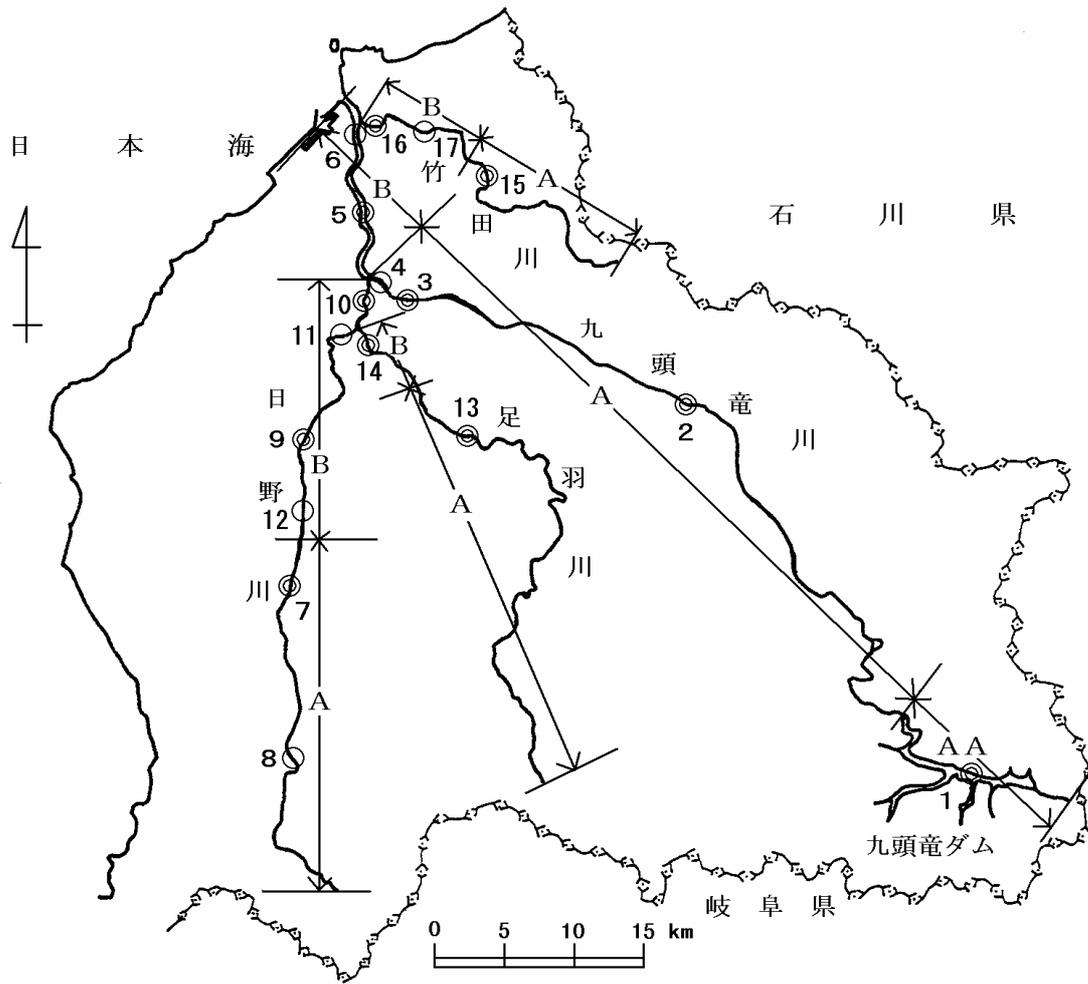
表 3 - 7 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒素含有量	磷含有量
1 し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
2 し尿浄化槽のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
3 下水道終末処理施設を設置する事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4 その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 指導基準は、一日の排水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日あたりの平均的な排水の量が50m³以上の対象事業場に係る排水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排水については、当分の間、適用しない。

表3-8 九頭竜川流域(本川)の水質測定地点と測定結果(平成15年度)

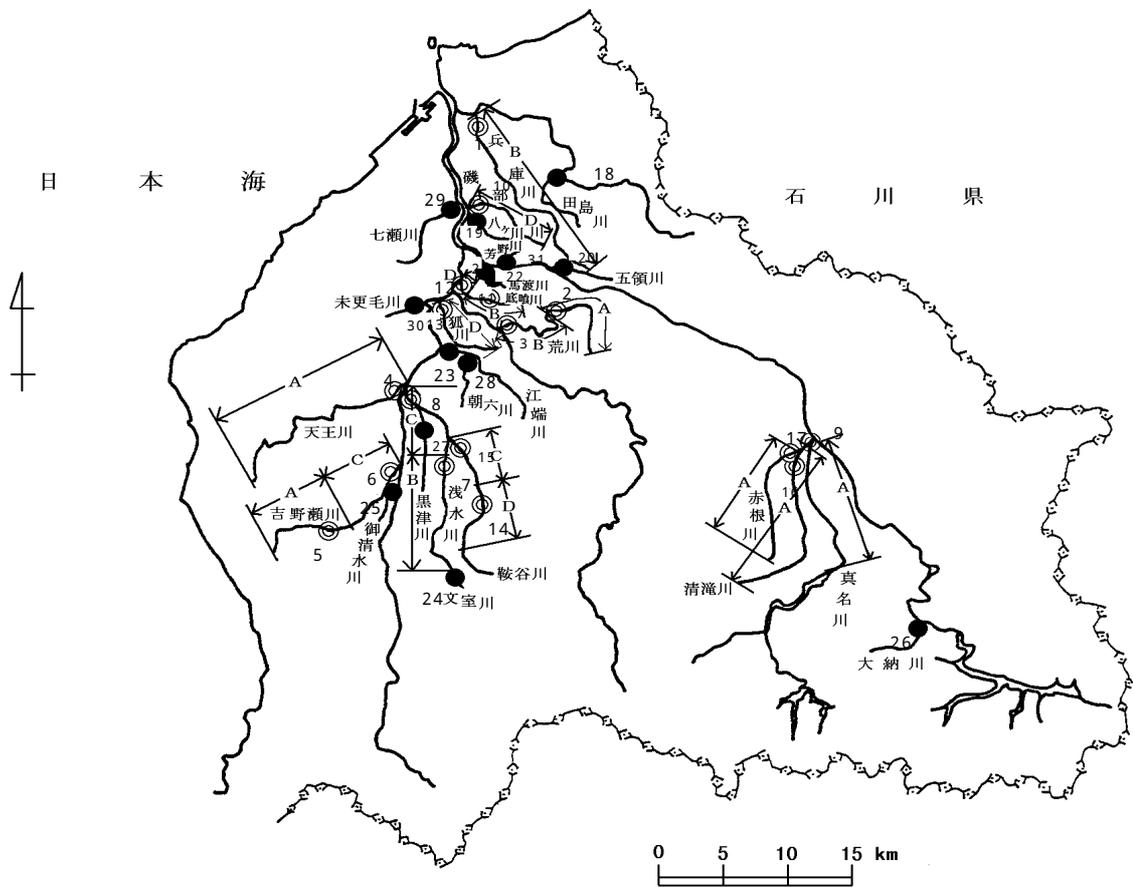


河川名	測定地点名	地点 類型	pH			D			O			BOD					SS			
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均		
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.0	8.5	0/10	7.9	11	0/10	9.2	<0.5	0.8	0/10	0.6	0.6	<1	8	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.5	8.2	0/6	7.9	12	0/6	10	<0.5	1.3	0/6	1.0	1.3	<1	3	0/6	2
	"	中角橋	3	A	7.2	7.7	0/12	8.9	13	0/12	11	<0.5	1.9	0/12	0.7	0.7	2	12	0/12	5
	"	高屋橋	4	A	7.1	7.7	0/12	8.9	13	0/12	11	<0.5	1.7	0/12	0.8	0.8	2	12	0/12	5
	下流	布施田橋	5	B	7.0	7.5	0/12	7.6	12	0/12	9.6	<0.5	1.5	0/12	0.9	1.1	3	13	0/12	7
	"	九頭竜川河口	6	B	7.0	7.5	0/12	7.6	12	0/12	9.4	<0.5	1.3	0/12	0.8	1.0	2	13	0/12	7
日野川	上流	豊橋	7	A	6.5	7.5	0/6	9.3	12	0/6	11	<0.5	1.4	0/6	0.8	1.0	1	3	0/6	2
	"	八乙女橋	8	A	7.4	8.0	0/4	9.2	10	0/4	9.7	<0.5	0.7	0/4	0.6	0.5	<1	12	0/4	4
	下流	清水山橋	9	B	7.1	7.5	0/12	6.6	11	0/12	9.3	0.7	1.9	0/12	1.4	1.8	1	16	0/12	7
	"	明治橋	10	B	7.0	7.6	0/12	6.7	12	0/12	9.1	0.6	2.0	0/12	1.2	1.4	5	19	0/12	11
	"	日光橋	11	B	7.0	7.4	0/12	6.5	12	0/12	9.0	0.7	2.7	0/12	1.5	1.7	4	21	0/12	13
"	糺橋	12	B	7.2	7.5	0/12	7.6	11	0/12	9.5	<0.5	2.8	0/12	1.1	1.3	<1	14	0/12	5	
足羽川	上流	天神橋	13	A	7.4	8.1	0/12	8.6	12	0/12	10	<0.5	1.4	0/12	1.0	1.2	<1	5	0/12	2
	下流	水越橋	14	B	7.4	7.8	0/12	7.6	12	0/12	9.9	<0.5	2.1	0/12	1.2	1.4	2	13	0/12	6
竹田川	上流	清間橋	15	A	7.0	7.4	0/12	6.8	11	1/12	9.1	<0.5	2.4	1/12	1.0	1.4	1	23	0/12	7
	下流	栄橋	16	B	6.8	7.4	0/12	5.8	11	0/12	8.4	0.8	1.9	0/12	1.2	1.3	3	19	0/12	9
	"	市姫橋	17	B	7.0	7.5	0/6	7.6	11	0/6	9.2	1.0	3.0	0/6	1.7	2.0	1	10	0/6	6

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3-9 九頭竜川水域(支派川)の水質測定地点と測定結果(平成15年度)

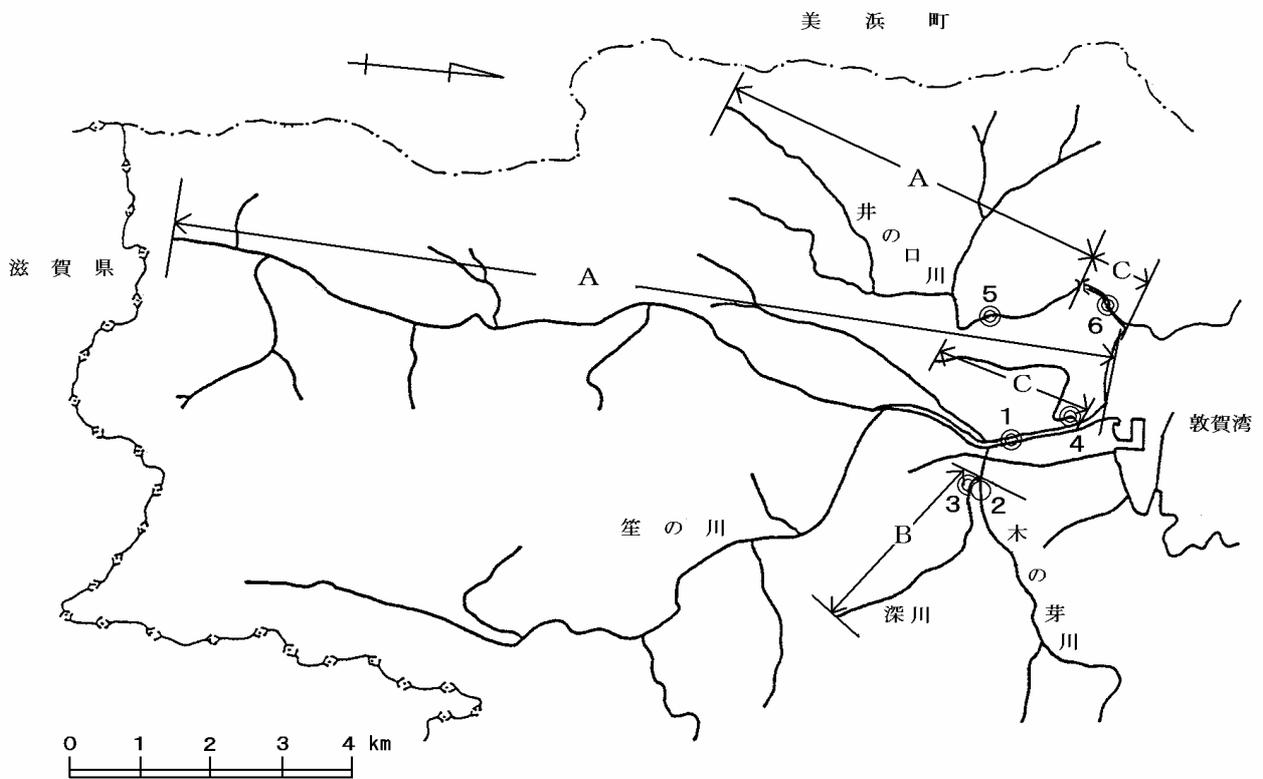


河川名	測定地点名	地点 類型	p H			D O			BOD					S S				
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1 B	6.8	7.4	0/6	6.8	10	0/6	8.5	0.6	1.5	0/6	1.1	1.4	6	17	0/6	11
荒川上流	東今泉橋	2 A	7.2	7.9	0/12	9.3	13	0/12	10	0.8	1.8	0/12	1.4	1.6	2	19	0/12	6
荒川下流	水門	3 B	7.2	7.5	0/12	7.7	11	0/12	9	0.8	2.7	0/12	1.6	1.7	1	24	0/12	8
天王川	末端	4 B	7.2	7.6	0/6	8.0	11	0/6	9.4	0.7	3.5	1/6	1.8	2.2	2	16	0/6	8
吉野瀬川上流	芝原井橋	5 A	6.6	7.5	0/6	9.3	12	0/6	10	< 0.5	1.3	0/6	0.8	1.1	1	6	0/6	2
吉野瀬川下流	高見橋	6 C	7.0	7.2	0/6	5.0	9.4	0/6	7.2	0.5	1.8	0/6	1.2	1.8	2	9	0/6	5
浅水川上流	曲木橋	7 B	6.9	7.5	0/6	5.8	9.2	0/6	7.3	0.7	2.1	0/6	1.5	2	2	10	0/6	4
浅水川下流	出作橋	8 C	7.0	7.7	0/6	6.1	9.0	0/6	7.4	1.1	4.8	0/6	2.2	2.2	5	22	0/6	11
真名川	土布子橋	9 A	7.2	7.6	0/6	8.2	11	0/6	9.7	0.6	1.6	0/6	1	1.2	< 1	4	0/6	2
磯部川	安沢橋	10 D	7.3	7.7	0/6	4.1	9.3	0/6	7	2.8	9.2	2/6	6.8	8.9	4	20	0/6	11
底喰川上流	護国橋	11 B	7.1	7.5	0/12	6.9	10	0/12	8.9	1.3	12	4/12	3.5	4.4	2	42	1/12	13
底喰川下流	西野橋	12 D	7.1	7.4	0/12	6.4	9.4	0/12	7.9	1.7	6.8	0/12	2.9	2.6	6	30	0/12	17
狐川	狐橋	13 D	7.3	7.5	0/12	3.0	8.3	0/12	5.2	3.8	8.7	1/12	5.3	5.7	4	35	0/12	13
鞍谷川中流	小富士橋	14 D	7.2	7.8	0/6	5.8	11	0/6	8.1	2.2	13	2/6	7.1	9.2	3	13	0/6	9
鞍谷川下流	浮橋	15 C	7.3	7.8	0/6	5.2	9.2	0/6	7.4	1.3	3.2	0/6	2.3	3.2	3	21	0/6	10
清滝川	新在家橋	16 A	7.0	7.5	0/6	7.5	11	0/6	9.5	< 0.5	1.3	0/6	0.9	1.2	< 1	4	0/6	2
赤根川	東大月橋	17 A	7.1	7.2	0/6	8.5	11	0/6	9.6	< 0.5	1.7	0/6	1.1	1.6	< 1	5	0/6	3
田島川	長屋橋	18 -	7.3	7.6	-/4	8.4	11	-/4	9.5	0.9	1.8	-/4	1.4	1.5	1	8	-/4	4
八ヶ川	水門	19 -	7.2	7.7	-/12	4.8	9.9	-/12	7.8	2.8	16	-/12	5.2	5.3	5	70	-/12	21
五領川	熊堂橋	20 -	7.5	7.8	-/4	8.6	11	-/4	9.6	< 0.5	1	-/4	0.7	0.9	< 1	13	-/4	7
馬渡川	末端	21 -	7.3	7.6	-/12	4.9	7.9	-/12	6.2	8.2	56	-/12	20	21	14	46	-/12	31
馬渡川	馬渡北橋	22 -	7.1	8.2	-/12	7.1	9.6	-/12	8.2	1.3	5	-/12	2.6	2.6	4	15	-/12	8
江端川	江守橋	23 -	7.2	7.6	-/12	6.6	11	-/12	8.5	1.4	2.7	-/12	1.9	1.9	4	31	-/12	12
文室川	福ノ宮橋	24 -	6.6	7.2	-/5	8.7	11	-/5	10	< 0.5	1.1	-/5	0.7	0.7	< 1	2	-/5	1
御清水川	水門	25 -	7.5	7.8	-/6	5.1	9.9	-/6	7.8	2.6	11	-/6	5.9	8.8	< 1	11	-/6	4
大納川	末端	26 -	7.4	7.8	-/4	8.8	11	-/4	9.7	< 0.5	0.5	-/4	0.5	< 0.5	< 1	8	-/4	3
黒津川	水門	27 -	6.8	7.3	-/6	4.0	7.2	-/6	5.7	1.6	4	-/6	2.5	2.9	1	47	-/6	23
朝六川	大島新橋	28 -	7.1	7.7	-/12	7.2	12	-/12	8.4	2.2	4.8	-/12	3.8	4.3	5	23	-/12	11
七瀬川	御鷹橋	29 -	7.3	7.7	-/12	8.9	11	-/12	10	0.5	2.2	-/12	1.2	1.6	3	32	-/12	8
未更毛川	やすだ橋	30 -	7.2	7.4	-/12	7.1	11	-/12	8.9	1	3.6	-/12	2.1	3	2	17	-/12	6
芳野川	古市1号橋	31 -	7.5	9.4	-/12	5.4	14	-/12	8.7	1.8	8.3	-/12	4.4	5.1	4	860	-/12	81

(資料: 環境政策課)

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

表3 - 10 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

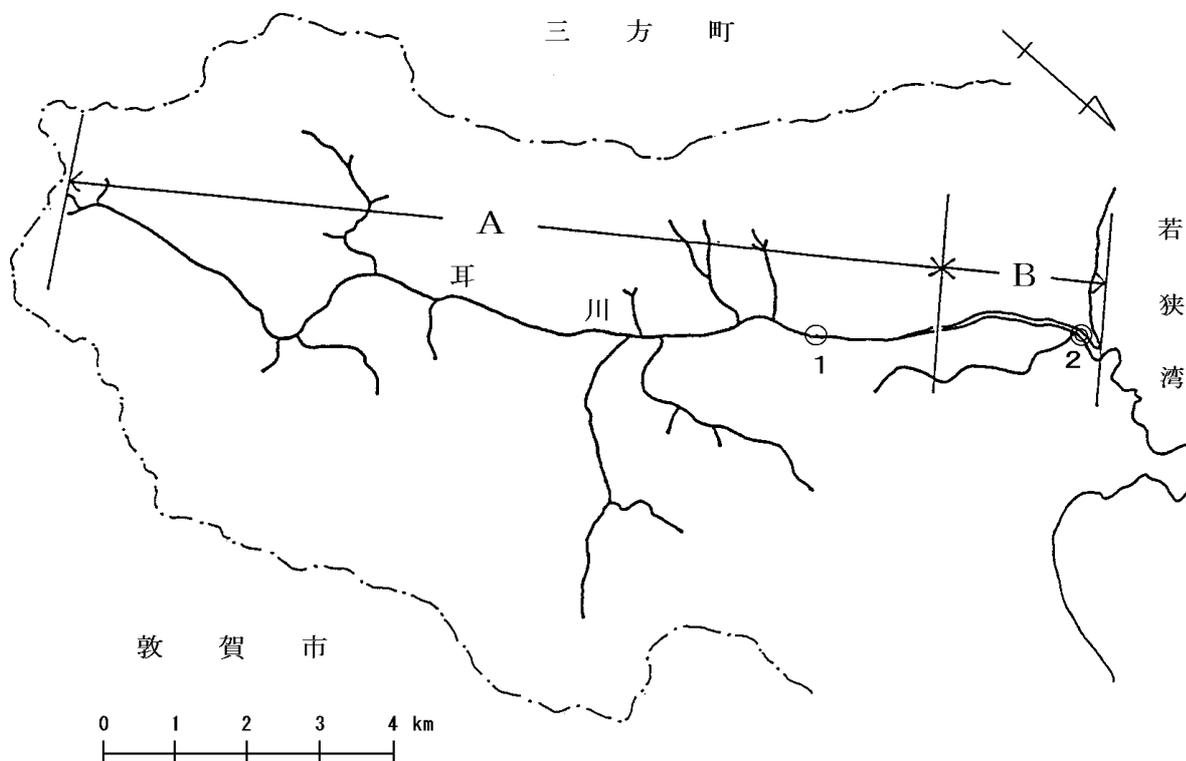


河川名	測定地点名	地点	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
笙の川	三島橋	1	A	6.9	7.7	0/12	8.7	12	0/12	10	0.8	2.1	1/12	1.3	1.5	1	6	0/12	3			
	木の芽橋	2	A	6.8	8.2	0/12	9.1	12	0/12	10	0.5	2.1	1/12	1.1	1.3	1	10	0/12	4			
	深川	3	B	7.0	7.7	0/12	6.2	11	0/12	9.0	1.1	4.4	3/12	2.4	2.4	1	12	0/12	4			
	二夜の川	末端	4	C	6.7	7.2	0/12	5.3	8.5	0/12	7.0	1.5	4.3	0/12	2.6	2.8	< 1	15	0/12	4		
井の口川	上流	5	A	6.6	7.1	0/12	7.5	11	0/12	9.4	1.1	2.0	0/12	1.6	1.7	1	7	0/12	3			
	下流	6	C	6.8	7.8	0/12	5.9	11	0/12	7.8	0.5	1.3	0/12	0.9	1.0	1	32	0/12	6			

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-11 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

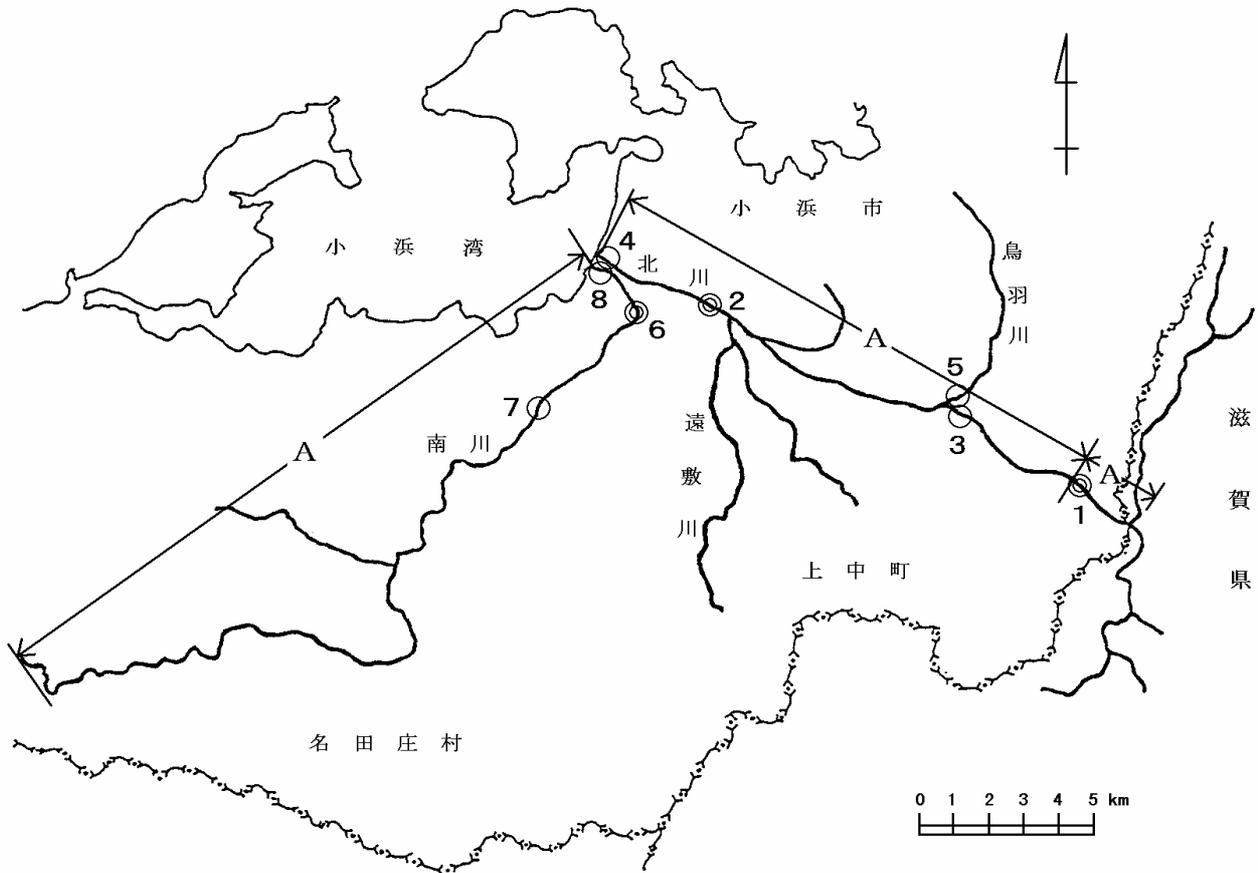


河川名	測定地点名	地点	類型	p			H			D				O				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均							
耳川	佐野橋	1	A	6.5	7.5	0/6	7.7	11	0/6	9.5	< 0.5	2.1	1/6	1.0	1.5	1	7	0/6	3							
	和田橋	2	A	6.5	7.7	0/6	8.1	12	0/6	9.7	< 0.5	1.7	0/6	0.9	1.2	< 1	6	0/6	3							

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 12 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

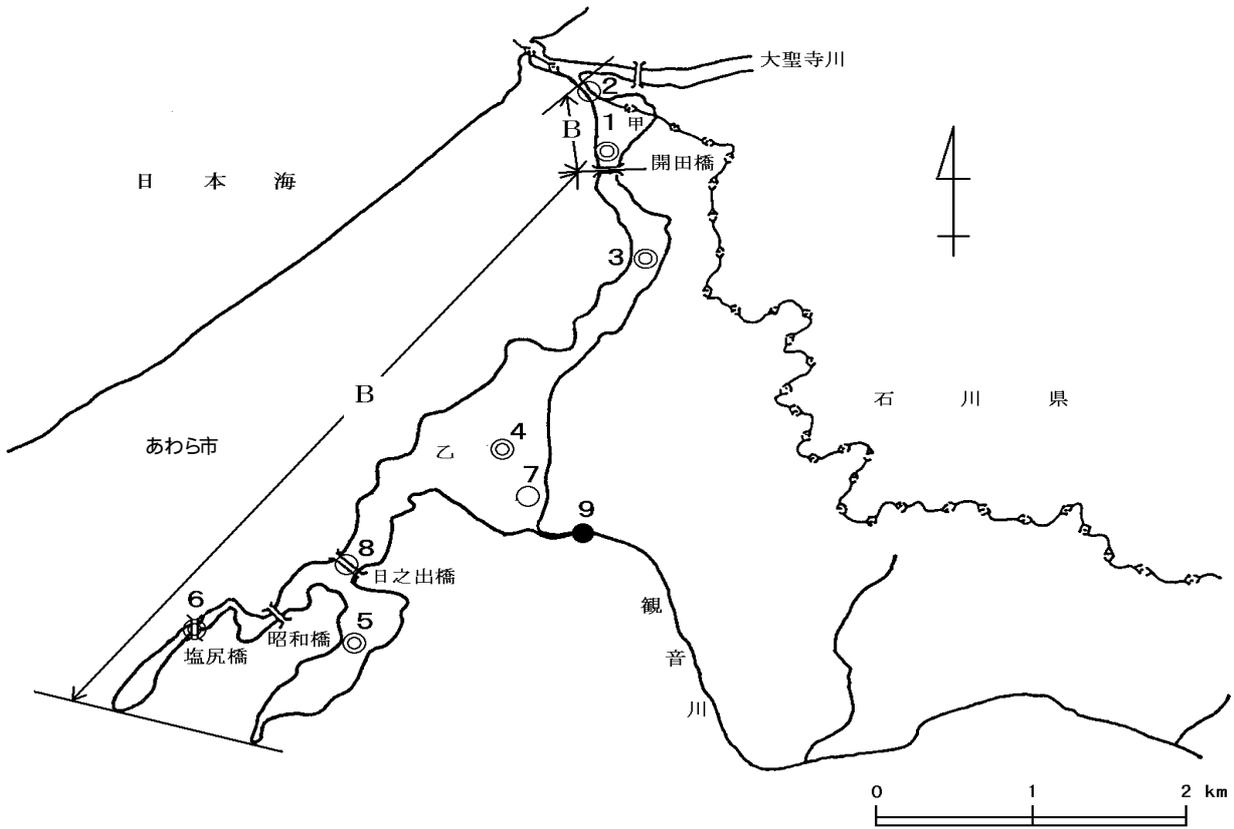


河川名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				B O D					S S				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	1	A	7.2	8.1	0/12	9.4	18	0/12	12	< 0.5	4.8	2/12	1.1	0.7	< 1	2	0/12	1
	下流	高塚橋	2	A	7.1	7.6	0/12	8.3	12	0/12	9.9	< 0.5	1.0	0/12	0.6	0.6	1	21	0/12	7
		上中橋	3	A	7.2	8.1	0/12	8.2	12	0/12	10	< 0.5	0.6	0/12	0.5	0.5	1	6	0/12	4
		西津橋	4	A	7.2	7.6	0/12	8.2	12	0/12	9.7	< 0.5	1.1	0/12	0.6	0.6	2	41	1/12	8
		鳥羽川末端	5	A	6.6	7.2	0/12	7.4	14	1/12	10	< 0.5	4.8	1/12	1.4	1.4	< 1	20	0/12	3
南川	湯岡橋	6	A	7.0	8.3	0/12	9.3	18	0/12	12	< 0.5	6.0	2/12	1.3	1.2	< 1	1	0/12	1	
	谷須奥橋	7	A	6.9	7.4	0/12	8.4	16	0/12	11	< 0.5	5.6	1/12	1.2	1.2	< 1	2	0/12	1	
	大手橋	8	A	6.9	7.9	0/12	7.2	15	1/12	11	< 0.5	4.4	1/12	1.0	0.8	1	48	2/12	12	

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-13 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



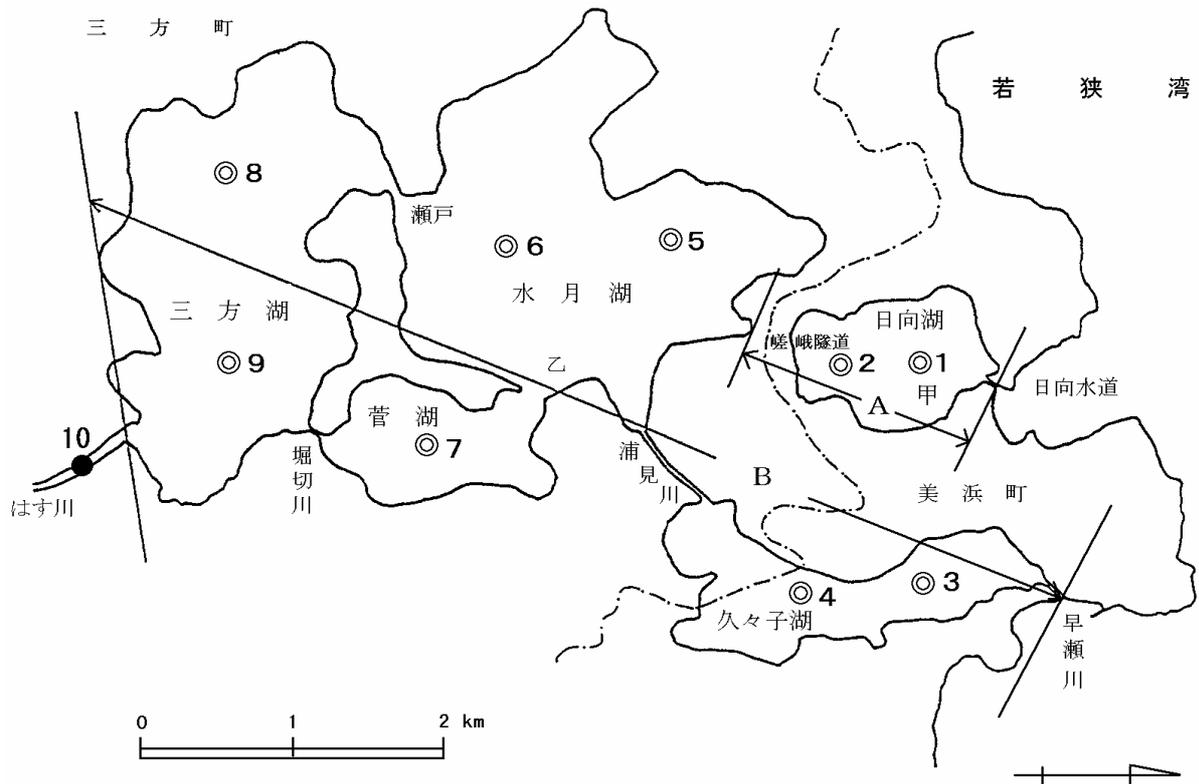
湖沼名	測定地点名	地点	類型	p		H		D		O		COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.8	8.6	2/12	4.3	12	1/12	9.5	3	5.9	3/12	4.4	5.2	< 1	17	1/12	9	
	北潟湖末端	2	B	7.1	8.4	0/6	7.2	12	0/6	9.4	2.9	8.1	1/6	4.4	4.5	< 1	10	0/6	5	
	北潟湖水路	3	B	7.9	9.4	4/6	9.5	12	0/6	11	3.3	8.7	3/6	5.5	7.3	4	18	1/6	11	
	北潟湖湖心	4	B	7.7	9.3	7/12	4.5	12	1/12	10	3.5	8.8	6/12	5.7	7.5	4	23	5/12	12	
	北潟湖南部	5	B	7.7	9.5	6/12	8.7	12	0/12	11	4.2	11	6/12	6.3	9.4	5	53	5/12	17	
	塩尻橋	6	B	7.3	9.2	1/6	9.5	12	0/6	10	5.6	11	6/6	8.6	11	9	26	3/6	17	
	北潟湖	7	B	7.9	9.2	4/6	8.9	12	0/6	11	3.7	8.1	3/6	5.6	7.3	4	19	2/6	10	
	日之出橋	8	B	7.6	9.4	3/6	7.6	12	0/6	10	3.2	9.8	2/6	5.3	5.2	5	20	2/6	11	
	観音川	9	-	7.1	7.3	-/6	7.7	11	-/6	9.5	1.3	4.8	-/6	2.8	3.2	< 1	28	-/6	7	

湖沼名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1		0.47	1.2	3/6	0.71	0.033	0.067	3/6	0.049
	北潟湖末端	2		0.62	0.97	6/6	0.80	0.032	0.078	3/6	0.055
	北潟湖水路	3		0.68	1.2	6/6	0.89	0.037	0.13	3/6	0.073
	北潟湖湖心	4		0.59	1.1	5/6	0.81	0.037	0.16	3/6	0.077
	北潟湖南部	5		0.93	1.5	6/6	1.3	0.038	0.15	5/6	0.074
	塩尻橋	6		1.3	3.3	6/6	2.0	0.057	0.13	6/6	0.096
	北潟湖	7		0.71	1.2	6/6	0.93	0.044	0.18	4/6	0.085
	日之出橋	8		0.87	1.5	6/6	1.1	0.048	0.16	5/6	0.084
	観音川	9	-	0.85	1.0	-/6	0.93	0.023	0.068	-/6	0.042

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3-14 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



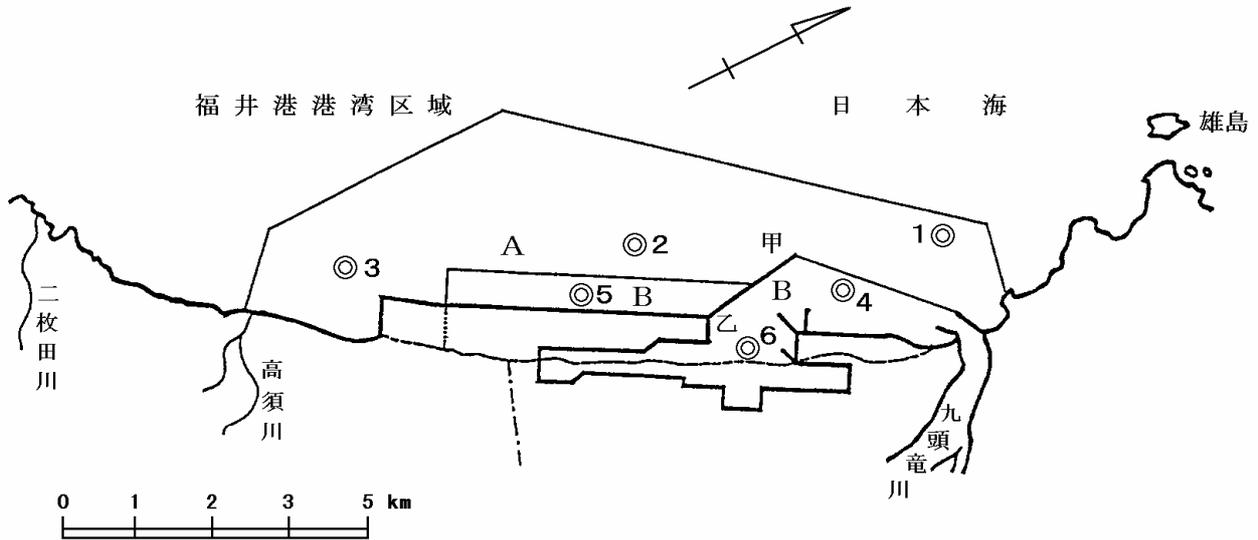
湖沼名	測定地点名	地点	類型	p		H		D			O			COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.1	0/6	6.4	9.3	3/6	7.7	1.6	2.3	0/6	1.9	2.2	< 1	4	0/6	2			
	日向湖南部	2	A	8.0	8.1	0/6	6.6	9.3	3/6	7.6	0.9	3.1	1/6	1.9	2.2	< 1	4	0/6	2			
	久々子湖北部	3	B	7.9	8.6	2/6	7.6	11	0/6	9.3	3.0	4.6	0/6	3.7	4.0	1	6	0/6	4			
	久々子湖南部	4	B	7.8	8.6	1/12	6.2	11	0/12	8.7	2.8	4.8	0/12	3.7	4.2	1	14	0/12	6			
	水月湖北部	5	B	7.6	9.2	3/6	7.8	12	0/6	9.4	3.2	5.1	1/6	4.1	4.5	2	9	0/6	5			
	水月湖南部	6	B	7.0	9.2	3/12	3.0	12	3/12	7.7	2.4	5.1	1/12	4.0	4.4	< 1	7	0/12	4			
	菅湖	7	B	7.8	9.4	3/6	7.9	13	0/6	9.8	4.0	9.2	1/6	5.2	4.9	2	14	0/6	6			
	三方湖西部	8	B	7.5	9.3	4/6	9.0	13	0/6	10	2.9	10	3/6	5.4	6.1	3	21	1/6	10			
	三方湖東部	9	B	7.5	9.2	6/12	8.8	11	0/12	10	2.6	9.0	6/12	5.1	6.1	5	16	1/12	10			
	はず川	10	-	7.1	7.5	-/6	7.7	11	-/6	9.4	1.2	4.5	-/6	2.3	3.5	< 1	10	-/6	3			

湖沼名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.15	0.34	-/6	0.23	0.017	0.051	-/6	0.029
	日向湖南部	2	-	0.13	0.32	-/6	0.20	0.015	0.052	-/6	0.024
	久々子湖北部	3	-	0.40	0.73	2/6	0.55	0.029	0.041	0/6	0.036
	久々子湖南部	4	-	0.41	0.84	3/6	0.58	0.028	0.043	0/6	0.036
	水月湖北部	5	-	0.32	0.76	2/6	0.56	0.023	0.051	1/6	0.039
	水月湖南部	6	-	0.33	0.85	2/6	0.60	0.022	0.067	2/6	0.042
	菅湖	7	-	0.32	0.97	2/6	0.62	0.021	0.12	1/6	0.051
	三方湖西部	8	-	0.40	1.4	3/6	0.82	0.029	0.088	4/6	0.055
	三方湖東部	9	-	0.43	1.0	4/6	0.74	0.029	0.072	3/6	0.051
	はず川	10	-	0.86	1.1	-/6	0.97	0.022	0.081	-/6	0.045

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 15 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

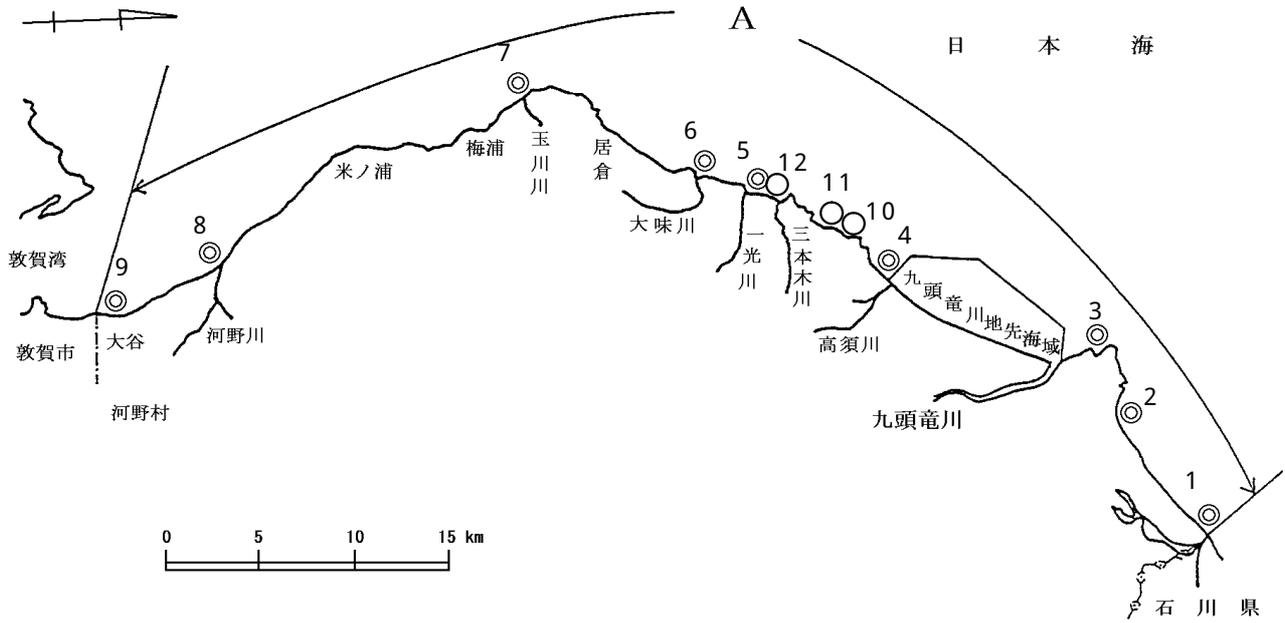


海域名	測定地点名	地点	類型	p			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.8	8.8	2/6	7.8	1.0	1.2	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.9	8.4	3/6	7.6	0.8	1.3	0/6	1.1	1.1	ND	ND	0/6		
	石橋地先	3	A	8.2	8.4	1/6	7.2	8.9	2/6	8.0	0.6	1.2	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6		
	福井火力地先	4	B	7.4	8.3	1/6	7.2	9.2	0/6	8.2	1.2	2.0	0/6	1.7	1.9	ND	ND	0/6		
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/6	6.6	8.5	0/6	7.5	0.9	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	福井港内	6	B	8.1	8.7	1/6	7.2	10	0/6	8.7	1.0	2.6	0/6	1.9	2.5	ND	ND	0/6		

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-16 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

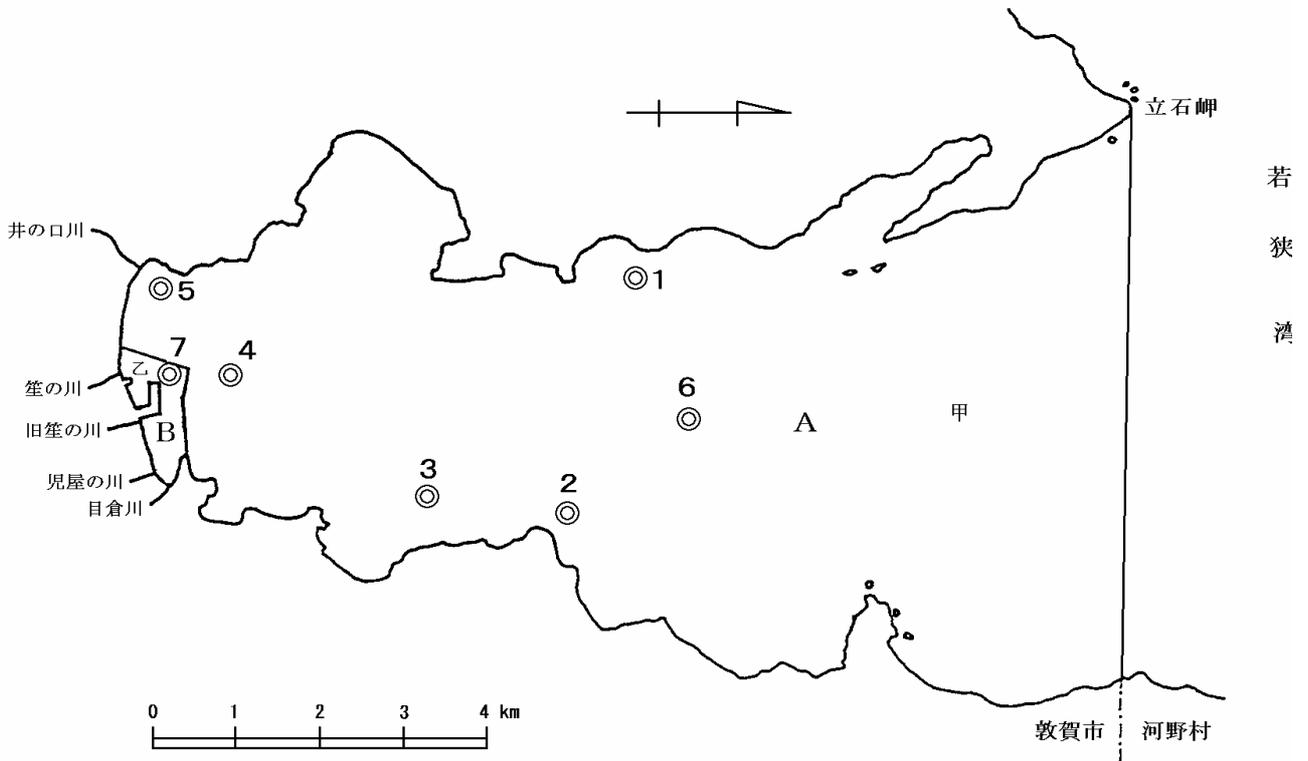


海域名	測定地点名	地点	類型	pH			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.1	8.3	0/6	6.9	8.6	3/6	7.7	1.0	1.9	0/6	1.3	1.4	ND	ND	0/6		
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.7	3/6	7.7	1.0	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.9	3/6	7.7	1.0	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	浜住地先	4	A	8.2	8.5	1/6	7.2	9.0	3/6	7.9	0.7	1.3	0/6	1.0	1.2	ND	ND	0/6		
	一光川地先	5	A	8.2	8.5	1/6	7.1	9.0	1/6	8.0	0.8	1.3	0/6	1.0	1.3	ND	ND	0/6		
	大味川地先	6	A	8.1	8.3	0/6	6.7	8.7	3/6	7.5	0.9	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6		
	玉川川地先	7	A	8.1	8.3	0/6	6.8	8.6	3/6	7.6	0.9	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.6	3/6	7.5	1.0	1.2	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/6	7.1	8.5	3/6	7.7	1.1	1.4	0/6	1.2	1.2	ND	ND	0/6		
	亀島地先	10	A	8.2	8.5	1/6	7.1	9.0	2/6	7.9	0.6	0.9	0/6	0.8	0.9	ND	ND	0/7		
	菅生地先	11	A	8.2	8.4	1/6	7.2	9.2	3/6	8.0	0.8	1.4	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/8		
	三本木川地先	12	A	8.2	8.5	1/6	7.2	9.4	1/6	8.1	0.7	1.8	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/9		

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 17 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



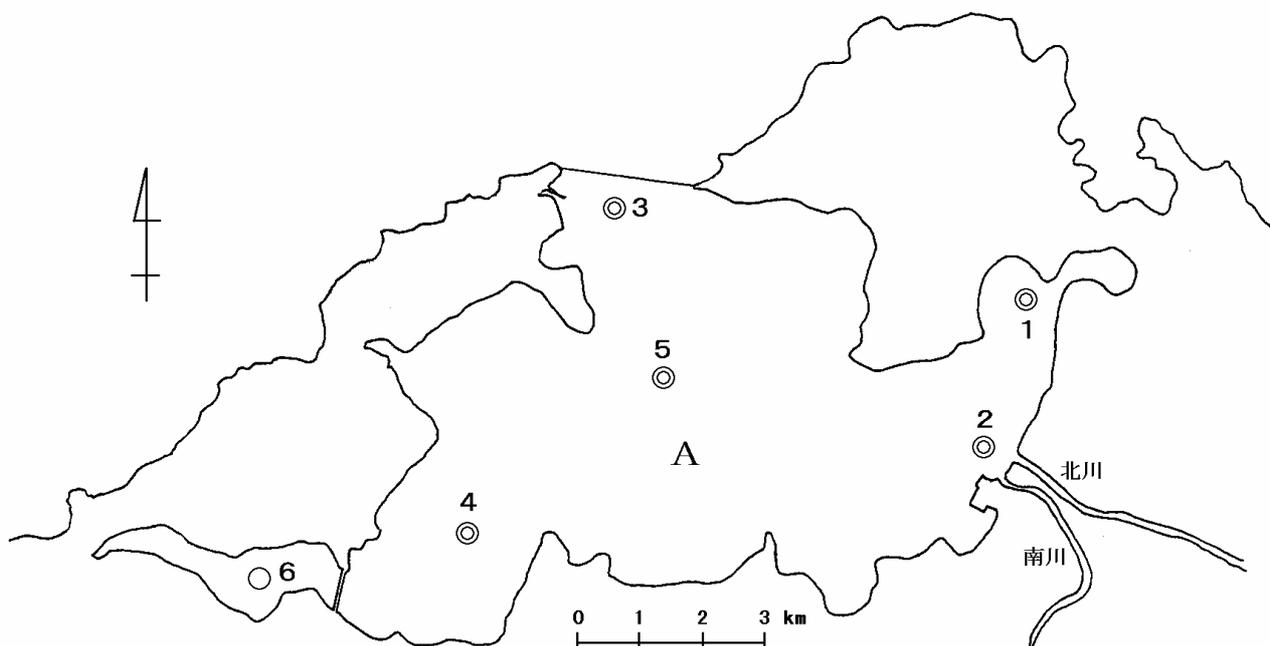
海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.6	3/6	7.6	1.0	1.4	0/6	1.2	1.3	ND	ND	0/6
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/6	7.1	8.4	2/6	7.8	1.1	1.6	0/6	1.4	1.6	ND	ND	0/6
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/6	7.0	8.4	2/6	7.8	1.1	1.8	0/6	1.4	1.8	ND	ND	0/6
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/6	6.9	8.4	1/6	7.9	1.1	1.9	0/6	1.5	1.9	ND	ND	0/6
	井の口川地先	5	A	8.1	8.3	0/6	6.4	8.5	2/6	7.6	1.2	2.0	0/6	1.5	1.9	ND	ND	0/6
	敦賀湾中央	6	A	8.0	8.3	0/6	7.0	8.4	3/6	7.6	1.0	1.5	0/6	1.3	1.5	ND	ND	0/6
	笹の川地先	7	B	8.2	8.3	0/6	6.9	8.7	0/6	8	1.1	2.0	0/6	1.6	1.9	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1		0.090	0.14	0/6	0.12	0.003	0.012	0/6	0.006
	松ヶ崎地先	2		0.090	0.22	0/6	0.16	0.005	0.010	0/6	0.008
	ナスビ鼻地先	3		0.090	0.25	0/6	0.16	0.004	0.013	0/6	0.008
	白灯台地先	4		0.11	0.33	1/6	0.22	0.009	0.020	0/6	0.015
	井の口川地先	5		0.11	0.54	3/6	0.27	0.009	0.032	1/6	0.018
	敦賀湾中央	6		0.080	0.18	0/6	0.13	0.006	0.008	0/6	0.007
	笹の川地先	7		0.12	0.63	2/6	0.36	0.007	0.058	1/6	0.022

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3 - 18 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



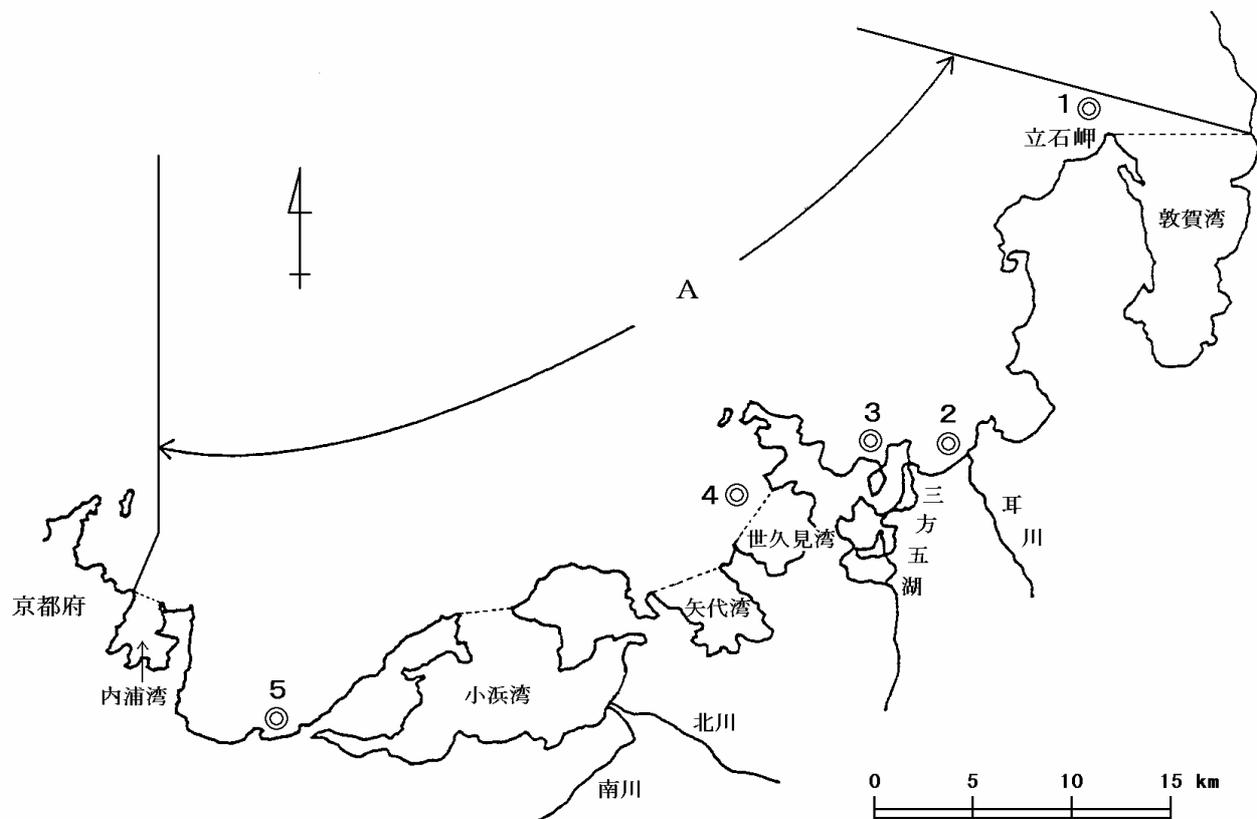
海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1	A	8.0	8.3	0/6	7.6	9.3	0/6	8.3	0.9	1.9	0/6	1.5	1.6	ND	ND	0/6
	雲浜地先	2	A	7.0	8.2	3/6	8.0	11	0/6	8.8	1.2	2.4	2/6	1.7	2.1	ND	ND	0/6
	大飯原発地先	3	A	8.1	8.3	0/6	7.3	9.9	2/6	8.1	0.8	1.5	0/6	1.1	1.3	ND	ND	0/6
	和田港湾	4	A	8.1	8.3	0/6	7.0	9.6	1/6	8.3	1.1	1.8	0/6	1.4	1.5	ND	ND	0/6
	小浜湾中央	5	A	8.1	8.3	0/6	6.9	9.6	1/6	8.2	0.7	1.7	0/6	1.3	1.5	ND	ND	0/6
	青戸入江	6	A	8.1	8.3	0/6	7.7	9.4	0/6	8.5	1.3	1.8	0/6	1.6	1.7	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1		0.19	0.48	2/6	0.32	0.018	0.036	1/6	0.026
	雲浜地先	2		0.20	0.83	4/6	0.51	0.028	0.063	4/6	0.043
	大飯原発地先	3		0.11	0.24	0/6	0.17	0.015	0.024	0/6	0.020
	和田港湾	4		0.16	0.37	1/6	0.23	0.015	0.027	0/6	0.020
	小浜湾中央	5		0.11	0.40	1/6	0.22	0.010	0.026	0/6	0.021
	青戸入江	6		0.17	0.30	0/6	0.23	0.019	0.030	0/6	0.025

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3-19 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

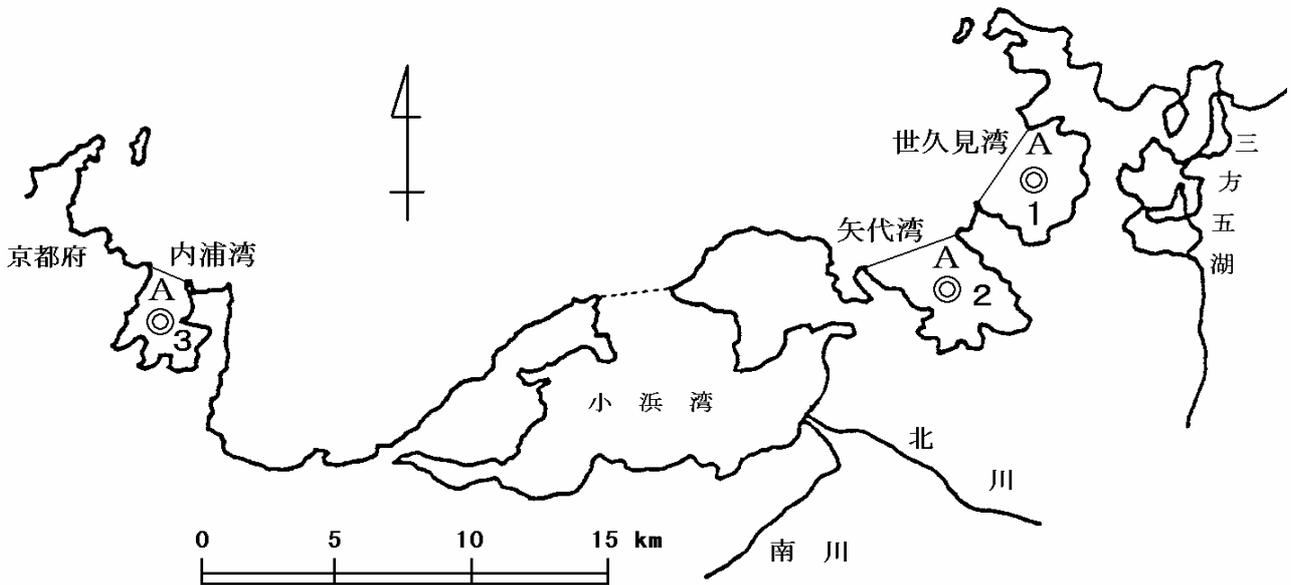


海域名	測定地点名	地点	類型	p			H			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.2	3/6	7.3	1.0	1.4	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6			
	耳川地先	2	A	8.1	8.2	0/6	7.0	10	1/6	8.4	0.8	1.5	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6			
	日向地先	3	A	8.1	8.3	0/6	7.2	9.6	1/6	8.2	0.7	1.1	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6			
	海中公園	4	A	8.1	8.3	0/6	7.3	9.4	1/6	8.1	0.6	1.8	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6			
	高浜地先	5	A	8.1	8.3	0/6	7.6	9.6	0/6	8.4	0.6	1.1	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6			

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

(資料:環境政策課)

表3 - 20 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				C O D				油分			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.3	0/6	7.2	9.6	2/6	8.2	0.5	1.8	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/6
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/6	7.3	9.8	3/6	8.2	0.5	1.7	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.1	8.3	0/6	7.2	9.4	3/6	8.0	0.8	1.1	0/6	1.0	1.0	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1		0.11	0.22	0/6	0.16	0.013	0.019	0/6	0.016
矢代湾海域	矢代湾	2		0.10	0.26	0/6	0.16	0.014	0.021	0/6	0.018
内浦湾海域	内浦湾	3		0.12	0.23	0/6	0.17	0.014	0.021	0/6	0.017

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 21 - 1 海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界: 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3 - 21 - 2 海水浴場の水質検査結果 (平成 16 年度)

市町村名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	判定
三国町	浜地	<2	なし	0.9	全透	適 (A A)
	三国サンセットビーチ	3	"	1.0	"	" (A)
福井市	鷹巣	<2	"	1.1	"	" (A A)
	鮎川	<2	"	1.1	"	" (A A)
越廼村	越廼	<2	"	1.1	"	" (A A)
越前町	くりや大浜	<2	"	1.3	"	" (A A)
	くりや長須浜	<2	"	1.1	"	" (A A)
河野村	河野	14	"	1.1	"	" (A)
	糠	<2	"	1.7	"	" (A A)
敦賀市	五幡	<2	"	1.8	"	" (A A)
	鞠山	<2	"	1.7	"	" (A A)
	市営松原	2	"	1.4	"	" (A)
	手の浦	<2	"	1.1	"	" (A A)
	水島	<2	"	1.3	"	" (A A)
美浜町	丹生	<2	"	1.5	"	" (A A)
	水晶浜	<2	"	1.2	"	" (A A)
	菅浜	<2	"	1.1	"	" (A A)
	久々子	<2	"	1.3	"	" (A A)
三方町	食見	<2	"	1.4	"	" (A A)
小浜市	田島	<2	"	1.3	"	" (A A)
	犬熊	<2	"	1.2	"	" (A A)
	阿納	<2	"	1.1	"	" (A A)
	勢浜	3	"	1.7	"	" (A)
	若狭鯉川シーサイドパーク	<2	"	1.6	"	" (A A)
	人魚の浜	4	"	1.5	"	" (A)
大飯町	塩浜	<2	"	1.3	"	" (A A)
	長井浜	<2	"	1.5	"	" (A A)
高浜町	若狭和田	<2	"	1.3	"	" (A A)
	若宮	<2	"	1.4	"	" (A A)
	三松	<2	"	1.4	"	" (A A)
	難波江	<2	"	1.7	"	" (A A)

(資料: 環境政策課)

- (備考) 1 調査日 平成 16 年 5 月 6 日、24 日
 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間
 3 調査地点 水深 1.0~1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 4 採取位置 表層 0.5m
 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表 3 - 22 - 2 調査団体と参加人数

調査団体		参加人数 (人)
番号	団体名	
1	福井市一乗小学校	25
2	今庄町立今庄小学校	38
3	福井市国見中学校	6
4	福井市大安寺小学校	10
5	福井市大安寺中学校	13
6	福井市明倫中学校	23
7	武生市立武生第六中学校	22
8	坂口エコメイト	9
9	勝山市立平泉寺小学校	22
10	美山町立羽生小学校	18
11	今立町立服間小学校	31
12	越廼村立越廼中学校	2
合計	12 団体	225

図 3 - 22 - 3 調査地点概況図

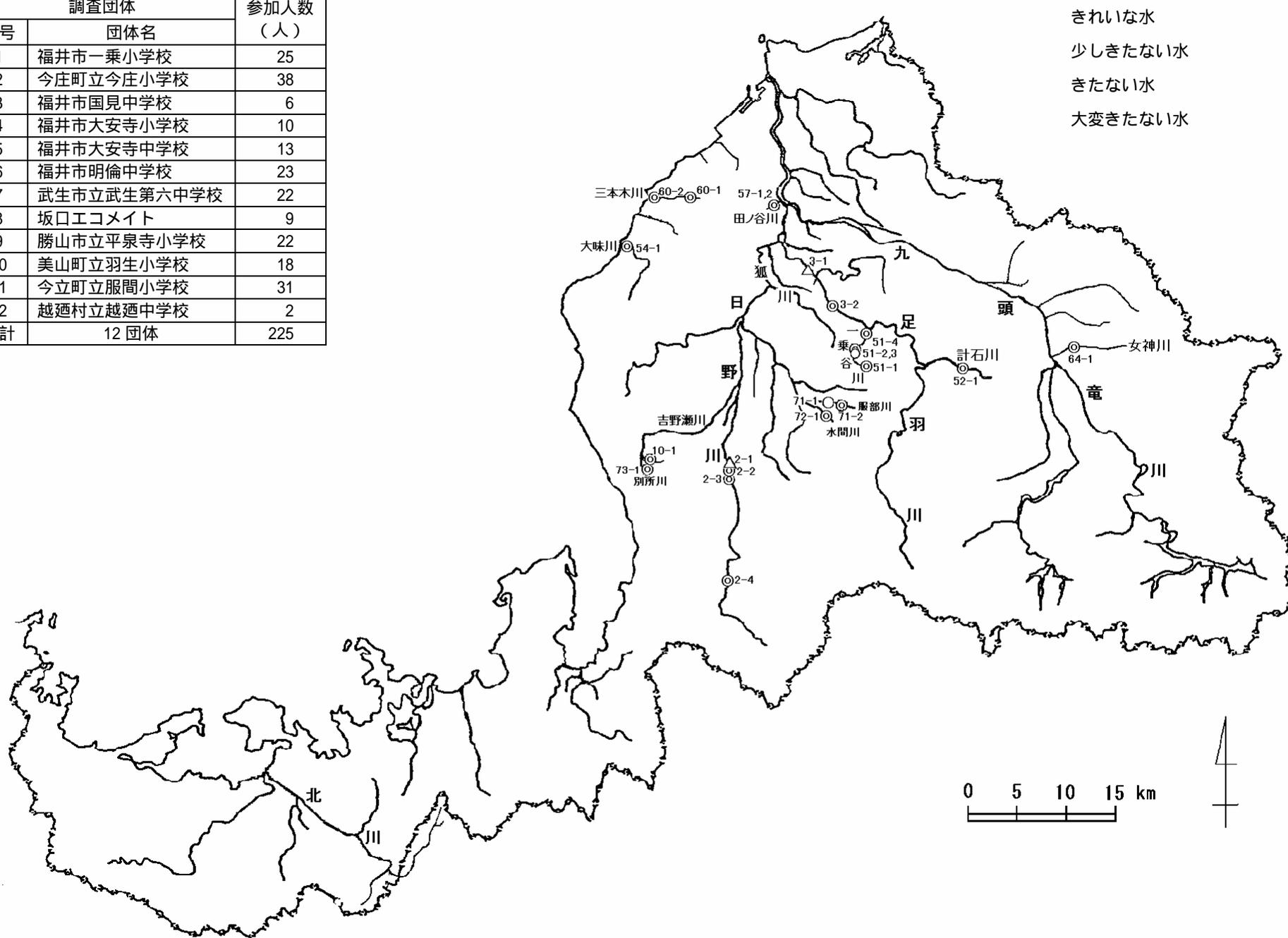


表3 - 23 水質汚濁防止法による特定事業場届出状況

(平成16年3月31日現在)

施設の 種類	排水量区分	福	敦	武	小	大	勝	鯖	あ	美	松	永	上	和	三	丸	春	坂	今	池	南	今	河	朝	宮	越	越	織	清	三	美	上	名	高	大	合			
		井	賀	生	浜	野	山	江	わ	山	岡	平	志	泉	国	岡	江	井	立	田	条	庄	野	日	崎	前	廻	田	水	方	浜	中	田	浜	飯		計		
1	50m ³ /日以上 うち有害物質使用													1																								1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用														1																								1
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7	8	2	2	5	4	1	3						6	9	3	12	1										1	1	5	1						71	
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1		1														2																				4	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2								1																								1				4	
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1	1																																		3	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1		4				1						1	1										6					1							16	
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用														1																							1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1								3														3						1			8	
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用			1																																		1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	1	1	3	7	4	3	1						2			3	1			1	1						1		1						36		
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																	1				1	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		23	3	1	1																					1											29	
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																																						
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2		2		2																														7	
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																																				2	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	13	1	3	3	5	3	5	2		4		1			3	1		2			4		3					1	2	2						58		

施設の 種類	排水量区分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合計	
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	34	19	16	13	17	3	6	6	2	1	1	3		1	5	4	1		2	3	1	1	4	2	1	2		3	10	9	4	1	5	8	188	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	2					2																												
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1	1	1	1	1	1				2			2	1			1		1		1	1	1			1	2	1	1	1				25	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	1	1	1	1	1	1				2			2	1			1		1		1	1	1				2	1	1	1				20	
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1		3			1	1									1														1				1	10
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1		1											1																					2
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	85	37	42	23	22	11	29	32	2	1	4	4	1	14	7	19	8	17	3	5	3	2	6	4	3	5	1	5	12	13	9	1	9	11	450	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	13	8	6	4	1	5	14	3			2	1	1	3	1	3	1	5		2		2	2	2			2	2	2	1				1	83	
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	268	242	123	250	181	102	106	125	7	12	8	4	9	101	63	21	17	78	13	4	16	42	23	7	66	24	5	9	170	150	23	11	63	20	2363	
	うち有害物質使用	20	3	9	3	4	5	22	3	1					4		1		1	1					1		1		1	1	1					81	
	合計	353	279	165	273	203	113	135	157	9	13	12	8	10	115	70	40	25	95	16	9	19	44	29	11	69	29	6	14	182	163	32	12	72	31	2813	

表 3 - 24 発電所設置状況

名 称		発電の種類	発電出力 (千 kW)	運開年月日	冷却用 排水最 大量 (m ³ /秒)	取排水の 温度差 ()	取水排水方法
日本原子力発電株式会社敦賀発電所	1号	原子力発電	357	S45. 3.14	20.2	+8.6	水深 8～13mから取水、表層放流
	2号	"	1,160	S62. 2.17	83.2	+7.0	水深 8～14mから取水、表層放流
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所		"	165	S54. 3.20 (H15. 3.29 運転終了)	12.0	+9.0	水深 8～11.5mから取水、 表層放流
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		"	280	未定	15.3	+7.0	水深 7mから取水、表層放流
関西電力株式会社 美浜発電所	1号	"	340	S45.11.28	22	+7.8	表層取水、テトラポット囲い方式表層放流
	2号	"	500	S47. 7.25	38	+6.5	"
	3号	"	826	S51.12. 1	54	+7.7	"
関西電力株式会社 高浜発電所	1号	"	826	S49.11.14	54	+7.7	表層取水、有孔斜堤方式水中放流
	2号	"	826	S50.11.14	54	+7.7	"
	3号	"	870	S60. 1.17	66	+7.0	表面取水、パイプ方式水中放流
	4号	"	870	S60. 6. 5	66	+7.0	"
関西電力株式会社 大飯発電所	1号	"	1,175	S54. 3.27	75	+7.7	表層取水、有孔テトラ囲い方式表層放流
	2号	"	1,175	S54.12. 5	75	+7.7	"
	3号	"	1,180	H 3.12.18	84	+7.0	"
	4号	"	1,180	H 5. 2. 2	84	+7.0	"
北陸電力株式会社福井火力発電所		火力発電	350	S48. 1.12	11.8	+9.0	河口表層取水、海面排水
福井共同火力発電株式会社 三国共同火力発電所		"	250	S53. 9. 3	9.5	+8.0	港口水深 8.5～12mの深層取水、港内表層排水
北陸電力株式会社 敦賀火力発電所	1号	"	500	H 3.10. 1	22.5	+7.0	深層取水、表層排水
	2号	"	700	H12. 9.28	31.5	+7.0	"
計			13,530		878		

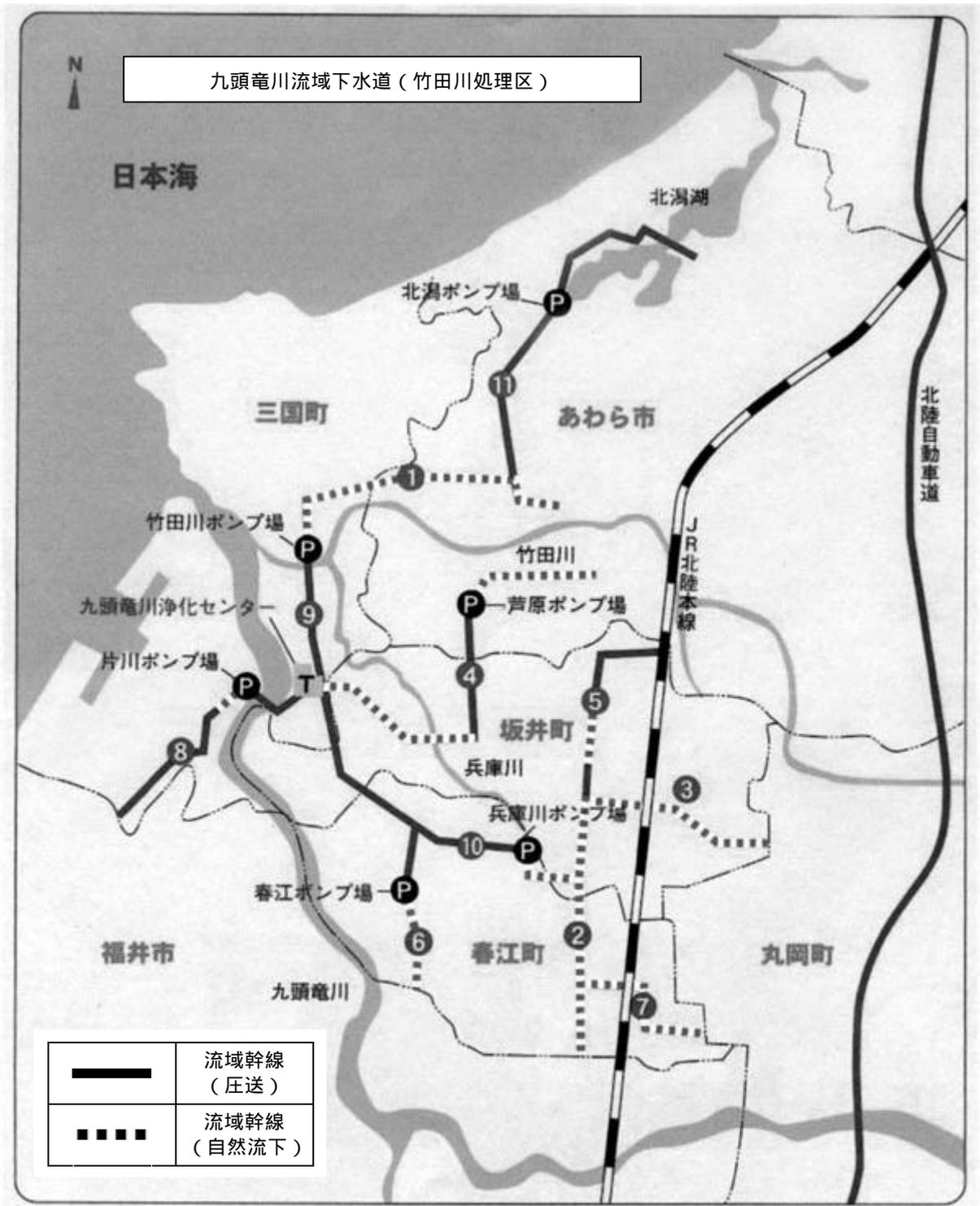
(資料：原子力安全対策課)

表 3 - 25 温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の表層拡散面積 (A t)

観測海域	年月日	温排水の厚さ (m)				放水口からの 最大到達距離 (m)	拡散面積 A t (km ²)	判断の 基準水温 (°)
		放水口からの距離 (m)						
		1,000	2,000	3,000	5,000			
立 石	2003. 4.14	1.6	0.8	0.4	1.6	5,750	A 12.5 = 7.17 A 13.0 = 2.31 A 14.0 = 0.45 A 15.0 = 0.12	12.5
大 飯	2003. 5.12	2.6	2.4	3.8		4,650	A 17.0 = 7.77 A 18.0 = 0.27 A 19.0 = 0.34 A 20.0 = 0.10 A 21.0 = 0.03	17.0
内 浦	2003. 5.13	2.2	2.8	3.0	1.4	9,850	A 17.5 = 7.70 A 18.0 = 0.04 A 19.0 = 0.01	17.5
美 浜	2003. 7.10	1.4				3,375	A 23.0 = 1.93 A 24.0 = 0.92 A 25.0 = 0.50 A 26.0 = 0.26 A 27.0 = 0.08 A 28.0 = 0.02	23.0
浦 底	2003. 9.16	1.9	1.9			2,561	A 28.0 = 1.44 A 29.0 = 0.99 A 30.0 = 0.29 A 31.0 = 0.03	28.0
大 飯	2003.10.20	2.8	1.6	1.9	3.0	5,939	A 23.0 = 11.40 A 24.0 = 3.03 A 25.0 = 0.94 A 26.0 = 0.44 A 27.0 = 0.19 A 28.0 = 0.05	23.0
内 浦	2003.10.21	8.2	6.8	6.0	4.8	8,950	A 22.5 = 11.16 A 23.0 = 2.56 A 24.0 = 0.32	22.5
立 石	2003.11.6	1.4	1.4			2,563	A 21.5 = 4.23 A 22.0 = 2.57 A 23.0 = 0.63 A 24.0 = 0.27 A 25.0 = 0.07	21.5
浦 底	2004. 1.9	3.1	3.0	2.4		3,171	A 14.5 = 1.91 A 15.0 = 1.43 A 16.0 = 0.87 A 17.0 = 0.10 A 18.0 = 0.02	14.5
美 浜	2004. 3.3	1.2				1,751	A 11.5 = 3.38 A 12.0 = 2.12 A 13.0 = 0.83 A 14.0 = 0.07	11.5

(資料 : 水産試験場)

図 3 - 26 九頭竜川流域下水道計画図



北部幹線	金津幹線	北部圧送幹線
南部幹線	春江幹線	南部圧送幹線
坂井幹線	丸岡幹線	北潟幹線
芦原幹線	西部幹線	

(資料：都市整備課)

表3-27 公共下水道の現況（公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道）

*下段：定住、上段：観光（宿泊＋日帰り）ピーク人口/日

市町村名	事業名	処理場名	排除方式	処理方式	都市計画 決定告示日 (直近)	下水道法 事業認可日 (直近)	認可 計画人口 (人)	計画 面積 (ha)	認可処理能力 現有処理能力 (日最大m3/日)	事業認可 工期 (年度)	(予定) 処理開 始年度
福井市	公共下水道	境浄化センター	合流	標準活性	H14.12.2	H15.2.28	64,340	852.0	31,100 31,100	S23-H18	S34.4
	"	日野川浄化センター	分流	標準活性	H14.12.2	H15.2.28	137,140	3,425.0	187,000 121,000	S23-H18	S60.10
	"	流域下水道関連 (1・2・3処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H15.9.1	H16.3.30	17,600	677.0	発生汚水量 15,237	S58-H22	S62.6
	特定環境保全 公共下水道	鷹巣浄化センター (鷹巣・国見)	分流	O D		H14.3.20	23,770 4,240	106.0	4,600 4,600	H 4-H23	H10.4 9年度末 (H22.3)
	特定環境保全 公共下水道	鶯浄化センター (川西・大安寺)	分流	O D		H14.3.20	3,263 23,770 226,583	97.0	1,800 224,500 156,700	H 4-H23	
敦賀市	公共下水道	天筒 浄化センター	分流	標準活性	H14.8.30	H14.9.10	52,300	1,332.0	40,925 26,600	S49-H20	S58.7
武生市	公共下水道	家久 浄化センター	合流	標準活性	H14.3.26	H15.2.28	35,700	1,130.0	32,600 19,200	S45-H20	S54.3
	特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流	家久 浄化センター		H15.2.28	2,700	74.0		H 8-H20	H11.3
	公共下水道	水循環 センター	分流	O D	H14.3.26	H15.2.28	9,100	378.0	6,750 0	H11-H20	(H20.4)
	計						47,500	1,582	39,350 19,200		
小浜市	公共下水道	小浜 浄化センター	分流	標準活性	H15.1.17	H15.3.31	22,200	722.0	19,020 12,000	S58-H22	H 3.3
大野市	公共下水道	大野市下水 処理センター	分流	O D	H 8.1.17	H15.10.3	10,800	285.0	6,000 1,400	H 8-H21	H15.4
勝山市	公共下水道	勝山 浄化センター	分流	標準活性	S63.7.7	H15.3.4	25,200	970.0	21,900 13,000	S51-H20	S60.6
鯖江市	公共下水道	鯖江環 境衛生センター	分流	標準活性	H12.8.1	H12.11.21	51,600	2,027.0	62,000 54,900	S49-H17	S58.6
三国町	公共下水道	流域下水道関連 (1～6処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H15.7.31	H16.3.30	21,179 24,400	893.4	計画決定 H 15.12.5	S48-H22	S57.7
あわら市	旧芦原町	公共下水道	分流	九頭竜川 浄化センター	H 8.3.26	H16.3.30	10,540 13,822	667.1	H 16.3.16 計画人口	S54-H22	S59.7
	旧金津町	公共下水道	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.12	H16.3.30	15,630	685.0	138,782 5,101.3	S56-H22	S60.10
丸岡町	公共下水道	流域下水道関連 (1～2処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.15	H16.3.30	29,030	1,060.8	計画面積	S59-H22	H 1.4.1 元年度扱
春江町	公共下水道	流域下水道関連 (1～6処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.14	H16.3.30	25,000	634.0	5,101.3	S57-H22	S62.4
坂井町	公共下水道	流域下水道関連 (1～7処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H 8.3.27	H16.3.30	13,300	484.0	処理能力 96,000 56,400	S59-H22	H 1.4.1 元年度扱
朝日町	公共下水道	朝日町 浄化センター	分流	標準活性	H13.4.13	H13.3.30	7,750	419.0	6,000 4,500	S53-H17	S61.3
織田町	公共下水道	織田 浄化センター	分流	O D	H 6.3.16	H14.3.20	3,800	186.0	3,600 2,400	H 1-H20	H 6.10
	特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流	織田 浄化センター		H14.3.20	1,500 0 5,300	58.0	3,600 2,400 2,600	H 1-H20	H 8.3
清水町	公共下水道	清水東部 環境センター	分流	標準+O D	H 7.2.22	H 7.12.1	4,850	132.4	3,940 2,600	S46-H13	S48.8
	特定環境保全 公共下水道	清水西部 環境センター	分流	O D		H 7.3.21	4,090	96.0	3,940 1,970 6,540 4,570	S62-H13	H 6.3
五領川 処理区 (組合施工)	公共下水道 (丸岡町)	五領川 浄化センター	分流	標準活性	H 2.8.24	H10.2.12	6,240	132.8	計画汚水量 3,328 3,396	S53-H16	S58.4 58年度扱
	公共下水道 (松岡町)						3,330				
	計 (組合施工)						2,050				
	松岡町						11,470 5,380				
	五領川 浄化センター計						7,930	181.0	12,600 9,000		
美浜町	公共下水道	美浜 浄化センター	分流	O D	H 6.3.4	H11.2.15	3,118 7,450	300.0	6,000 4,000	H 1-H19	H 7.4
高浜町	公共下水道	高浜町せらぎ ランド	分流	嫌気無酸素 好気式	H12.4.3	H15.3.27	65,500 10,000	333.0	11,300 3,800	H12-H20	H11.4
今立町	公共下水道	今立アクア クリーンセンター	分流	嫌気好気 ろ床法	H12.3.30	H12.5.2	3,800	93.0	1,700 0	H 12-H17	(H17.3)
永平寺町	特定環境保全 公共下水道	志比 浄化センター	分流	回転生物 接触法		H13.4.12	15,200 600	15.0	1,150 1,150	S52-H17	S55.4.1 55年度扱 S62.4
		中央 浄化センター	分流	回転生物 接触法		H13.4.12	6,100	171.0	3,180 3,180		
	計					15,200 6,700	186.0	4,330 4,330			
美山町	特定環境保全 公共下水道	(ルック)羽生 浄化センター	分流	フレックスPOD 羽生地区先行整備		H15.12.1	944	30.0	500 400	H 9-H21	H14.4 (H20.4)
		美山 浄化センター	分流	POD			741	12.1	0		
	計					1,685	42.1	900 500			
宮崎村	特定環境保全 公共下水道	宮崎 浄化センター	分流	O D	H 6.8.24	H10.12.10	1,130 3,145	60.0	835 835	S59-H14	H 1.4 元年度扱
南条町	特定環境保全 公共下水道	南条 浄化センター	分流	POD		H11.3.18	3,700	87.0	1,380 1,380	S63-H17	H 5.3
池田町	特定環境保全 公共下水道	池田水処理 センター	分流	O D		H12.2.14	1,890 2,710	99.0	1,640 820	H 5-H16	H11.3
河野村	特定環境保全 公共下水道	河野村 浄化センター	分流	O D		H11.10.25	3,490 2,150	38.6	1,840 1,840	H 7-H14	H12.3
三方町	特定環境保全 公共下水道	東部 浄化センター	分流	凝集材添加OD +急速砂ろ過		H13.5.28	4,200	98.0	2,600 2,600	H 5-H17	H12.3
	簡易な 公共下水道	海越 浄化センター	分流	膜分離 活性汚泥法		H15.4.3	270 197	7.0	230 -	H15-H21	(H19.4)
	計					4,397	105.0	2,830 2,600			
上中町	特定環境保全 公共下水道	三宅 浄化センター	分流	POD		H15.3.27	2,510	114.0	1,200 1,200	H 5-H19	H11.4 H 9.4 8年度扱
		熊川 浄化センター	分流	POD		H15.3.27	890	24.0	400 400		
	計					3,400	138.0	1,600 1,600			
名田庄村	特定環境保全 公共下水道	東部 浄化センター	分流	O D		H15.3.27	980	980	980	H 5-H19	H12.7
その他町村	和泉村・上志比村・今庄町・越前町・越前村・大飯町						1,800	51.0	980		
市町村計							111,807 643,602	19,350.7	468,690 326,955		
九頭竜川 流域下水道	流域下水道	九頭竜川 浄化センター	分流	標準活性	H 15.12.5	H 16.3.16	31,719 138,782	再掲 5,101.3	96,000 56,400	S52-H22	S57.7
県計							111,807 643,602	19,350.7	564,690 383,355		

表3 - 28 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（平成16年3月31日現在）

保健所	単独処理浄化槽（基数）								合併処理浄化槽（基数）							合計	
	人槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計		
福井	福井市	22,897	1,988	2,429	410	37	0	27,761	1,749	95	160	367	124	47	2,542	30,303	
	美山町	278	18	18	1	0	0	315	158	1	2	2	4	1	168	483	
	松岡町	441	21	27	8	0	0	497	3	1	0	5	1	1	11	508	
	永平寺町	50	6	3	1	0	0	60	24	2	3	4	0	1	34	94	
	上志比村	58	4	2	2	0	0	66	2	0	0	0	1	2	5	71	
	計	23,724	2,037	2,479	422	37	0	28,699	1,936	99	165	378	130	52	2,760	31,459	
坂井	あわら市	1,820	144	211	37	2	3	2,217	212	15	4	23	7	7	268	2,485	
	三国町	231	33	61	16	1	0	342	10	3	4	9	3	3	32	374	
	丸岡町	3,178	240	264	55	1	1	3,739	365	15	12	35	14	4	445	4,184	
	春江町	1,749	98	83	29	0	0	1,959	101	9	9	8	6	1	134	2,093	
	坂井町	1,182	50	70	10	3	2	1,317	176	9	0	14	1	0	200	1,517	
	計	8,160	565	689	147	7	6	9,574	864	51	29	89	31	15	1,079	10,653	
奥越	大野	大野市	5,200	413	553	75	10	0	6,251	895	42	24	60	38	18	1,077	7,328
		和泉村	67	19	27	23	2	0	138	100	7	9	14	4	0	134	272
		小計	5,267	432	580	98	12	0	6,389	995	49	33	74	42	18	1,211	7,600
	勝山	勝山市	768	83	108	24	2	0	985	189	3	2	12	7	1	214	1,199
	計	6,035	515	688	122	14	0	7,374	1,184	52	35	86	49	19	1,425	8,799	
丹南	鯖江	鯖江市	3,658	228	208	28	4	0	4,126	709	6	7	20	9	3	754	4,880
		今立町	1,722	130	107	18	5	0	1,982	924	3	9	17	4	1	958	2,940
		池田町	172	10	21	5	0	0	208	24	0	3	0	2	0	29	237
		朝日町	110	14	11	0	1	0	136	5	0	0	2	0	3	10	146
		宮崎村	49	5	5	1	0	0	60	9	0	0	0	0	0	9	69
		越前町	396	66	106	17	2	0	587	15	0	0	23	3	1	42	629
		越廼村	123	20	29	8	1	0	181	1	1	1	11	6	2	22	203
		織田町	274	16	20	4	0	0	314	12	0	2	3	0	0	17	331
		清水町	241	19	18	1	2	0	281	2	1	0	3	3	1	10	291
	小計	6,745	508	525	82	15	0	7,875	1,701	11	22	79	27	11	1,851	9,726	
	武生	武生市	9,114	680	813	149	18	2	10,776	2,415	66	96	134	43	21	2,775	13,551
		南条町	29	3	9	0	0	0	41	20	1	2	0	5	4	32	73
		今庄町	208	25	22	4	1	0	260	9	2	0	7	6	0	24	284
河野村		57	8	8	3	0	0	76	84	3	2	1	1	1	92	168	
小計	9,408	716	852	156	19	2	11,153	2,528	72	100	142	55	26	2,923	14,076		
計	16,153	1,224	1,377	238	34	2	19,028	4,229	83	122	221	82	37	4,774	23,802		
二州	敦賀市	4,569	566	794	215	26	2	6,172	1,641	50	54	120	52	27	1,944	8,116	
	三方町	83	22	45	12	0	0	162	10	0	1	10	4	5	30	192	
	美浜町	304	15	31	2	1	0	353	78	7	2	10	1	1	99	452	
	計	4,956	603	870	229	27	2	6,687	1,729	57	57	140	57	33	2,073	8,760	
若狭	小浜市	680	149	210	37	10	0	1,086	606	24	33	38	22	13	736	1,822	
	上中町	70	12	31	6	0	0	119	16	4	6	10	6	5	47	166	
	名田庄村	53	11	14	3	1	0	82	4	0	3	5	2	2	16	98	
	高浜町	474	58	119	57	2	1	711	296	16	26	22	11	5	376	1,087	
	大飯町	27	23	23	8	0	0	81	17	5	3	28	22	10	85	166	
	計	1,304	253	397	111	13	1	2,079	939	49	71	103	63	35	1,260	3,339	
県計	60,332	5,197	6,500	1,269	132	11	73,441	10,881	391	479	1,017	412	191	13,371	86,812		

表3 - 29 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度	7	8	9	10	11	12	13	14
県 内 総 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595
計 画 処 理 区 域 内 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595
内	水洗化人口	下 水 道 人 口	324,851	337,338	355,476	369,967	387,843	416,528	432,530	446,129
		地 域 し 尿 処 理 人 口	544	541	543	536	362	194	194	187
		浄 化 槽 人 口	255,233	262,072	270,345	273,518	269,859	262,976	257,733	265,387
		合 計	580,628	599,951	626,364	644,021	658,064	679,698	690,457	711,703
訳	非水洗化人口	計 画 収 集 人 口	230,747	217,550	193,244	178,301	166,396	153,252	134,251	112,036
		自 家 処 理 人 口	16,458	11,196	9,471	7,246	5,251	5,091	5,015	4,856
		合 計	247,205	228,746	202,715	185,547	171,647	158,343	139,266	116,892
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	0	0
水 洗 化 率 (%)			70.1	72.4	75.5	77.6	79.3	81.1	83.2	85.9
衛 生 処 理 率 (%)			98.0	98.6	98.9	99.1	99.3	99.4	99.4	99.4
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (L) (し尿)		1.62	1.64	1.73	1.76	1.72	1.66	1.76	1.91
	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (L) (浄化槽汚泥)		1.23	1.28	1.27	1.28	1.40	1.46	1.53	1.43
計 画 収 集 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,960	216,451
内 訳	し 尿		137,256	130,885	122,869	115,518	104,724	93,178	86,139	78,054
	浄 化 槽 汚 泥		114,360	122,877	125,068	127,360	137,462	140,038	143,821	138,397
収 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	1,013	1,139	705	675	4,225	3,753	696	686
		浄 化 槽 汚 泥	2,998	2,089	2,657	2,829	10,648	9,432	2,567	230
		合 計	4,011	3,228	3,362	3,504	14,873	13,185	3,263	916
	許 可	し 尿	96,226	92,101	88,696	83,523	76,019	69,024	64,856	58,820
		浄 化 槽 汚 泥	78,644	85,302	85,732	86,468	93,427	95,735	98,418	96,321
		合 計	174,870	177,403	174,428	169,991	169,446	164,759	163,274	155,141
	組 合	し 尿	40,017	37,645	33,468	31,320	24,480	20,401	20,587	18,548
		浄 化 槽 汚 泥	32,718	35,486	36,679	38,063	33,387	34,871	42,836	41,846
		合 計	72,735	73,131	70,147	69,383	57,867	55,272	63,423	60,394
計 画 処 理 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,378	219,778
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	119,434	106,317	100,362	94,677	86,152	76,475	79,057	61,214
		浄 化 槽 汚 泥	75,756	72,032	74,664	76,297	85,661	86,962	130,909	112,083
		合 計	195,190	178,349	175,026	170,974	171,813	163,437	209,966	173,297
	下水道投入等	し 尿	17,822	24,568	22,507	20,841	18,572	17,513	6,500	20,135
		浄 化 槽 汚 泥	38,604	50,845	50,404	51,063	51,801	53,076	12,912	26,346
		合 計	56,426	75,413	72,911	71,904	70,373	70,589	19,412	46,481
自 家 処 理 量			8,923	5,974	5,166	3,908	3,052	3,816	4,189	7,058
し 尿 等 の 総 排 出 量			260,539	259,736	253,103	246,786	245,238	237,842	233,567	226,836

(資料：廃棄物対策課)

図3 - 30 農業集落排水事業実施状況（平成16年3月末現在）

（平成16年3月末現在）

市町村名	住民基本 台帳人口 (13年度末)	全体計画：整備構想		平成15年度までに事業採択												平成15年度までに完了																			
		整備人口	処理区数	モデル		ミ		二		集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対 市町村 （％）	対 集排 （％）	モデル		ミ		二		集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対 市町村 （％）	対 集排 （％）
				人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数			人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数		
福井市	249,656	9,843	13	904	1	0	0	5,748	9	0	0	0	0	6,652	10	2.7	67.6	904	1	0	0	3,255	5	0	0	0	0	4,159	6	1.7	42.3				
敦賀市	67,888	4,120	10	0	0	0	2,253	5	0	0	0	0	2,253	5	3.3	54.7	0	0	0	0	1,961	4	0	0	0	0	1,961	4	2.9	47.6					
武生市	71,183	6,898	9	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7	48.9	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7	48.9					
小浜市	33,176	9,949	14	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1	93.6	0	0	0	0	6,024	8	1,818	2	0	0	7,842	10	23.6	78.8					
大野市	39,713	9,714	16	832	3	0	6,900	10	341	1	0	0	8,073	14	20.3	83.1	832	3	0	0	4,790	8	341	1	0	0	5,963	12	15.0	61.4					
勝山市	28,380	3,782	6	0	0	0	2,588	4	0	0	0	0	2,588	4	9.1	68.4	0	0	0	0	399	2	0	0	0	0	399	2	1.4	10.5					
鯖江市	65,761	11,901	6	2,010	1	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1	100.0	2,010	1	0	0	5,924	3	0	0	0	0	7,934	4	12.1	66.7					
あわら市	31,926	1,410	2	340	1	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4	100.0	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4	100.0					
美山町	5,439	2,680	6	452	3	0	2,228	3	0	0	0	0	2,680	6	49.3	100.0	452	3	0	0	1,445	2	0	0	0	0	1,897	5	34.9	70.8					
松岡町	10,358	810	1	810	1	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8	100.0	810	1	0	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8	100.0					
永平寺町	6,383																																		
上志比村	3,687	3,678	3	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8	100.0	0	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8	100.0					
和泉村	786																																		
三国町	24,165																																		
丸岡町	31,784	546	1	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7	100.0	0	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7	100.0					
春江町	23,749	1,364	2	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7	100.0	0	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7	100.0					
坂井町	13,252																																		
今立町	14,152																																		
池田町	3,854	1,116	2	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0	100.0	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0	100.0					
南条町	5,789	2,294	3	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6	100.0	0	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6	100.0					
今庄町	5,060	5,042	9	0	0	0	4,741	8	301	1	0	0	5,042	9	99.6	100.0	0	0	0	0	4,741	8	301	1	0	0	5,042	9	99.6	100.0					
河野村	2,282	152	1	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7	100.0	0	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7	100.0					
朝日町	9,938	1,919	3	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5	90.8	0	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5	90.8					
宮崎村	4,120	2,137	3	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9	100.0	0	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9	100.0					
越前町	6,395	339	2	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2	59.9	0	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2	59.9					
越前村	1,821	506	2	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8	100.0	0	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8	100.0					
織田町	5,293	206	2	145	1	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9	100.0	145	1	0	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9	100.0					
清水町	10,578	3,218	4	875	3	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4	100.0	875	3	0	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4	100.0					
三方町	9,216	4,151	5	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	4,076	4	44.2	98.2	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	0	4,076	4	44.2	98.2					
美浜町	11,850	3,000	9	1,415	4	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4	80.5	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4	80.5					
上中町	8,205	5,284	5	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4	100.0	0	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4	100.0					
名田庄村	2,989	1,264	3	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3	100.0	0	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3	100.0					
高浜町	12,019	3,309	7	0	0	0	3,073	5	0	0	0	0	3,073	5	25.6	92.9	0	0	0	0	1,495	4	0	0	0	0	1,495	4	12.4	45.2					
大飯町	6,496	5,717	23	490	3	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0	100.0	490	3	0	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0	100.0					
県 合計	827,343	106,349	172	8,863	22	2,717	1	72,309	97	3,979	8	5,227	20	93,095	148	11.3	87.5	8,863	22	2,717	1	57,422	83	3,979	8	5,227	20	78,208	134	9.5	73.5				
市 計	587,683	57,617	76	4,086	6	0	39,325	48	2,159	3	0	0	45,570	57	7.8	79.1	4,086	6	0	0	26,799	36	2,159	3	0	0	33,044	45	5.6	57.4					
町村 計	239,660	48,732	96	4,777	16	2,717	1	32,984	49	1,820	5	5,227	20	47,525	91	19.8	97.5	4,777	16	2,717	1	30,623	47	1,820	5	5,227	20	45,164	89	18.8	92.7				

- (注) 1 供用率 = 供用（完了）現況定住人口 / 整備人口（平成13年度末現況定住人口）
2 処理区・人口については、福井県汚水処理整備構想（平成15年3月策定）に基づき調整した数字である。
3 モデル：農村総合整備事業、ミ二：農村基盤総合整備事業、集排：農業集落排水事業、緊急：農業集落排水緊急整備事業
4 採択率・供用率共に人口ベースの数値である。
5 永平寺町は特定環境保全公共下水道、今立町は公共下水道。

表3 - 31 漁業集落排水施設の整備状況

(平成16年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年 度	地区人口
越廼村 蒲生・茱崎	越 廼 村	茱 崎 漁 港	(予定) 建設中 平成16	1,204人
越前町 梅 浦	越 前 町	越 前 漁 港	平成13	1,901人
越前町 厨	越 前 町	越 前 漁 港	平成15	2,707人
越前町 米 ノ	越 前 町	米 ノ 浦 漁 港	(予定) 建設中 平成20	736人
敦賀市 立 石	敦 賀 市	立 石 漁 港	(予定) 建設中 平成17	91人
敦賀市 白 木	敦 賀 市	白 木 漁 港	平成 6	76人
敦賀市 浦 底	敦 賀 市	浦 底 漁 港	平成 8	112人
美浜町 日 向	美 浜 町	日 向 漁 港	平成 3	803人
美浜町 菅 浜	美 浜 町	菅 浜 漁 港	平成 5	545人
美浜町 丹 生	美 浜 町	丹 生 漁 港	昭和62	384人
三方町 世 久 見	三 方 町	世 久 見 漁 港	昭和63	143人
三方町 神 子	三 方 町	神 子 漁 港	平成 4	167人
三方町 小 川	三 方 町	小 川 漁 港	平成11	254人
三方町 常 神	三 方 町	常 神 漁 港	(予定) 建設中 平成17	194人
小浜市 阿納・犬熊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成元	175人
小浜市 志 積	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成元	54人
小浜市 矢 代	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 2	70人
小浜市 泊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 4	123人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 5	146人
小浜市 田 烏	小 浜 市	田 烏 漁 港	平成 8	513人
小浜市 仏 谷	小 浜 市	小 浜 漁 港	平成11	56人
高浜町 音 海	高 浜 町	音 海 漁 港	平成14	182人
高浜町 上瀬・日引	高 浜 町	上 瀬 漁 港	(予定) 建設中 平成18	161人
越前町 白浜(城崎)	越 前 町	白 浜 (城 崎) 漁 港	平成22	664人

(資料：水産課)

表3 - 32 林業集落排水施設の整備状況

(平成16年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年 度	地区人口
武生市 白 山	武 生 市	平成11	80人
美山町 間 戸	美 山 町	平成14	135人

(資料：森づくり課)

4 土壌・地盤関係資料

表 4 - 1 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg / 検液 1 L)

項 目	基 準
カドミウム	0 . 0 1 以下 農用地： 1 mg 未満 / 米 1 kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下 田： 1 5 mg 未満 / 土壌 1 kg
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田： 1 2 5 mg 未満 / 土壌 1 kg
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

表 4 - 2 概況調査の結果（平成 15 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出限界値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過の 地区数
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	58	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	58	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	1	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	58	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	58	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	PCB	不検出	0.0005	30	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0	
セレン	0.01	0.002	30	0	0	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28(3)注	1	
ふっ素	0.8	0.1	30	7(0)注	0	
ほう素	1	0.02	30	2(0)注	0	
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	30	0	(0)
	ニッケル	-	0.005	30	1	-
	アンチモン	-	0.001	30	0	-

(資料：環境政策課)

(注) ()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数。汚染の判断基準は、次のとおり。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 mg/L、ふっ素 0.4 mg/L、ほう素 0.5 mg/L

(備考) 1 調査地点数は、1地区1地点の計60地点である。
2 要監視項目については、公共用水域等における指針値を()内に示した。
3 福井市(特例市)分を含む。

表 4 - 3 汚染井戸周辺地区調査の結果（平成15年度）

調査実施地区	敦賀市新松島町周辺地区	鯖江市水落地区
調査地点数	28地点	44地点
汚染物質名	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
検出地点数	8地点	12地点
環境基準超過地点数	0地点	2地点
最高濃度 (mg/L)	0.0012	28
環境基準値 (mg/L)	1	10
検出限界値 (mg/L)	0.0005	0.02

調査実施地区	鯖江市神中地区		鯖江市上野田地区
調査地点数	8地点		6地点
汚染物質名	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	砒素
検出地点数	2地点	2地点	0地点
環境基準超過地点数	0地点	0地点	0地点
最高濃度 (mg/L)	0.035	0.004	<0.005
環境基準値 (mg/L)	0.04	0.03	0.01
検出限界値 (mg/L)	0.004	0.002	0.005

調査実施地区	あわら市市姫地区	越廼村蒲生地区
調査地点数	3地点	5地点
汚染物質名	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
検出地点数	1地点	5地点
環境基準超過地点数	0地点	0地点
最高濃度 (mg/L)	8.4	10
環境基準値 (mg/L)	10	10
検出限界値 (mg/L)	0.02	0.02

調査実施地区	高浜町立石地区
調査地点数	19地点
汚染物質名	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
検出地点数	9地点（注）
環境基準超過地点数	5地点
最高濃度 (mg/L)	45
環境基準値 (mg/L)	10
検出限界値 (mg/L)	0.02

（注） 汚染の判断基準を超えて
検出された地点数

（資料：環境政策課）

表4 - 4 定期モニタリング調査結果

(平成16年3月31日現在)

地区名	汚染物質 (環境基準)	汚染発見 年月	モニタ リング 井戸数	定期モニタリングによる濃度変化			
				最高検出 濃度 A (mg/L)	最高濃度検出井 での最近2年間 平均濃度 B (mg/L)	B/A ×100 (%)	
1 鯖江市水落	六価クロム (0.05mg/L)	12年 8月	1	0.54	0.38	70	
2 武生市塚町・三ツ屋町	砒 素 (注2) (0.01mg/L)	12年 6月	2	0.031	0.024		
3 坂井町上兵庫		10年 5月	1	0.035	0.011		
4 三方町東部		9年12月	3	0.15	0.082		
5 高浜町菌部		2年11月	1	0.039	0.024		
6 永平寺町光明寺		1,2-ジクロロエチレン (0.004mg/L)	12年 5月	3	0.015	0.0022 *	15
7 福井市江守中 (注1)	トリクロロエチレン (0.03mg/L)	10年 9月	1	<0.002	<0.002		
8 福井市石橋町 (注1)		10年 9月	2	0.017	0.006	35	
9 武生市吉野		1年11月	5	0.11	0.064	58	
10 武生市大虫		2年 2月	4	0.12	0.039	33	
11 武生市米口町		10年 9月	2	0.17	0.031	18	
12 鯖江市豊		2年 6月	4	0.064	0.038	59	
13 鯖江市神明南部		4年 5月	5	0.37	0.080	22	
14 鯖江市立待南部		7年10月	5	0.054	0.023 *	43	
15 鯖江市立待北部		8年 5月	5	0.12	0.031	26	
16 鯖江市上河内町		8年 6月	3	0.31	0.020 *	6	
17 鯖江市立待西部		8年10月	5	0.16	0.024 *	15	
18 宮崎村小曾原1区 (注1)		10年 9月	2	<0.002	<0.002		
19 宮崎村小曾原3区 (注1)		10年 9月	2	<0.002	<0.002		
20 敦賀市布田町		テトラクロロエチレン (0.01mg/L)	11年 5月	4	0.021	0.012	57
21 武生市北府			1年11月	4	0.027	0.021	78
22 小浜市伏原 (注1)	10年 6月		2	<0.0005	<0.0005		
23 大野市新町	1年12月		5	0.065	0.011	16	
24 勝山市滝波町	8年 5月		5	0.024	0.0061 *	25	
25 鯖江市本町	5年 4月		5	0.38	0.112	29	
26 鯖江市横越町	7年 5月		2	0.017	0.0034 *	20	
27 上志比村牧福島	4年 5月		5	0.087	0.0017 *	2	
28 高浜町東三松	砒 素 (注2) (0.01mg/L)	12年 6月	1	0.032	0.028		
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	12年 8月	1	51	31	60	
29 鯖江市立待東部	1,1-ジクロロエチレン (0.02mg/L)	7年12月	1	0.13	0.075	58	
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)			0.099	0.019	19	
30 武生市王子保	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L)	6年11月	7	0.097	0.064	66	
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)	2年 7月		0.11	0.013	12	
31 鯖江市筋生田町	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L)	11年10月	2	0.073	0.044	60	
	トリクロロエチレン (0.03mg/L)			0.11	0.055	50	

(注1) 環境基準の超過が工場敷地内の地下水に限定された地区。

(注2) 砒素による地下水汚染の原因は、いずれも自然由来と考えられる。

*は、最近2年間の地下水汚染物質の平均濃度が環境基準以下になったことを示す。

表4-5-1 観測井における地下水位の経年変化

(単位：管頭下m)

観測井	水位	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
(28m井)	最高	18.11	15.72	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68	9.56
	最低	25.49	23.30	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95	19.67	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88
	変動差	7.38	7.58	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32
	年平均	21.59	19.73	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97	13.49	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.67	11.32
(130m井)	最高	17.30	15.50	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36
	最低	36.92	33.85	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00
	変動差	19.62	18.35	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64
	年平均	24.14	22.02	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86	14.38	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18	9.85
(51m井)	最高	14.20	12.58	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64
	最低	27.38	23.24	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20
	変動差	13.18	10.66	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48	7.56
	年平均	17.76	16.35	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88

(資料：環境政策課)

表4-5-2 観測井における経年沈下量

(単位：mm)

観測井	収縮量	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
(28m井)	年総量	2.74	2.51	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38
	累積	5.34	7.85	9.31	11.41	13.11	13.97	15.03	20.22	21.70	22.89	24.58	24.96	25.27	26.40	27.33	28.11	27.92	29.19	29.66	30.07	30.32	30.16	31.04	30.92	31.52	31.70	32.08
(130m井)	年総量	7.05	5.88	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27	-1.31
	累積	16.03	21.91	17.87	30.98	29.55	29.16	33.23	52.20	49.72	44.60	45.77	47.63	49.70	49.99	53.57	53.80	51.56	52.45	54.32	53.52	52.16	49.28	55.40	50.64	50.00	51.27	49.96
(51m井)	年総量	19.27	10.02	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08
	累積	34.80	44.82	46.05	52.70	56.40	59.31	61.97	73.90	74.02	76.07	78.29	78.85	78.97	79.81	83.48	85.88	85.28	88.56	92.72	91.64	92.20	91.84	94.16	93.96	94.60	97.48	98.56

(注) は隆起

(資料：環境政策課)

表4-6-1 福井平野における水準測量結果

(単位: mm, : 隆起)

水準点番号	水準点所在地	年間変動量											累積 (S50~H12)	対象測定 地域機関	
		51	52	53	54	54~56	56~60	60~63	63~H4	H4~H8	H8~H12	平均値			
1 (1)一級水準測量路線.....旧国道8号線(碓15カ)S910-1)															
基 15	金津町熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国
008-390	笹岡	1.7	0.2	0.0	1.4	0.7								(2.6)	"
008-391	笹岡	1.0	3.0	1.6	2.4	0.8		34.3						(38.3)	"
893	笹岡	0.7	1.0	2.7	1.4	1.1		2.9	2.5	0.3	0.6	0.2		2.4	"
008-392	前谷	1.3	5.5	3.6	0.4	0.1		4.7	3.3	0.2	0.9	0.2		8.2	"
894	中川	2.9	4.1	2.7	1.2	1.2		0.5	2.8	0.8	2.1	0.5		1.1	"
895	瓜生	2.2	6.3	2.0	9.2	11.8		0.6	4.4	1.0	1.4	0.4		10.9	"
008-395	丸岡町坪江					事故		再設	3.8	亡失				(3.8)	"
008-396	長畝	0.2	7.8	1.5	4.9	5.2				亡失				(6.4)	"
896	長畝	0.8	7.7	3.1	6.8	0.2		5.8	5.0	1.9	1.9	0.5		9.6	"
008-398	谷町1丁目	1.8	5.7	0.9	7.1	1.0		7.4	4.0	3.3	2.3	0.6		9.3	"
897	谷町3丁目	1.3	5.1	0.4	7.6	0.5	0.1	5.7	3.9	3.5	2.1	0.5		7.2	"
008-399	共栄	設置	6.2	0.3	6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8		22.5	"
008-400	吉政	0.7	7.2	2.1	7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	5.0	1.3		4.1	"
898	高柳	0.0	8.1	1.4	6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	0.8	0.2		26.0	"
008-401	北横地	1.2	9.0	1.3	6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	1.5	0.4		16.2	"
899	春江町寄安	0.1	11.2	4.4	5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	2.3	0.6		12.3	"
900	福井市下森田桜町	2.8	12.1	4.2	5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	0.7	0.2		35.8	"
901	高木北1丁目	0.3	9.2	1.4	5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	0.5		32.5	"
902	文京1丁目	3.1	11.3	3.3	6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	1.5	0.4		28.1	"
交5258	松本2丁目	3.4	11.3	1.4	4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	2.3	0.6		32.9	"
903	大手3丁目	3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	0.0		76.2	"
008-410	大手3丁目	4.4	11.0	0.7	0.2	14.8	17.0	5.1	19.6					(62.2)	"
008-411	毛矢1丁目	3.8	6.9	2.4	3.0	2.8	12.9				3.7	0.9		9.7	"
904	西木田1丁目	3.7	11.2	1.9	1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	3.5	0.9		45.4	"
008-412	みのり1丁目	0.3	4.4	0.3	4.6	0.4	14.1	4.2	4.0	亡失				(30.3)	"
125	みのり1丁目									設置	1.0	0.3		1.0	市
905	花堂北2丁目	2.6	1.6	4.0	0.7	6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	1.2	0.3		9.9	国
008-413	花堂中1丁目	1.2	12.7	1.7	2.2	1.7	12.8	事故	-	1.5	0.6	0.2		27.6	"
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	2.3	0.6		60.2	"
008-415	今市町	9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設					(81.4)	"
008-416	今市町	4.8	8.4	1.5	6.5	2.6	7.5							(3.5)	"
907	今市町	7.0	3.4	0.8	5.0	1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	2.3	0.6		3.6	"
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	1.3	0.6	0.2		46.1	"
008-418	浅水二丁目	4.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	1.4		105.8	"
908	下江尻町	9.0	1.2	0.8	1.5	1.2	1.7	6.1	4.2	3.8	1.5	0.4		2.6	"
909	鯖江市神明町	3.1	1.2	0.2	2.1	1.5	2.1	3.9	4.7	2.0	1.5	0.4		3.7	"
910	水落町	5.3	2.3	1.4	2.4	1.3	1.4	0.7	3.1	1.1	0.8	0.2		4.6	"
38	上河端町	2.1	0.0	0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0					(12.2)	"
910-1 仮不動点	新町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	"
1 (2)一級水準測量路線.....九頭竜川左岸通り(附21から15)															
付21 仮不動点	三国町梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0		0.0	国
44012-006	安島	0.1	0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	0.2	1.7	0.4		12.5	"
44012-004	安島	1.4	2.3	0.0	1.2	3.1	1.5	0.8	1.1	1.1	事故			(1.1)	"
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	0.4		86.3	"
44012-000	元新	5.0	0.3	0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失			(41.2)	"
3244	新保	1.9	3.4	6.3	3.7	1.2	0.9	2.8	1.9	2.1	1.8	0.5		7.8	"
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	4.0		268.6	"
41	下野	設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	1.2			99.1	"
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	2.5		162.0	"
42	昭和新町	設置	10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	2.4	5.7	1.0	0.3			19.6	"
43	三宅町	設置	16.0	1.1	1.5	0.7	4.0	2.8	4.6	0.0	0.0			9.9	"
3247	布施田町	1.9	21.9	1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	0.9		84.4	"
3248	江上町	2.2	9.7	5.1	3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	1.9		26.7	"
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.2		58.7	"
3250	地蔵堂町	0.6	12.1	1.4	1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	1.2		81.9	"
3251	文京6丁目	0.6	15.3	0.5	3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	0.7	0.2		44.9	"
15	乾徳2丁目	4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	3.2		206.6	"
2 (1)福井平野北部(飯井郡).....三国町梶から金津町矢地(44012-008から44032-002)															
44012-008	三国町梶	3	0	1	1	0	3	2	再設	2	2	0.5		8.0	県
44012-010	平山	3	0	0	1	1	6	0	1	1	2	0.5		9.0	"
44012-012	加戸	6	7	3	2	3	23	6	1	1	1	0.3		47.0	"
44012-014	芦原町田中々	6	8	4	0	7	22	6	4	再設	4	1.0		61.0	"
44013-000	国影	3	9	8				13	5	3	1	0.3		32.0	"
44013-002	金津町坂の下	4	8	1				再設	1	2	2	0.5		16.0	"
44032-000	菅野	4	4	6				5	再設	3	2	0.5		2.0	"
44032-002	矢地	1	6	4				10	6	0	6	1.5		23.0	"
2 (2)福井平野北部(飯井郡および福井市の一部).....芦原街道(1から13)															
1	芦原町下番	16	22	11	10	21	33	21	12	4	5	1.3		155.0	県
2	坂井町大味	7	18	1	4	再設	49	23	12	4	2	0.5		120.0	"
5	下兵庫	1	13	3	1	5	3	7	2	再設	3	0.8		24.0	"
3253	春江町西長田	4	13	4	0	3	1	5	2	3	6	1.5		21.0	"
10	西太郎丸	2	17	5	1	7	7	6	4	9	再設			(46)	"
12	針原	2	13	1	2	2	7	3	5	4	6	1.5		23.0	"
13	福井市天池町	4	17	3	1	7	再設	再設	21	6	1	0.3		73.0	"
2 (3)福井平野北部(飯井郡).....坂井町宮領~春江町江留上(7から11)															
3	坂井町木部新保	11.0	24.0	0.0	2.0	10.0	10.0	11.0	4.0	3.0	0.0	0.0		75.0	県
4	清永	5.0	16.0	0.0	1.0	4.0	10.0	8.0	4.0	0.0	4.0	1.0		42.0	"
5	下兵庫	1.0	13.0	3.0	1.0	5.0	3.0	7.0	2.0	-	3.0	0.8		24.0	"
6	上新庄	6.0	17.0	3.0				再設	19.0	20.0	2.0	0.5		67.0	"
7	宮領	0.0	6.0	1.0				13.0	7.0	1.0	1.0	0.3		27.0	"

注: 1 累積の()は、最終測定年までの累積である。
 2 平均値は、H8~H12の平均値である。
 3 []の水準点は、再掲である。

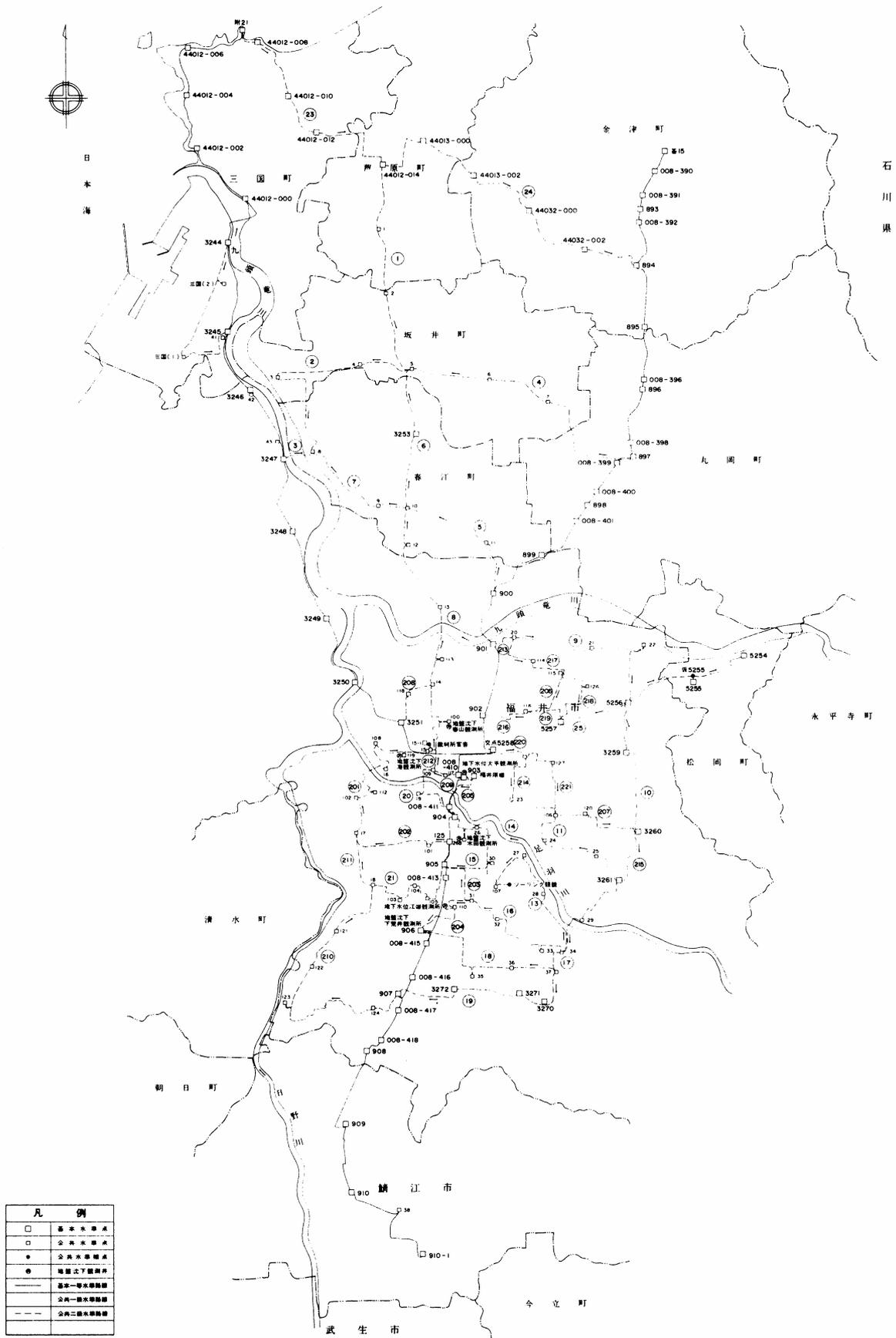
(単位: mm、 : 隆起)

水準点番号	水準点所在地	年間変動量											累積 (S50~H12)	対象 地域	測定 機関		
		51	52	53	54	54-56	56-60	60-63	63-H4	H4-H8	H8-H12	平均値					
2 (3) 福井平野北部 (飯井郡).....坂井町宮領 ~ 春江町江留上 (7から11)																	
8	春江町布施田新	4.0	21.0	0.0	3.0	5.0	14.0	6.0	2.0	4.0	2.0	0.5	51.0	"			
9	高江	0.0	17.0	3.0	4.0	5.0	4.0	5.0	1.0	6.0	2.0	0.5	29.0	"			
10	西太郎丸	2.0	17.0	5.0	1.0	7.0	7.0	6.0	4.0	9.0	再設		(46)	"			
11	江留上	4.0	11.0	7.0	3.0	5.0	3.0	8.0	2.0	5.0	2.0	0.5	26.0	"			
3 福井市南部地域 (対象地域)																	
008-411	福井市毛矢 1丁目	3.8	6.9	2.4	3.0	2.8	12.9						13.4	国			
904	西木田 1丁目	3.7	11.2	1.9	1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	3.5	0.9	45.4	"			
26	春日 3丁目	6.0	9.0	1.0	4.0	3.0	18.0	5.0	8.0	8.0	4.0	1.0	38.0	市			
101	月見 4丁目						設置	16.0	16.0	10.0	13.0	3.3	55.0	"			
008-412	みのり1丁目	0.3	4.4	0.3	4.6	0.4	14.1	4.2	4.0	事故			(30.3)	国			
125	みのり1丁目									設置	1.0	0.3	1.0	市			
26-1	木田 1丁目	設置	13.0	1.0	2.0	2.0	22.0	2.0	7.0	0.0	8.0	2.0	37.0	"			
26-2	木田 1丁目	設置	12.0	1.0	2.0	1.0	24.0	2.0	7.0	1.0	9.0	2.3	37.0	"			
27	下馬町	5.0	6.0	3.0	2.0	2.0	17.0	1.0	10.0	8.0	0.0	0.0	28.0	"			
905	花堂北 2丁目	2.6	1.6	4.0	0.7	6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	1.2	0.3	9.9	国			
30	羽水 1丁目	6.0	5.0	5.0	1.0	6.0	11.0	再設	14.0	8.0	1.0	0.3	31.0	市			
008-413	花堂中 1丁目	1.2	12.7	1.7	2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	0.2	27.6	国			
107	下六条町						設置	19.0	20.0	12.0	6.0	1.5	57.0	市			
28	小稲津町	5.0	2.0	1.0	0.0	3.0	11.0	0.0	0.0	5.0	1.0	0.3	8.0	"			
103	江守中町						設置	5.0	10.0	0.0	3.0	0.8	18.0	"			
104	西谷 2丁目						設置	7.0	14.0	2.0	5.0	1.3	28.0	"			
105	大鳥町						設置	5.0	7.0	1.0	0.0	0.0	13.0	"			
110	江端町						設置	11.0	7.0	2.0	0.5	16.0	"				
31	大町	2.0	8.0	1.0	2.0	1.0	13.0	2.0	6.0	3.0	1.0	0.3	31.0	"			
32	下六条町	5.0	7.0	3.0	2.0	1.0	15.0	5.0	10.0	12.0	4.0	1.0	48.0	"			
40	下荒井町	設置	31.0	11.0	3.0	6.0	22.0	6.0	7.0	6.0	1.0	0.3	87.0	"			
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	2.3	0.6	60.2	国			
4 (1) 対象地域を除く 福井市.....北西部																	
113	福井市灯明寺 2丁目							設置	5.0	3.0	0.8	8.0	市				
14	新田塚町	2.0	10.0	2.0	1.0	1.0	11.0	12.0	10.0	5.0	5.0	1.3	43.0	"			
118	八ツ島町								設置	15.0	0.0	0.0	15.0	"			
100-1	文京 3丁目							設置	0.0	6.0	6.0	2.0	0.5	14.0	"		
100-2	文京 3丁目							設置	1.0	6.0	6.0	3.0	0.8	16.0	"		
15-1	乾徳 2丁目								設置	14.0	13.0	3.0	0.8	30.0	"		
108	菅谷 2丁目								設置	11.0	12.0	7.0	1.8	30.0	"		
119	学園 1丁目									設置	14.0	6.0	1.5	20.0	"		
16	光陽 4丁目	5.0	22.0	8.0	0.0	19.0	再設	14.0	10.0	11.0	3.0	0.8	92.0	"			
109	照手 2丁目								設置	11.0	8.0	2.0	0.5	21.0	"		
117	順化 2丁目									設置	5.0	0.0	0.0	5.0	"		
4 (2) 対象地域を除く 福井市.....北東部																	
20	福井市高木町	2.0	6.0	2.0	4.0	2.0	再設	10.0	6.0	13.0	3.0	0.8	30	市			
21	大和田町	10.0	8.0	1.0	0.0	1.0	11.0	3.0	2.0	5.0	5.0	1.3	34	"			
22	北野上町	5.0	0.0	4.0	2.0	6.0	9.0	1.0	2.0	3.0	8.0	2.0	2	"			
114	高柳町									設置	10.0	4.0	1.0	14	"		
115	大和田町										設置	9.0	2.0	0.5	11	"	
116	開発 4丁目										設置	8.0	0.0	0.0	8	"	
111	四ッ井 2丁目									設置	3.0	2.0	6.0	1.5	1	"	
5257	新保 1丁目	2.0	7.0	4.0	0.0	7.0	13.0	0.0	3.0	1.0	1.0	0.3	14	"			
5256	上中町	0.0	3.0	4.0	3.0	2.0	6.0	2.0	3.0	2.0	9.0	2.3	6	"			
3259	原目町	1.0	3.0	3.0	1.0	2.0	12.0	5.0	3.0	3.0	5.0	1.3	4	"			
福井原標	大手 3丁目							再設	9.0	6.0	4.0	2.0	0.5	17	"		
23	御幸 2丁目	4.0	12.0	8.0	6.0	5.0	19.0	4.0	6.0	4.0	4.0	1.0	44	"			
106	成和 2丁目							設置	5.0	8.0	6.0	2.0	0.5	17	"		
120	問屋 2丁目									設置	7.0	5.0	1.3	2	"		
3260	河水町	5.0	3.0	4.0	0.0	2.0	11.0	1.0	2.0	5.0	7.0	1.8	2	"			
24	和田東町	6.0	8.0	1.0	5.0	2.0	20.0	1.0	再設	1.0	3.0	0.8	13	"			
25	曾万布町	9.0	3.0	7.0	3.0	8.0	13.0	再設	3.0	0.0	3.0	0.8	5	"			
3261	荒木町	8.0	1.0	5.0	1.0	6.0	5.0	3.0	1.0	2.0	4.0	1.0	18	"			
29	稲津町	5.0	0.0	1.0	3.0	5.0	6.0	1.0	2.0	5.0	4.0	1.0	2	"			
4 (3) 対象地域を除く 福井市.....南西部																	
112	福井市賀茂河原 2丁目							設置	5	3	3	0.8	5	市			
19	足羽 2丁目	0	16	7	4.0	4.0	27.0	2	6	2	4	1.0	64	"			
102	若杉町							設置	10	14	7	2	0.5	33	"		
17	福新町	2	15	0	4.0	4.0	16.0	10	10	4	1	0.3	58	"			
18	種池町	1	6	2	2.0	7.0	6.0	6	11	5	4	1.0	44	"			
121	合谷町									設置	3	3	0.8	6	"		
122	南居町									設置	30	21	5.3	51	"		
123	三尾野町									設置	12	15	3.8	27	"		
124	中野町									設置	4	3	0.8	7	"		
4 (4) 対象地域を除く 福井市.....南東部																	
33	福井市下細江町	8	1	2	1	6	3	1	3	8	3	0.8	2	市			
34	稲津町	6	2	4	2	4	10	8	再設	17	1	0.3	24	"			
35	新開町	5	8	4	事故	6	12	0	4	3	2	0.5	30	"			
36	上河北町	5	3	1	4	4	4	0	2	3	3	0.8	5	"			
37	上細江町	5	2	1	1	5	3	0	4	4	1	0.3	0	"			
3272	半田町	1	9	5	4	6	8	3	5	1	事故		(32)	"			
3271	太田町	2	0	1	3	4	5	0	3	2	1	0.3	5	"			
3270	徳光町	5	0	1	2	5	8	0	2	1	1	0.3	1	"			

注: 1 累積の()は、最終測定年までの累積である。
2 平均値は、H8~H12の平均値である。
3 [] の水準点は、再掲である。

(資料: 環境政策課)

図4-6-2 福井平野水準測量路線図



5 有害化学物質関係資料

表5 - 1 有害大気汚染物質の測定結果（平成15年度）

（単位 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ ）

地域分類	一般環境						固定発生源周辺						沿道		
	福井局			和久野局			三国局			武生局			自排鯖江局		
物質名	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
ベンゼン	1.4	0.90	1.9	1.9	0.70	3.1	1.1	0.60	1.7	1.3	0.80	1.6	1.5	0.70	2.2
トリクロロエチレン	0.64	< 0.30	1.7	< 0.30	< 0.30	0.50	< 0.30	< 0.30	0.60	< 0.30	< 0.30	0.30	0.90	< 0.30	1.3
テトラクロロエチレン	0.18	0.070	0.43	0.069	< 0.040	0.16	0.14	0.060	0.28	0.13	0.060	0.28	0.11	0.050	0.17
ジクロロメタン	2.3	0.60	4.3	0.76	0.20	1.8	0.98	0.30	2.2	1.3	0.40	2.0	3.4	0.60	5.9
アクリロニトリル	< 0.040	< 0.040	0.080	< 0.040	< 0.040	0.13	< 0.040	< 0.040	0.10	< 0.040	< 0.040	0.050	< 0.040	< 0.040	0.060
ホルムアルデヒド	1.4	1.0	2.2	1.3	0.80	2.0	0.95	0.70	1.5	1.2	0.80	2.0	2.5	1.2	7.4
塩化ビニルモノマ -	0.12	< 0.020	0.23	0.063	< 0.020	0.29	0.050	< 0.020	0.10	0.11	< 0.020	0.69	0.16	< 0.020	0.36
水銀及びその化合物	0.0019	0.0015	0.0023	0.0013	0.00090	0.0018	0.0015	0.0012	0.0020	0.0016	0.00090	0.0022	0.0016	0.0011	0.0021
ニッケル化合物	0.0084	0.0049	0.016	0.0034	0.0014	0.0054	0.0047	0.0012	0.0087	0.0026	0.0013	0.0044	0.0067	0.0036	0.014
ヒ素及びその化合物	0.0011	0.00020	0.0026	0.00095	< 0.00020	0.0019	0.0012	< 0.00020	0.0023	0.0013	0.00050	0.0028	0.0013	0.00020	0.0037
マンガン及びその化合物	0.021	0.0087	0.034	0.018	0.0043	0.037	0.017	0.0052	0.031	0.031	0.014	0.056	0.027	0.014	0.052
クロム及びその化合物	0.0027	0.00080	0.0037	0.0026	0.0010	0.0061	0.0022	< 0.00070	0.0034	0.0023	0.00080	0.0042	0.0032	0.0015	0.0065

（資料：環境政策課）

表 5 - 2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	適用範囲	達成期間
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準が達成されていない地域または水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・環境基準が達成されている地域または水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	公共用水域および地下水について適用する。	
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質について適用する。	
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

- (備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5 - 3 ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼または鍛鉱の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。)が0.5m ² 以上または焼却能力(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。)が1時間当たり50kg以上のもの

表 5 - 4 ダイオキシン類に係る大気排出基準

(単位: ng - TEQ / m³ N)

特定施設の種類の種類		新設施設基準	既設施設基準 (平成12年1月14日以前に設置のもの)
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	0.1	1
	2~4 t/時	1	5
	2 t/時未満	5	10

- (備考) 既設施設のうち、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されている。廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上または焼却能力200kg/h以上)および製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。

表 5 - 5 ダイオキシン類に係る水質基準適用施設

1	パルプ等製造業の漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）または亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造業の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
6	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設等	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設
7	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設
8	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設
9	ナフトキノン製造業のろ過施設等	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設
10	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設
11	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉または乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
12	亜鉛回収業の精製施設等	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
13	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	大気に係る特定施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、および当該廃棄物焼却炉において発生する灰の貯留施設で汚水または廃液を排出するもの
14	廃PCB等処理施設	廃棄物処理法により規定されている、廃PCB等またはPCB処理物の分解施設およびPCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設及び分離施設
15	下水道終末処理施設	上記の1～14に掲げる施設に係る汚水または廃液を含む下水を処理する施設
16	工場・事業場からの排水処理施設	上記の1～14に掲げる施設を設置する工場・事業場から排出される水（上記の1～14に掲げる施設からの汚水または廃液を含むものに限る。）を処理する施設

表 5 - 6 ダイオキシン類に係る水質排出基準

（単位：pg - TEQ / L）

特定施設の種類（上記施設の番号）	基準
1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 8*, 9*	10

（注） * 平成 15 年 12 月 17 日から特定施設に追加

基準は、施行日から 1 年間適用猶予。ただし、既に当該工場または事業場が特定事業場（水質基準適用事業場）である場合は、施行日から基準適用。

表5 - 7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

(平成16年3月31日現在)

特定施設の種類	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	稼働施設		休 止	合 計	稼働事業場		休 止	合 計
	測定義務あり	測定義務なし ^{注1}			測定義務あり	測定義務なし ^{注1,2}		
廃棄物焼却炉	123	6	19	148	7	11	1	19
アルミニウム合金製造施設	15	0	1	16	0	2	0	2
下水道終末処理場	-	-	-	-	1	0	0	1
合 計	138	6	20	164	8	13	1	22

(資料：環境政策課)

- (注) 1 平成16年3月31日現在で、稼働期間が1年未満または建設中の施設。
 2 排水がない事業場または下水道等へ排出する事業場。

表5-8-1 国が取りまとめ公表したダイオキシン類調査結果（平成15年度）

(1) 環境調査結果

単位：大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g、土壌 pg-TEQ/g

調査の種類	地点数	検体数	環境基準 超過地点数	調査結果			
				平均値	最小値	最大値	
大気	一般環境	691 (721)	2,833 (2,910)	0 (-)	0.064 (0.063)	0.0066 (0.0056)	0.50 (0.50)
	発生源周 辺	188 (230)	663 (717)	1 (-)	0.078 (0.071)	0.0076 (0.0076)	0.72 (0.72)
	沿道	34 (35)	126 (128)	0 (-)	0.076 (0.075)	0.014 (0.014)	0.29 (0.29)
	全体	913 (986)	3,622 (3,755)	1 (-)	0.068 (0.065)	0.0066 (0.0056)	0.72 (0.72)
公共用水域 水質	河川	1,615	2,131	48	0.27	0.022	11
	湖沼	99	121	2	0.20	0.025	2.1
	海域	412	449	1	0.094	0.020	1.3
	全体	2,126	2,701	51	0.24	0.020	11
公共用水域 底質	河川	1,377	1,507	7	6.3	0.057	410
	湖沼	89	90	0	11	0.072	36
	海域	359	361	2	11	0.11	420
	全体	1,825	1,958	9	7.4	0.057	420
地下水質		1,200	1,201	0	0.059	0.00032	0.67
土壌	一般環境 把握調査	2,128	2,128	0	2.6	0	360
	発生源周辺状況 把握調査	931	931	1	8.5	0	1,400
	全体	3,059	3,059	1	4.4	0	1,400

(資料：環境政策課)

- (注) 1 大気、公共用水域（水質、底質）および地下水質の調査結果における平均値、最小値および最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値および最大値である。
 2 大気については、環境省の定点調査結果および大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。
 なお、上段は夏期および冬期を含む年2回以上調査された地点、下段（ ）内は全調査地点の数値である。
 3 土壌については、このほかに対象地状況把握調査（1か所4地点）および範囲確定調査（1か所20地点）が実施された。

(2) 国のダイオキシン類調査結果（平成15年度 福井県分）

調査媒体	分類	調査地点	調査時期	ダイオキシン類	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	一般環境	福井市豊島（福井局）	夏	0.021~0.079 (年平均：0.055)	0.6
			秋		
			冬		
			春		
公共用水域 水質 (pg-TEQ/L)	河川	九頭竜川（中角橋）	10月	0.078	1
		九頭竜川河口（新保橋）	〃	0.099	
		北川（高塚橋）	4,7,10,1月	0.074~0.14（年平均値：0.11）	
		北川（西津橋）	10月	0.098	
公共用水域 底質 (pg-TEQ/g)	河川	九頭竜川（中角橋）	10月	0.26	150
		九頭竜川河口（新保橋）	〃	1.3	
		北川（高塚橋）	4,7,10,1月	0.50~6.9（年平均値：2.3）	
		北川（西津橋）	10月	0.25	

(資料：環境政策課)

- (注) 大気調査は環境省、公共用水域は国土交通省の調査結果。

表5 - 8 - 2 ダイオキシン類常時監視結果（平成15年度）

(1) 大気

No	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
1	一般地域	福井市湊町 (大気汚染常時監視測定局 社局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.022	定点(至民中敷地内)
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.072	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.046	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.016	
			年 平 均 値	0.039	
2	一般地域	坂井町上新庄 (大気汚染常時監視測定局 坂井局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.030	定点(坂井中敷地内)
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.074	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.064	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.023	
			年 平 均 値	0.048	
3	一般地域	大野市水落町 (大気汚染常時監視測定局 大野局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.016	定点(大野市交通公園内)
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.035	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.029	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.016	
			年 平 均 値	0.024	
4	一般地域	武生市平出 (大気汚染常時監視測定局 武生局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.034	定点(武生第一中敷地内)
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.016	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.064	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.028	
			年 平 均 値	0.036	
5	一般地域	敦賀市新和町 (大気汚染常時監視測定局 和久野局)	平成15年5月9日 ~ 16日	0.022	定点(和久野浄水場敷地内)
			平成15年7月24日 ~ 31日	0.023	
			平成15年10月2日 ~ 9日	0.076	
			平成16年1月26日 ~ 2月2日	0.096	
			年 平 均 値	0.054	
6	一般地域	福井市河水町 (大気汚染常時監視測定局 岡保局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.038	福井市クリーンセンター周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.067	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.064	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.044	
			年 平 均 値	0.053	
7	廃棄物焼却施設周辺地域	あわら市権世 (権世集落改善センター)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	1.0	榑吉勝重建金津焼却場周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.053	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.10	
			平成16年3月1日 ~ 8日	0.028	
			年 平 均 値	0.30	
8	廃棄物焼却施設周辺地域	武生市丸岡町 (丸岡町公民館)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.026	南越清掃組合第2清掃センター周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.022	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.039	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.010	
			年 平 均 値	0.024	
9	廃棄物焼却施設周辺地域	敦賀市沓見 (敦賀市総合運動公園)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.10	敦賀市清掃センター周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.056	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.13	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.16	
			年 平 均 値	0.11	
10	一般地域	三方町中央 (三方町保健センター)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.013	美浜・三方環境衛生組合エコクル美方周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.025	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.019	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.013	
			年 平 均 値	0.018	
11	一般地域	小浜市谷田部 (梅千代会館)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.0097	小浜市クリーンセンター周辺
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.018	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.011	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.012	
			年 平 均 値	0.013	
12	沿道地域	福井市下六条町 (大気汚染常時監視測定局 自排福井局)	平成15年5月27日 ~ 6月3日	0.057	福井県産業会館
			平成15年8月19日 ~ 26日	0.10	
			平成15年11月5日 ~ 12日	0.086	
			平成16年2月3日 ~ 10日	0.019	
			年 平 均 値	0.066	
平 均 値		一般地域	0.040	環境基準	
		廃棄物焼却施設周辺地域	0.086		
		沿 道	0.066		
		全 地 域	0.065		
		環 境 基 準	0.6		

(資料：環境政策課)

(2) 水質・底質

No.	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度		
					水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	
1	河川	九頭竜川	荒鹿橋	平成15年8月7日	0.042	0.75	
2		日野川	清水山橋	平成15年7月23日	0.89	3.5	
3		足羽川	水越橋	平成15年7月23日	0.27	3.0	
4		竹田川	栄橋	平成15年7月23日	0.51	7.4	
5		浅水川	出作橋	平成15年8月6日	0.079	0.066	3.1
				平成15年11月20日	0.053		
6		磯部川	安沢橋	平成15年7月16日	0.24	0.43	2.1
				平成15年11月5日	0.61		
7		八ヶ川	水門	平成15年7月23日	0.48	0.44	3.1
				平成15年11月20日	0.39		
8		馬渡川	末端	平成15年7月23日	2.5	1.5	7.1
				平成15年11月20日	0.41		
9		清滝川	赤根橋	平成15年8月7日	0.14	0.78	
10		大納川	末端	平成15年8月7日	0.027	0.10	
11		荒川	水門	平成15年7月10日	0.30	0.25	1.4
				平成15年11月4日	0.19		
12		天王川	末端	平成15年8月6日	0.27	5.2	
13		狐川	狐橋	平成15年7月16日	0.51	0.43	4.0
				平成15年11月5日	0.35		
14		江端川	江守橋	平成15年8月6日	0.75	1.5	
15		黒津川	水門	平成15年8月6日	0.52	0.38	29
				平成15年11月20日	0.23		
16		御清水川	水門	平成15年8月6日	0.10	4.0	
17	笙の川	三島橋	平成15年5月14日	0.23	0.18	0.64	
			平成15年10月6日	0.12			
18	木の芽川	木の芽橋	平成15年5月14日	0.10	0.079	0.64	
			平成15年10月6日	0.057			
19	深川	木の芽橋	平成15年5月14日	0.31	0.23	2.8	
			平成15年10月6日	0.15			
20	井の口川	穴地藏橋	平成15年5月12日	0.21	0.17	6.6	
			平成15年10月6日	0.13			
21	二夜の川	末端	平成15年7月25日	0.16	0.99		
22	耳川	和田橋	平成15年8月7日	0.097	0.32		
23	南川	湯岡橋	平成15年7月25日	0.041	0.30		
24	海域	九頭竜川	福井港内	平成15年7月23日	0.043	15	
25		地先海域	福井火力地先	平成15年7月23日	0.14	1.8	
26			米納津地先	平成15年7月23日	0.027	0.18	
27			小浜湾	雲浜地先	平成15年7月25日	0.16	2.8
平均値		河川		0.32	3.8		
		海域		0.093	4.9		
		全体		0.29	4.0		
基準				1	150		

(資料：環境政策課)

(3) 地下水

No.	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	備考
1	福井市白方町	平成15年7月23日	0.027	福井県産業廃棄物処理公社(安定・管理型最終処分場)周辺
2	勝山市平泉町	平成15年7月24日	0.027	勝山市グリーンヒル上野周辺
3	和泉村角野	平成15年7月24日	0.027	和泉村桑島埋立地周辺
4	敦賀市榎曲	平成15年7月25日	0.027	キンキクリーンセンター(株)(安定・管理型最終処分場)周辺
5	敦賀市曾々木	平成15年7月25日	0.042	旭産廃(株)(安定型最終処分場)周辺
6	敦賀市櫛川	平成15年7月25日	0.027	(株)森口産業(安定型最終処分場)周辺
7	三方町生倉	平成15年7月25日	0.033	三方町生倉埋立地周辺
8	小浜市仏谷	平成15年7月25日	0.034	小浜市最終処分場周辺
9	高浜町神野	平成15年7月25日	0.054	高浜町不燃物処分地周辺
平均値			0.034	
環境基準			1	

(資料：環境政策課)

(4) 土壌

No	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	備考
1	廃 棄 物 焼 却 施 設 周 辺	福井市河水町(岡保小学校)	平成15年 7月15日	0.010	福井市クリーンセンター 周辺
2		松岡町吉野(吉野幼稚園)		0.28	
3		福井市石橋町(春日神社 横公園)	平成15年 7月15日	1.8	(財)福井県産業廃棄物処 理公社
4		福井市白方町(春日神社)		3.0	
5		あわら市笹岡(八幡神社)	平成15年 7月15日	11	福井坂井地区広域市町村 圏事務組合清掃センター 周辺
6		あわら市北野(大宮神社)		12	
7		あわら市権世(春日神社)	平成15年 7月15日	4.7	(株)吉勝重建 金津焼却場 周辺
8		あわら市権世市野々(神明神社)		5.2	
9		大野市西大月(盤座神社)	平成15年 7月16日	12	大野市クリーンセンター 周辺
10		大野市南新在家(愛宕神社)		2.5	
11		鯖江市杉本町(立待保育園)	平成15年 7月16日	0.44	鯖江広域衛生施設組合鯖 江クリーンセンター周辺
12		鯖江市石田上町(石田保育園)		0.17	
13		武生市吾妻町(ゲートボール場)	平成15年 7月16日	1.2	南越清掃組合第1清掃セ ンター周辺
14		武生市瓜生町(労働福祉センター前公園)		0.38	
15		敦賀市松島町(松原公園)	平成15年 7月15日	1.6	敦賀市清掃センター周辺
16		敦賀市沓見(総合運動公園ゲートボール場)		0.22	
17		敦賀市坂下(中郷体育館グラウンド)	平成15年 7月15日	0.029	日鉱敦賀リサイクル(株)
18		敦賀市白銀町(白銀公園)		1.9	
19		小浜市城内(雲浜小学校)	平成15年 7月15日	0.0042	小浜市清掃センター周辺
20		小浜市中井(口名田小学校)		0.0070	
平均値				2.9	
環境基準				1000	

表5 - 9 国の環境ホルモン調査結果の概要（福井県分、平成14年度）

（環境省調査）

調査媒体	調査物質		笙の川（三島橋）		
水質 （注） （μg/L）	ポリ塩化ビフェニール類 （PCB）	塩化ビフェニール	0.01 未満		
		二塩化ビフェニール	0.01		
		三塩化ビフェニール	0.03		
		四塩化ビフェニール	0.10		
		五塩化ビフェニール	0.02		
		六塩化ビフェニール	0.01 未満		
		七塩化ビフェニール	0.01 未満		
		八塩化ビフェニール	0.01 未満		
		九塩化ビフェニール	0.01 未満		
		十塩化ビフェニール	0.01 未満		
		ポリ塩化ビフェニール類合計	0.17		
		トリブチルスズ		0.001 未満	
		トリフェニルスズ		0.001 未満	
		アルキルフェノール類	4 - t - ブチルフェノール	0.01 未満	
			ノニルフェノール	0.1 未満	
			4 - t - オクチルフェノール	0.01 未満	
		ベンゾ[a]ピレン		0.01 未満	
		ベンゾフェノン		0.01 未満	
		4 - ニトロトルエン		0.01 未満	
		ビスフェノールA		0.21	
		2 , 4 - ジクロロフェノール		0.01 未満	
		フタル酸ジエチル		0.2 未満	
		フタル酸ジ - n - ブチル		0.5 未満	
		フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.5 未満	
		アジピン酸ジ - 2 - エチルヘキシル		0.01 未満	
		17 - エストラジオール		0.0002	
	17 - エストラジオール		0.0001 未満		
	エチニルエストラジオール		0.0001 未満		

（注） ポリ塩化ビフェニール類（PCB）については、ng/L。

（国土交通省調査）

調査媒体	調査物質		九頭竜川 （中角橋）	北川 （高塚橋）
水質 （μg/L）	アルキルフェノール類	4 - t - オクチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満
		ノニルフェノール	0.1 未満	0.1 未満
	ビスフェノールA		0.01 未満	0.01 未満
	エストロン（LC/M S法）		0.0005 未満	0.0005 未満
	17 - エストラジオール（LC/M S法）		0.0005 未満	0.0005 未満

（資料：環境政策課）

表5-10 P R T R法に基づく平成15年度届出集計結果（平成14年度排出量・移動量実績）

市町村	届出 事業所数	届出 物質数	排出量（t/年）					移動量（t/年）			合計 （t/年）
			大気	公水	土壌	埋立	小計	下水道	廃棄物	小計	
福井市	103	82	568	191	0	0	759	97	1,869	1,966	2,724
敦賀市	21	46	9	194	0	0	203	0	6	6	209
武生市	37	76	891	5	0	0	896	0	1,011	1,011	1,907
小浜市	15	38	6	0	0	0	6	0	71	71	77
大野市	10	8	0	24	0	0	24	0	114	114	138
勝山市	18	36	14	1	0	0	15	0	4	4	18
鯖江市	36	60	708	11	0	0	719	2	262	263	982
美山町	3	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岡町	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永平寺町	5	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上志比村	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国町	27	82	97	6	0	0	103	20	1,400	1,420	1,523
芦原町	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金津町	10	43	19	0	0	0	20	0	61	61	81
丸岡町	11	39	207	0	0	0	207	0	106	106	313
春江町	4	6	6	0	0	0	6	0	1	1	7
坂井町	4	9	126	0	0	0	126	0	512	512	639
今立町	2	6	27	0	0	0	27	0	3	3	30
池田町	2	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南条町	4	33	0	0	0	0	1	0	0	0	1
今庄町	2	5	70	0	0	0	70	0	0	0	70
河野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	4	35	0	0	0	0	0	0	3	3	3
宮崎村	2	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越廼村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織田町	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清水町	5	32	14	0	0	0	14	0	0	0	14
三方町	9	10	68	0	0	0	68	0	80	80	148
美浜町	5	33	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上中町	12	38	0	0	0	0	0	0	101	101	102
名田庄村	2	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高浜町	8	37	18	0	0	0	18	0	1	1	19
大飯町	3	33	9	0	0	0	9	0	0	0	9
合計	374	129	2,860	433	0	0	3,293	118	5,606	5,724	9,017

（資料：環境政策課）

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6 - 1 - 2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を越える道路にあっては20メートルまでをいう。
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 自動車交通騒音常時監視結果（平成15年度）

No.	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 Leq (dB)		車線数	評価区間距離 (km)	住居等戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼(dB)	夜(dB)				昼間	夜間	昼間・夜間	昼間	夜間	昼間・夜間
1	北陸自動車道	鯖江市新横江2丁目～鯖江市定次町	鯖江市定次町	H15.11.27(木) 9:00～	56	54	4	0.3	10	10	10	10	100.0	100.0	100.0
2	国道27号	高浜町宮崎中央～高浜町宮崎	高浜町宮崎65-7-1	H15.12.09(火) 15:00～	72	72	2	0.4	18	12	10	10	66.7	55.6	55.6
3	国道27号	高浜町和田～高浜町宮崎中央					2	2.8	45	45	29	29	100.0	64.4	64.4
4	国道157号	勝山市長山町1丁目～勝山市平泉寺町岡	勝山市片瀬町2丁目114	H15.11.18(火) 10:00～	67	62	4	3.1	126	125	125	125	99.2	99.2	99.2
5	国道365号	武生市行松町～武生市四郎丸町	武生市四郎丸町47-11-4	H15.11.26(水) 10:00～	75	70	2	0.8	43	24	24	24	55.8	55.8	55.8
6	国道417号	鯖江市桜町2丁目～鯖江市三六町2丁目	鯖江市北野町2丁目19	H15.11.13(木) 11:00～	69	65	2	3.1	274	272	272	272	99.3	99.3	99.3
7	国道8号	敦賀市曙町～敦賀市白銀町	敦賀市本町2丁目10-2	H15.11.27(木) 15:00～	71	66	4	0.7	289	289	289	289	100.0	100.0	100.0
8	国道27号	高浜町青戸～高浜町馬居寺	高浜町青戸4-1	H15.12.09(火) 15:00～	73	72	2	0.9	22	15	10	10	68.2	45.5	45.5
9	国道27号	高浜町馬居寺～高浜町和田					2	0.3	13	9	8	8	69.2	61.5	61.5
10	国道417号	朝日町気比庄～朝日町朝日	朝日町西田中13-5-1	H15.11.12(水) 10:00～	66	59	2	1.6	78	78	78	78	100.0	100.0	100.0
11	国道417号	鯖江市三六町2丁目～鯖江市糺町					2	1.1	114	114	114	114	100.0	100.0	100.0
評価範囲全体		6路線11区間	全体：評価範囲全体（近接空間＋非近接空間）					15.1	1,032	993	969	969	96.2	93.9	93.9
			近接空間：道路端から15m（2車線以下）または20m（2車線超）の範囲						458	435	423	423	95.0	92.4	92.4
			非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所						574	558	546	546	97.2	95.1	95.1

表6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注）（区域の区分）a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 （時間の区分）一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表6 - 4 道路交通振動の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

（注）（区域の区分）第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
 （時間の区分）昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
 （その他）学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

(その他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 6 - 6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午後7時 まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間 第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の日 休	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
びょう打機 を使用する 作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
さく岩機を 使用する作 業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
空気圧縮機 を使用する 作業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行 う作業を除く。)
コンクリ ートプラント 又はアスフ ルトプラ ントを設け て行う作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。
バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。
トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。
ブルドー ザーを使 用する作 業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの
として環境大臣が指定するものを除く。

表 6 - 7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
その他の区域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6 - 8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 ・ 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」の4種
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜間：午後 1 0 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使用する作業	7 5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 から翌日の 午後 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 お いて 連 続 6 日 間	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打く い抜機を除く。
鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mをこえ ない作業に限る。
舗装版破碎 機を使用す る作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。
ブレーカー を使用する 作業		第 2 号区域 午後 1 0 時 から翌日の 午前 6 時 ま で	第 2 号区域 1 日につき 1 4 時 間			

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域および第 3 種区域の全区ならびに第 4 種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。

表6-11 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成16年3月31日現在)

施設種類	1項		2項		3項		4項		5項		7項		8項		9項		10項		11項		合計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	67	160	167	1,024	3	4	229	6,162	5	6	75	179	1	2	87	315	7	37	2	7	643	7,896
敦賀市	24	101	27	87	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	86	397
武生市	65	254	32	375	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	16	0	0	233	3,136
小浜市	3	183	9	58	0	0	0	0	0	0	8	41	0	0	9	23	0	25	0	2	29	332
大野市	1	1	2	22	0	0	9	892	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	41	969
勝山市	0	0	16	82	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	113	4,756
鯖江市	20	162	26	75	1	4	144	7,326	4	4	9	17	0	0	9	33	5	18	1	4	219	7,643
あわら市	2	53	7	82	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	2	7	0	0	0	0	47	1,183
松岡町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
三国町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	5	17	0	0	4	21	0	0	0	0	13	249
丸岡町	1	6	2	6	0	0	343	3,620	2	2	6	25	0	0	3	5	0	0	0	0	357	3,664
春江町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	88	2,511
今立町	0	0	1	1	0	0	40	1,250	0	0	7	8	21	31	5	16	4	15	0	0	78	1,321
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合計	186	930	306	1,903	10	26	1,097	31,437	21	26	195	514	26	44	160	607	21	140	3	13	2,025	35,640

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料: 環境政策課)

表6-12 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成15年度)

施設種類	市町村名	市町村名											合計
		福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	三国町	丸岡町	高浜町		
1項	くい打機等を使用する作業	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5	
2項	びょう打機等を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3項	さく岩機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4項	空気圧縮機を使用する作業	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
5項	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6項	バックホウを使用する作業	13	3	1	0	0	1	0	0	4	0	22	
7項	トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8項	ブルドーザを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		16	4	1	1	0	1	0	1	5	0	29	

(資料: 環境政策課)

表 6 - 13 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成16年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合計	
	金属加工機械		圧縮機		土石用破砕機・ふるい等		織機		コンクリートブロックマシン等		木材加工機械		印刷機械		ゴム練等用のロール機		合成樹脂用射出成形機		鋳造型機		工場数	施設数
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	45	85	89	402	1	1	88	2,339	0	0	6	7	24	65	0	0	6	100	2	2	261	3,001
敦賀市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244
武生市	55	171	20	159	3	12	67	2,210	0	0	4	4	11	27	1	13	2	17	0	0	163	2,613
小浜市	3	183	6	31	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	25	0	2	12	244
大野市	0	0	1	21	0	0	9	892	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	15	927
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397
鯖江市	25	297	14	36	2	8	56	2,586	0	0	0	0	6	14	0	5	3	20	1	4	107	2,970
あわら市	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	19	355
松岡町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
三国町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	211
丸岡町	0	0	2	6	0	0	153	1,633	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	156	1,641
春江町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	88	2,511
今立町	0	0	2	2	0	0	28	732	0	0	0	0	1	1	0	0	2	13	0	0	33	748
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合計	149	840	163	762	9	56	622	19,077	2	4	23	33	58	177	1	18	15	205	4	9	1,046	21,181

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6 - 14 振動に係る市町村別特定建設作業届出状況

(平成15年度)

市町村名		福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	三国町	丸岡町	合計
作業種類	1 項	くい打機等を使用する作業	3	2	0	4	0	0	0	0	9
	2 項	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 項	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 項	ブレーカーを使用する作業	13	3	0	0	1	0	1	6	24
	合計	16	5	0	4	0	1	0	1	6	33

(資料：環境政策課)

表 6 - 15 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト アル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.000 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

- (注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。
- B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 16 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

- (注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値
- $$Y = 10 \cdot \log X$$
- Y：臭気指数
X：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6 - 17 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成16年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	31	119	0	0	0	0	1	4	32	123
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
武生市	20	53	2	2	0	0	0	0	22	55
小浜市	0	0	0	0	0	0	0	0		
大野市	10	28	0	0	0	0	0	0	10	28
勝山市	4	16	0	0	0	0	0	0	4	16
鯖江市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	9	26	0	0	0	0	0	0	9	26
美山町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
三国町	22	114	0	0	0	0	0	0	22	114
丸岡町	7	7	0	0	0	0	0	0	7	7
春江町	4	15	0	0	0	0	0	0	4	15
坂井町	14	25	0	0	0	0	1	1	15	26
今立町	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南条町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
今庄町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
宮崎村	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
三方町	6	25	0	0	0	0	0	0	6	25
美浜町	12	16	0	0	0	0	0	0	12	16
上中町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
大飯町	4	7	0	0	0	0	0	0	4	7
合 計	179	515	3	3	0	0	3	6	185	524

(資料：環境政策課)

7 公害苦情関係資料

表7-1 公害の種類別・発生源別苦情件数(平成15年度)

公害の種類 発生源		典 型 7 公 害							小 典 計 型 7 公 害	以 典 外 型 7 公 害	合 計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	害 臭			
農 林 漁 業	耕種農業	9	1	0	1	0	0	3	14	2	16
	畜産・養蚕農業	0	1	0	0	0	0	5	6	2	8
	農業・園芸サービス業	6	2	0	2	0	0	1	11	3	14
	林業	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	漁業	1	1	0	0	0	0	1	3	1	4
	小計	17	5	0	3	0	0	10	35	9	44
鉱 業	金属鉱業	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	石炭、原油等の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非金属鉱業	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	1	1	0	0	0	0	0	2	1	3
建 設 業	総合工事	25	3	0	9	1	0	2	40	4	44
	その他の工業	45	3	0	15	1	0	1	65	6	71
	小計	70	6	0	24	2	0	3	105	10	115
製 造 業	食料品、飲料等製造業	1	2	0	2	0	0	7	12	1	13
	繊維工業	22	15	0	1	0	0	5	43	1	44
	木材・木製品製造業	26	0	0	3	0	0	1	30	0	30
	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	0	0	0	0	0	3	1	4
	出版・印刷・同関連産業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	化学工業	0	1	0	0	0	0	1	2	0	2
	石油・石炭製品製造業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	プラスチック製品製造業	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	4	2	0	1	0	0	1	8	0	8
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業	2	1	0	2	1	0	1	7	1	8
	機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	その他の製造業	6	4	0	1	1	0	6	18	0	18
	小計	67	26	0	11	2	0	23	129	4	133
電 気・ガ ス・熱 供給業 水道業	電気・ガス・熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
運 輸・ 通 信 業	鉄道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路貨物運送業	5	1	0	2	0	0	0	8	0	8
	航空運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の運輸・通信業	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
小計	5	3	0	2	0	0	0	10	0	10	
卸 売・小 売業 飲食店	再生資源卸売業	2	1	0	1	0	0	0	4	2	6
	卸売・小売業	3	0	0	1	0	0	1	5	0	5
	飲食店	3	2	0	2	0	0	3	10	1	11
	飲食店のカラオケ	0	0	0	6	0	0	0	6	0	6
	小計	8	3	0	10	0	0	4	25	3	28
サ ー ビ ス 業	洗濯・理容・浴場業	3	1	0	1	0	0	1	6	0	6
	駐車場業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	生活関連サービス業	3	0	0	1	0	0	0	4	0	4
	旅館、その他の宿泊所	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	娯楽業のカラオケ	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
	ゴルフ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業	7	8	0	1	0	0	2	18	0	18
	機械、家具等修理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専門サービス業	1	1	0	1	0	0	0	3	1	4
	廃棄物処理業	7	3	0	3	0	0	6	19	3	22
	医療業、保健衛生	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
	社会保険、社会福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育、学術研究機関	1	1	0	1	0	0	0	3	0	3
その他のサービス業	5	3	0	3	0	0	0	11	0	11	
小計	27	20	0	13	0	0	9	69	6	75	
公 家 庭 生 活 の ベ ッ ト 事 務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭生 活のベ ット	60	7	0	2	0	0	6	75	6	81	
道路 空地	4	0	0	0	0	0	0	4	1	5	
公園	0	4	0	1	0	0	0	5	12	17	
神社・ 寺院等	6	1	0	0	0	0	1	8	16	24	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
不明	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
合計	7	9	0	1	0	0	3	20	20	40	
不明	1	33	0	0	0	0	10	44	17	61	
合計	276	118	0	67	4	0	69	534	110	644	

表7-2 市町村別公害苦情件数（平成15年度）

種 類 市 町 村 名	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	以 典 型 7 公 害	計
福 井 市	104	33	0	41	3	0	28	15	224
敦 賀 市	17	8	0	3	0	0	5	2	35
武 生 市	30	7	0	4	0	0	2	25	68
小 浜 市	6	0	0	1	0	0	2	6	15
大 野 市	11	4	0	1	0	0	3	1	20
勝 山 市	2	4	0	1	0	0	0	2	9
鯖 江 市	17	6	0	4	1	0	7	1	36
あ わ ら 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 山 町	0	1	0	0	0	0	0	0	1
松 岡 町	0	0	0	0	0	0	0	1	1
永 平 寺 町	2	0	0	0	0	0	0	0	2
上 志 比 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和 泉 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 国 町	5	1	0	5	0	0	3	7	21
丸 岡 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春 江 町	3	1	0	2	0	0	0	1	7
坂 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 立 町	8	4	0	0	0	0	0	0	12
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 条 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	4	4
河 野 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝 日 町	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宮 崎 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 廼 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清 水 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 中 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名 田 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 飯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 町 村 計	205	70	0	62	4	0	50	65	456
警 察	0	4	0	1	0	0	0	34	39
県	71	44	0	4	0	0	19	11	149
総 計	276	118	0	67	4	0	69	110	644
平成 14 年度	196	122	0	64	2	0	62	95	541
平成 13 年度	217	106	0	42	5	0	73	92	535
平成 12 年度	185	74	0	49	5	0	77	80	470

（資料：環境政策課）

8 環境影響評価関係資料

表 8 - 1 福井県環境影響評価条例の対象事業

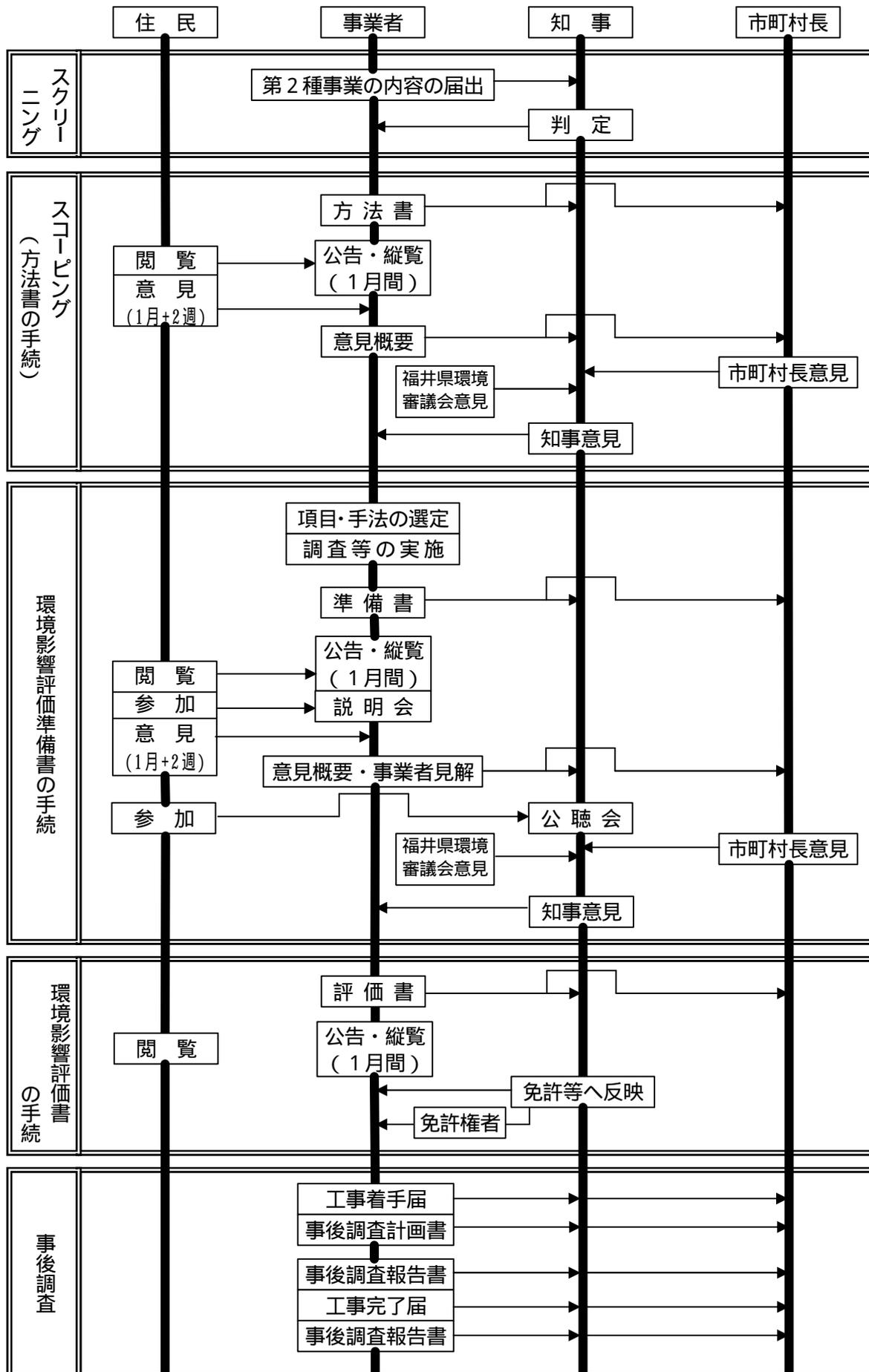
事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第 1 種事業（注 1）の要件	第 2 種事業（注 2）の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道 一般国道・県市町村道 林道	すべて 4 車線以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	4 車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰 放水路・湖沼開発 水位調整施設	湛水面積 100ha以上 改変面積 100ha以上 改変面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満 改変面積 75ha以上 100ha未満 改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道 普通鉄道・軌道	すべて 10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力 3 万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1 万kW以上 すべて	出力 2.25万kW以上 3 万kW未満 出力 11.25万kW以上 15万kW未満 出力 0.75万kW以上 1 万kW未満
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha超 50ha以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場 廃棄物焼却施設 し尿処理施設	面積 30ha以上 処理能力 100 t / 日以上 処理能力 100kL / 日以上	面積 25ha以上 30ha未満 処理能力 75 t / 日以上 100 t / 日未満 処理能力 75kL / 日以上 100kL / 日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10kL / 時以上 排水量 1 万 m ³ / 日以上	燃料使用量 7.5kL / 時以上 10kL / 時未満 排水量 7,500 m ³ / 日以上 1 万 m ³ / 日未満
13 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場 運動・レジャー施設	面積 50ha以上 面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満 面積 40ha以上 50ha未満
14 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

（注 1） 「第 1 種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

（注 2） 「第 2 種事業」：第 1 種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

（資料：環境政策課）

図 8 - 2 福井県環境影響評価条例の手の続の流れ



9 その他資料

表9 - 1 環境年表

	県 組織および環境全般に係るもの	国 組織および環境全般に係るもの	大気関係	水質関係	騒音・振動・悪臭	その他
平成 15 年	<p>1. 福井県環境基本計画改定</p> <p>3.18 自然保護センター展示更新</p> <p>7.22 福井県立自然公園条例一部改正</p> <p>11.21 ISO14001 の認証登録範囲を出先機関に拡大</p>	<p>3.14 循環型社会形成推進基本計画策定</p> <p>4.16 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行</p> <p>6.18 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の公布</p> <p>5.28 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正</p> <p>7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布</p>	<p>3.25 大気汚染防止法施行規則の一部改正</p> <p>9.30 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針の設定（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物）</p>	<p>1.22 排水基準を定める総理府令の一部改正</p> <p>3.28 環境基準類型指定の一部改正（耳川）</p> <p>10.3 全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会・シンポジウム開催（小浜市・上中町）</p> <p>11.5 水生生物の保全に係る水質環境基準の告示</p>		<p>3.20 国・県において PRTR 法に基づく平成 14 年度届出集計結果の公表</p> <p>10.1 低公害車購入補助制度創設</p> <p>11.～ 地球温暖化防止キャンペーンの実施</p> <p>12.13～14 ふくい環境フェアの開催</p>
平成 16 年	<p>3.26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正</p> <p>福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部改正</p>	<p>4.28 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（指定有害廃棄物の処理の禁止）</p> <p>6.2 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布</p>	<p>5.26 大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物（VOC）の規制）</p>	<p>4.21 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正</p> <p>5.19 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正</p> <p>5.24 窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼の一部改正</p> <p>5.31 排水基準を定める省令の一部改正</p>		<p>9.25 第 2 回トゲウオ国際サミット in Ono の開催</p> <p>10.9～10 第 6 回全国めだかシンポジウム in 菊香る越前武生の開催</p>

表9 - 2 地球環境をめぐる国際的取組み

	地球環境問題全般	地球温暖化	オゾン層の破壊	酸性雨	野生生物の保存	海洋汚染	有害廃棄物の越境移動	熱帯林の減少 砂漠化 開発途上国問題
2003	6. アジア・太平洋環境会議（湘南国際村） 8. アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）第4回会合（モンゴル・ウランバートル）	12. 気候変動枠組み条約第9回締約国会議（COP9）開催（イタリア・ミラノ）	11. モントリオール議定書第15回締約国会合（ケニア・ナイロビ）		9. 世界国立公園・保護地域会議（南アフリカ・ダーバン）			3. 持続可能な開発のための途上国における科学的向上プログラム承認（第8回APN政府間会合） 4. ADB - GEF 黄砂対策プロジェクト開始 8. 国連砂漠化対処条約第6回締約国会議（COP6）（キューバ・ハバナ）
2004		11. 気候変動枠組み条約第10回締約国会議（COP10）開催（アルゼンチン・ブエノスアイレス）	11. モントリオール議定書第16回締約国会合（チェコ・プラハ）		2. 生物多様性条約第7回締結国会議（マレーシア・クアラルンプール） 10. ワシントン条約第13回締結国会議（タイ・バンコク）			

表9-3 福井県環境アドバイザー名簿

(平成16年3月31日現在)

分野	氏名	公職等	
環境汚染	環境問題一般、エネルギー ひきの 久野 武	関西学院大学 総合政策学部 教授	
	公害問題 きたがわ 北川 貞治	元財団法人北陸公衆衛生研究所 所長	
	環境保健、環境ホルモン くさか 日下 幸剛	福井大学 医科部 教授	
自然環境	野鳥・自然の観察指導 はやし 林 武雄	財団法人日本鳥類保護連盟 理事・福井県支部長	
	福井の山と自然 ますなが 増永 迪男	山岳エッセイスト	
		みやもと 宮本 数男	福井県山岳連盟 名誉会長
鳥獣、水生昆虫、森林 やまざき 山崎 秀雄	環境省環境カウンセラー、福井県鳥獣保護員		
環境教育	こどもエコクラブ活動 はらだ 原田 智代	大阪外国語大学 非常勤講師	
	水環境（ピオトープ） いのうえ 井上 哲夫	株式会社 青武コンサルタント 代表取締役 （2級ピオトープ施行管理士）	
		もり 森 照代	丹南地域環境研究会 所属（2級ピオトープ計画管理士）
		ふるかわ 古川ともえ	有限会社 下西農園 所属（2級ピオトープ計画・施行管理士）
	環境教育（理論と実践） いまむら 今村 光章	岐阜大学 教育学部 助教授	
自然体験学習 さかちと 坂本 均	GNOM自然環境教育事務所 代表		
社会システム	環境と経済 くどう 工藤 すすむ 進	福井県立大学 経済学部 教授	
		おか 岡 としひろ 敏弘	福井県立大学 経済学部 教授
	環境マネジメント かとう 加藤 のぼる 登	株式会社 L & L 代表取締役	
		なかにし 中西 俊夫	中西 - 安全環境コンサルタント事務所 代表
みやもと 宮本 たかし 俊	株式会社 ダイエイ 代表取締役		
都市計画	まちづくりと環境 さくらい 桜井 康宏	福井大学 工学部 教授	
	アメニティ あさひ 朝日 恵子	福井文化服装学院 校長	
	建築エコマーク さかい 酒井 よしお 良雄	環境カウンセラー	
地域活動	自然保護活動 きた 北 さちお 幸夫	「あぜみちの会」会長	
	地域の環境づくり さわお 沢尾 たけひろ 武廣	「米川支流環境づくり協議会」 事務局長 （滋賀県）	
		たちの 立野 ひさお 久夫	「神山壮年有志グループ」 代表
		よしかわ 吉川 もりあき 守秋	NPO法人 エコプランふくい 理事 （環境カウンセラー）
河川美化活動 むらかみ 村上 てつお 哲雄	「二夜の川を美しくする会」 会長		
エコライフ	生活排水対策・ごみ問題 みやがわ 宮川 ことえ 琴枝	「くらしのゼミナル」 代表 （滋賀県）	
	ごみ減量化・リサイクル おおすみ 大角 まさのぶ 正信	福井市のくらしと環境をよくする会 会長	
	地球温暖化防止活動 たけしげ 竹重 いさお 勲	環境省環境カウンセラー、ひょうご21世紀学会 幹事	
	省エネルギー・環境家計簿 みやもと 宮本 きょうこ 京子	家の光協会 専門講師	
	エコクッキング あさだ 浅田 ようこ 容子	浅田クッキングスクール 校長	
しみず 清水 環美子		福井県栄養士会 会長	

計 32人

表9 - 4 公害防止協定の締結状況

(平成16年10月31日現在)

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
北陸電力(株)福井火力発電所	電 力	51.1.23 基本協定 51.1.23 細目協定	テクノポート福井
古河スカイ(株)	アルミ圧延製品	51.1.23 基本協定 12.8.21 細目協定改正 12.8.21 覚 書	テクノポート福井
北陸酸素ガス工業所	液体酸素、液体窒素	54.4.28	テクノポート福井
(財)福井県産業廃棄物処理公社	廃棄物の中間処理および埋立処分	6.7.18 全部改正	テクノポート福井
福井国家石油備蓄基地	石 油 備 蓄	58.3.10	テクノポート福井
丸杉福井鋼材(株)	鉄 鋼 材 加 工 品	58.4.20	テクノポート福井
協和電線(株)	電気メッキ線・被覆電線	58.6.27	テクノポート福井
小野薬品工業(株)	医薬品の安全性試験 研究および合成研究	5.4.1 全部改正	テクノポート福井
福井山田化学工業(株)	感圧、感熱色素およびその中間体 光ディスク用色素・医薬中間体	59.4.26	テクノポート福井
新中村化学工業(株)	アクリル酸エステル・メタクリル酸エステル	60.8.29	テクノポート福井
(株)マスタースチール	鉄屑・鋼材加工品・銅再生品	61.2.10	テクノポート福井
不二精機(株)	超 精 密 金 型	61.8.1	テクノポート福井
ヒ口セ(株)	鋼 材 加 工 品	61.12.8	テクノポート福井
(株)大阪合金工業所	りん銅地金・非鉄中間合金	62.4.24	テクノポート福井
北陸電力(株)敦賀火力発電所	電 力	62.10.15 基本協定 8.9.5 細目協定全部改正	敦 賀 市
(株)田中化学研究所	無機金属塩類等	63.3.16	テクノポート福井
三星化学工業(株)	染料・有機顔料・農薬の中間物	63.3.16	テクノポート福井
淀化学(株)	医薬品の中間物等	63.3.30	テクノポート福井
大研化学工業(株)	導電性銀ペースト・パラジウム粉 および電子部品材料等	63.10.6	テクノポート福井
日本真空包装機械(株)	塩ビケース・成型品	63.11.17	テクノポート福井
エヌ・ジェイ・化成(株)	染料、医薬品等の中間体	63.11.17	テクノポート福井
太陽鉦工グループ	モリブデン化合物・希土類化合物	12.3.27 全部改正	テクノポート福井
福井太陽テント(株)	帆 布 製 品	63.12.15	テクノポート福井
三和化工(株)	ポリエチレン発泡体	5.12.24 全部改正	テクノポート福井
淀川製鋼所(株)	家 庭 日 用 品	元.3.29	テクノポート福井
敷島アルミニウム(株)	アルミニウム合金地金	元.4.21	テクノポート福井
光生アルミニウム工業(株)	アルミホイール・その他自動車部品	元.6.8	テクノポート福井
イワタニ理化(株)	台所洗剤・シャンプー	元.6.8	テクノポート福井
セーレン(株)	ハイファッション高級デザイン製品	元.11.18	テクノポート福井
セーレン電子(株)	高性能繊維機械	元.11.18	テクノポート福井
旭化学工業(株)	医薬品、染料等の中間物	2.3.30	テクノポート福井
三星化学研究所(株)	医薬品、染料等の中間物	2.3.30	テクノポート福井
シプロ化成(株)	紫外線吸収剤・酸化防止剤	12.12.18 全部改正	テクノポート福井
五二化学工業(株)	染料中間物・農薬中間物	2.6.14	テクノポート福井
竹原運輸(株)	梱 包 木 枠	2.6.14	テクノポート福井
山本化学工業(株)	工業製品、医薬品バルク	2.9.12	テクノポート福井
大道製薬(株)	無機燐化合物	2.9.12	テクノポート福井
キャノンファインテック(株)	複写機用現像液・OPC感光体材料等	2.12.27	テクノポート福井

企 業 名	製 造 品 等	締 結 年 月 日	立 地 場 所
ス ガ イ 化 学 工 業 (株)	染 料 中 間 物 ・ 農 薬 中 間 物 等	2.12.27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 同 化 成 工 業 (株)	合 成 樹 脂 溶 液	2.12.27	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
成 和 化 成 (株)	化 粧 品 原 料	3.9.17	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
敦 賀 セ メ ン ト (株)	コ ン ク リ ー ト 二 次 製 品	3.9.17	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
互 応 化 学 工 業 (株)	合 成 樹 脂 溶 液 ・ 繊 維 用 油 剤	3.11.16	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
桜 川 ポ ン プ 製 作 所 (株)	水 中 ポ ン プ 等	4.3.30	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 八 化 学 工 業 (株)	難 燃 性 可 塑 剤 等	4.6.29	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
ベ ト ロ ケ ミ カ ル ス (株)	エ ポ キ シ 樹 脂 床 剤	4.9.17	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
根 岸 運 送 (株)	硫 酸 ・ 水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	4.10.16	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 菱 化 学 カ ル ゴ ン (株)	再 生 活 性 炭	5.1.12	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
ク マ ニ シ (株)	ニ ッ ト 生 地 染 色 整 理	5.4.23	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 菱 電 線 工 業 (株)	高 周 波 ケ ー ブ ル ・ L E D 製 品	6.1.10	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
チ ヨ ダ ウ ー テ (株)	石 膏 ボ ー ド 製 品	7.2.22	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 阪 塗 料 工 業 (株)	塗 料 製 品	7.2.22	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
吉 岡 幸 (株)	鋼 材 製 品	7.7.24	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 景 (株)	衣 料 用 テ ー プ ・ 染 色 整 理	10.6.19 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
ダ イ ト ー ケ ミ ッ ク ス (株)	感 光 性 材 料 等	8.12.13	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 珠 (株)	衣 料 用 副 資 材	10.6.19 全部改正	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
サ ン ヨ ー ファ イン (株)	医 薬 品 粗 原 料	9.1.13	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
中 央 合 成 化 学 (株)	合 成 染 料	9.3.13	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
塩 野 フ ィ ネ ス (株)	医 薬 品 等	9.3.13	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
三 国 海 陸 興 業 (株)	鋼 材 加 工 品	11.2.12	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
(株) フ ジ セ ラ	セ ラ ミ ッ ク ス ボ ー ル	11.2.12	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
古 河 物 流 (株)	木 材 加 工	14.10.30	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
大 東 化 成 工 業 (株)	化 粧 品 原 料	15.7.16	テ ク ノ ポ ー ト 福 井
日 本 エ コ カ 工 業 (株)	自 動 車 部 品	15.10.24	テ ク ノ ポ ー ト 福 井

(資料：環境政策課)

表9 - 5 市町村における公害防止協定等の締結状況

(平成16年3月31日現在)

市町村名	当事者種別	市町村長		区長等		計	市町村名	当事者種別	市町村長		区長等		計
		協定	覚書	協定	覚書				協定	覚書	協定	覚書	
福井市		29	2	0	0	31	春江町		31	0	7	0	38
敦賀市		4	0	0	0	4	坂井町		26	0	0	0	26
武生市		47	0	6	3	56	今立町		30	0	2	0	32
小浜市		4	0	0	4	8	池田町		1	0	1	0	2
大野市		14	0	4	1	19	朝日町		5	2	6	0	13
勝山市		6	1	1	1	9	宮崎村		1	0	0	0	1
鯖江市		24	0	0	0	24	清水町		9	0	3	0	12
あわら市		36	4	6	2	48	三方町		3	0	1	0	4
和泉村		1	0	0	0	1	美浜町		0	0	1	0	1
三国町		48	5	2	0	55	上中町		14	0	0	0	14
丸岡町		36	0	4	0	40	合計		369	14	44	11	438

表9 - 6 市町村公害防止融資(助成)制度

(平成16年3月31日現在)

市町村名	制度の名称	融資助成の別	融資等限度額	融資等期間	15年度実績
福井市	先進企業支援資金(ISO認証取得、新工ネ導入)	融資	千円 35,000	5・10年	1件
大野市	大野市中小企業資金融資(環境施設整備資金)	融資	20,000	5年	2件
	大野市中小商工業者等活性化支援事業補助金(ISO認証取得補助金)	助成	500	-	12件
勝山市	勝山市公害防止施設等整備資金	融資	10,000	5年	0件
鯖江市	公害防止設備事業補助金	助成	45	-	0件
三国町	三国町公害防止施設整備資金	融資	5,000	5年	0件
今立町	製紙排水処理設備設置推進補助金	助成	1設備:350 2設備:450	-	2件

表9-7 都市公園現況表

(平成16年3月31日現在)

市町村名	住 区 基 幹 公 園								都 市 基 幹 公 園					風致公園		歴史公園		墓園		緩衝緑地		都市緑地		緑道		広場公園		合計		都 計 人 口 (人)	1人当 面 積 ㎡/人		
	街区公園		近隣公園		地区公園		小 計		総合公園		運動公園		小 計		数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数			ha	
	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数	ha					
福井市	226	49.23	23	33.50	3	10.50	3	10.50	252	93.23	2	83.44	3	39.04	5	122.48												4	99.90	245,437	12.44		
敦賀市	27	5.95	3	8.18			30	14.13	2	99.50	1	23.10	3	122.60									1	0.98			1	0.08	35	137.79	65,132	21.16	
武生市	61	8.90	4	5.30	1	5.31	66	19.51	2	45.80	2	26.87	4	72.67													1	4.54	71	96.72	70,180	13.78	
小浜市	21	5.12	1	1.90			1	1.90	1	16.00			1	16.00														2	17.90				
大野市	28	8.19	1	1.63			22	7.02	1	16.00			1	16.00														23	23.02	25,252	9.12		
大野市							1	19.60					1	19.60														1	19.60				
大野市							1	19.60					1	19.60	1	11.40												2	0.35	33	41.17	34,369	11.98
勝山市	22	4.76	4	4.40			29	9.82	1	19.60			1	19.60														2	9.27	30	106.73	27,065	39.43
鯖江市	45	10.82	5	13.10			26	9.16	2	88.30			2	88.30														1	1.90	54	69.59	66,518	10.46
あわら市	18	4.73	1	1.29			19	6.02	1	20.00			1	20.00														1	20.00				
あわら市							1	20.00					1	20.00														20	26.02	31,987	8.13		
松岡町															1	9.20													1	9.20	10,334	8.90	
三国町	19	4.54	1	1.10		1.60		1.60																				1	74.60				
三国町						1.60	20	7.24																				1	21.00	1	21.00		
丸岡町	11	3.13			1	2.11	12	5.24	1	10.20			1	10.20															1	10.20			
丸岡町							1	10.20					1	3.94	2	14.14													14	19.38	32,312	6.00	
春江町	33	3.12	1	1.10			34	4.22	1	7.39			1	7.39															35	11.61	24,463	4.75	
坂井町	7	1.17	2	3.66			9	4.83																					9	4.83	13,479	3.58	
今立町	6	0.76	3	4.50			9	5.26	1	64.30			1	64.30	1	4.20													11	73.76	12,542	58.81	
朝日町	4	1.39					4	1.39	1	5.50			1	5.50															5	6.89	7,978	8.64	
宮崎村	2	0.55					2	0.55	1	11.80			1	11.80															1	11.80			
宮崎村							1	11.80					1	11.80															3	12.35	2,886	42.79	
織田町			1	2.20	2	7.40	3	9.60																					3	9.60	3,285	29.22	
清水町	3	0.43			1	3.90	4	4.33																					4	4.33	6,704	6.46	
美浜町	2	0.15					2	0.15																					2	0.15	9,841	0.15	
高浜町	1	0.22					1	0.22																					1	0.22	8,347	0.26	
三方町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	
上中町																																	

表9 - 8 緑化に関する行事の実施状況

1 平成15年度 主な緑化行事

主 体	行 事 名	期 間	場 所 等
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会	グリーンキャンペーン	4 / 1~5 / 31	キャラバン隊や、拠点施設における懸垂幕の掲示によるグリーンキャンペーンの実施
	みどりの相談所開設	4~6月 常設	県合同庁舎ほか 福井県総合グリーンセンター内 緑の相談所
	緑化木手入れ講習会	4~6月	福井市足羽川河川敷ほか
	緑の募金運動	春 4 / 1~ 5 / 31 秋 9 / 1~10 / 31	県内一円で募金活動実施
	緑化意識高揚運動 ポスター募集	4~8月	児童・生徒を対象に緑化に対する意識の高揚を図るため緑化運動ポスターコンクールを実施
県 緑 化 推 進 委 員 会 福 井 市	緑の募金キャンペーン 出発式	4 / 2	福井市企業庁5階大講堂 ・式典、街頭募金 ・参加者 約300人
福 井 県 県 緑 化 推 進 委 員 会 高 浜 町	第45回 福井県緑化大会	5 / 14	越前町道口（道口緑地広場） ・式典、表彰、緑の少年団誓いの言葉・活動発表、 植樹、間伐材製品展示等 ・参加者 約750人

2 平成15年度 グリーンフェア '2003

主 体	行 事 名	期 間	場 所
福 井 県	グリーンフェア '2003 “木と花と緑の祭典”	10 / 4~5	県総合グリーンセンター

3 森の学習

地区名	場 所	回 数	体 験 内 容	参 加 者
福 井	志比小学校（永平寺町） 他	5 回	シイタケ植菌体験、樹木教室、 森林と環境のはなし 等	260 人
坂 井	丸岡町山竹田 他	7 回	下刈り体験、森林のはなし、 樹木のはなし、木工体験 等	338 人
奥 越	自然保護センター 他	11 回	シイタケ植菌体験、樹木観察、 間伐下刈り体験、木工教室 等	231 人
南 越	今立町八ツ杉 森林学習センター 他	13 回	巣箱作り、シイタケ体験、 間伐下刈り体験、木工教室 等	443 人
丹 生	織田町森の学び舎 他	19 回	下刈り体験、炭焼き体験、 野鳥観察、木工教室 等	826 人
嶺 南	大飯町キノコの森 交流センター 他	23 回	間伐、枝打ち、下刈り体験、 巣箱作り、木工教室 等	564 人

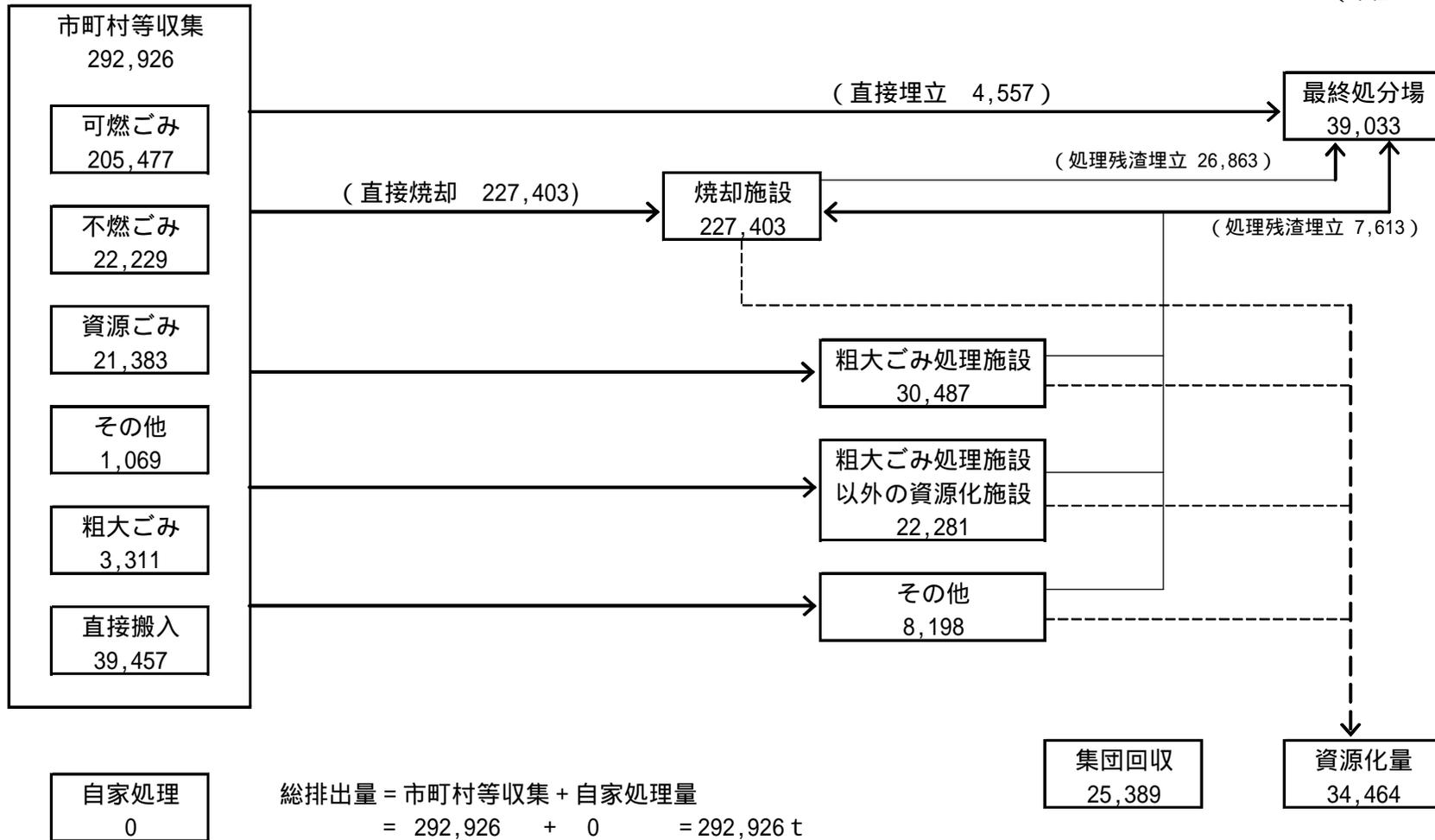
4 ふくい森林づくり体験会

地区名	場 所	期 日	体 験 内 容	参 加 者
南 越	鯖江市 ラポーゼかわだの森	6 / 8	初夏の里山体験 下草刈り	65 人
南 越	鯖江市 ラポーゼかわだの森	10 / 26	植林体験、広葉樹の森づくり	250 人
坂 井	芦原町 富津北潟国有林	6 / 15	海辺の植樹体験 （クロマツ・ヤマグミ）	80 人
丹 生	越前町 小樟漁民の森	6 / 22	保育体験 下草刈り・補植	220 人
奥 越	大野市 六呂師高原	8 / 13	保育体験 間伐・除伐	23 人
奥 越	和泉村 角野九頭竜の森	11 / 2	広葉樹の森林づくり ナラ・クヌギ等の植林	90 人

（資料：森づくり課）

図9 - 9 ごみ処理の状況 (平成 15 年度)

(単位: t / 年)



自家処理
0

総排出量 = 市町村等収集 + 自家処理量
 = 292,926 + 0 = 292,926 t
 リサイクル率 : 18.8%

集団回収
25,389

資源化量
34,464

(資料: 廃棄物対策課)

表9 - 10 年度別ごみ処理状況

(単位:人、t)

年度		8	9	10	11	12	13	14	15	
区 分										
県 内 総 人 口		828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,567	828,822	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552	828,822	
内 計	計 画 収 集 人 口	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,320	829,552	828,822	
	自 家 処 理 人 口	0	0	0	0	0	0	0	0	
	衛 生 処 理 率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (g)	937	926	930	940	975	991	989	969	
	一 人 一 日 焼 却 対 象 量 (g)	706	691	716	723	740	771	771	752	
計 画 収 集 量 (A)		242,258	236,724	245,930	246,596	254,195	259,547	260,690	253,469	
種 類 別 収 集 量 内 訳	一 般 ご み	可 燃 物	197,169	192,608	200,275	199,733	206,609	210,826	210,688	205,477
		不 燃 物	25,836	24,245	25,327	25,534	27,010	26,792	26,082	22,229
		合 計	223,005	216,853	225,602	225,267	233,619	237,618	236,770	227,706
	粗 大 ご み そ の 他	5,426	4,839	4,383	5,127	3,344	4,098	3,498	4,380	
	資 源 ご み	13,827	15,032	15,945	16,202	17,232	17,831	20,422	21,383	
収 集 形 態 別 収 集 量 内 訳	直 営	一 般 ご み (可 燃)	33,005	28,935	29,786	27,327	26,870	26,772	26,856	24,072
		一 般 ご み (不 燃)	2,027	1,439	1,679	2,456	2,587	2,321	2,151	1,362
		粗 大 ご み そ の 他	602	647	584	945	476	326	466	991
		資 源 ご み	867	1,701	1,892	2,176	3,210	3,185	2,966	3,091
		合 計	36,501	32,722	33,941	32,904	33,143	32,604	32,439	29,516
	委 託	一 般 ご み (可 燃)	129,187	126,749	130,218	131,145	136,716	140,540	141,102	136,373
		一 般 ご み (不 燃)	20,750	19,530	19,679	19,215	20,784	21,159	20,635	17,633
		粗 大 ご み そ の 他	4,561	3,845	3,355	3,817	2,526	3,461	2,830	3,111
		資 源 ご み	11,544	12,037	12,400	12,679	12,550	13,264	16,372	16,792
		合 計	166,042	162,161	165,652	166,856	172,576	178,424	180,939	173,909
	許 可	一 般 ご み (可 燃)	34,997	36,924	40,271	41,261	43,023	43,514	42,730	45,032
		一 般 ご み (不 燃)	3,059	3,276	3,969	3,863	3,639	3,312	3,296	3,234
		粗 大 ご み そ の 他	263	347	444	365	342	311	202	278
		資 源 ご み	1,416	1,294	1,653	1,347	1,472	1,382	1,084	1,500
		合 計	39,735	41,841	46,337	46,836	48,476	48,519	47,312	50,044
	直 接 搬 入 ご み 量 (B)		34,583	34,785	35,632	38,012	43,861	40,280	38,864	39,457
計 画 収 集 量 (A) + (B)		276,841	271,509	281,562	284,608	298,056	299,827	299,554	292,926	
処 理 量 内 訳	直 接 焼 却	213,524	208,962	216,787	218,942	226,500	233,411	233,555	227,403	
	直 接 埋 立	16,674	14,428	11,362	10,391	11,623	7,586	5,812	4,557	
	そ の 他	46,643	48,119	53,413	55,275	59,933	58,830	60,187	60,966	
	(そ の 他 の うち 資 源 化 量)	24,024	24,585	26,399	26,756	29,135	29,135	30,974	30,974	
自 家 処 理 量		6,645	8,686	10	8	2	2	5	0	
ご み の 総 排 出 量		283,486	280,195	281,572	284,616	298,058	299,829	299,559	292,926	

(資料:廃棄物対策課)

表9-11 平成16年度 エコオフィス宣言事業所一覧

事業所名		事業所名		事業所名	
福井市					
1	JA福井市 本店	85	三和化工(株) 福井工場	170	福井トヨタ自動車(株)
2	JA福井市 西藤島支店	86	(株)サンワコン	171	福井松下電器(株)
3	JA福井市 中藤島支店	87	三和薬品(株)	172	福井ヤクルト販売(株)総務課
4	JA福井市 河合支店	88	(株)システム研究所	173	(株)福井リサイクルセンター
5	JA福井市 森田支店	89	シスト興業(株)	174	福貨通運(株)
6	JA福井市 明新支店	90	清水コンクリート工業(株)	175	フクビ化学工業(株)
7	JA福井市 東藤島支店	91	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	176	(株)福備 福井事業所
8	JA福井市 円山西支店	92	(株)新内	177	(株)フケヤ
9	JA福井市 円山東支店	93	スガイ化学工業(株)	178	富士工業(株)
10	JA福井市 岡保支店	94	(株)成和建設	179	富士ゼロックス(株) 福井営業所
11	JA福井市 和田支店	95	セーレン(株)本社事業所	180	洲上建設(株)
12	JA福井市 酒生支店	96	センコー(株)北陸支店 福井営業所	181	(有)ペーカリー マルキ
13	JA福井市 一乗支店	97	第一生命保険相互会社 福井支社	182	(株)法美社
14	JA福井市 東郷支店	98	第一生命保険相互会社 福井中央支部	183	(株)北陸環境サービス
15	JA福井市 六条支店	99	(株)大景 サンキルト事業部福井工場	184	(株)北陸銀行 福井支店
16	JA福井市 木田支店	100	(有)大高重建	185	(株)北陸鶏卵
17	JA福井市 社支店	101	(株)大信堂	186	(財)北陸公衆衛生研究所
18	JA福井市 東安居支店	102	台東運輸(株)	187	北陸コカ・コーラボトリング(株)
19	JA福井市 西安居支店	103	大八化学工業(株) 福井工場	188	北陸総合警備保障(株)
20	JA福井市 殿下支店	104	(株)竹創	189	北陸通信工業(株) 福井支店
21	JA福井市 国見支店	105	(株)田中化学研究所	190	北陸電力(株) 福井支店
22	JA福井市 鷹巣支店	106	(有)千秋(忠)組	191	北陸電力(株) 福井電力部
23	JA福井市 粟支店	107	ちきゅう未来(株)	192	北陸電力(株) 福井総合制御所
24	JA福井市 本郷支店	108	(有)坪田電工	193	北陸電話工事(株) 福井支店
25	JA福井市 鶴支店	109	東洋電機工業(株)	194	北陸農政局 福井統計 情報センター
26	JA福井市 大安寺支店	110	ナカ自動車	195	(有)ホテルあけぼの
27	JA福井市 北部営農経済センター	111	(株)中島建機	196	(有)マルサ自動車钣金工業
28	JA福井市 東部営農経済センター	112	(株)中村正建設	197	丸文通商(株) 福井支店
29	JA福井市 南部営農経済センター	113	西田建設(株)	198	(株)ニコー
30	JA福井市 中央営農経済センター	114	西田設計室	199	三崎屋電工(株)
31	JA福井市 西部営農経済センター	115	(株)西村合金工業所 春日工場	200	水島運輸(株)
32	JA福井市 福祉センター	116	(株)西村合金工業所 三十八社工場	201	三谷マイクロ(株)
33	JA福井市 LPG住設センター	117	日華化学(株)	202	(有)三田村興業
34	JA福井市 精米センター	118	日興電機(株)	203	(株)道端組
35	JA福井市 喜ね舎	119	日本原子力発電(株) 福井事務所	204	(株)ミノリ
36	JA福井市 灯油配送基地	120	日本商運(株)	205	三菱電線工業(株) 福井製作所
37	JA福井市 堀ノ宮給油所	121	日本赤十字社福井県支部	206	(株)緑織維ケース
38	JA福井市 酒生給油所	122	(有)日本防災	207	(株)南建設
39	JA福井市 社給油所	123	ネイルサロンドALLE DE VERRE	208	みのり商店
40	JA福井市 オート愛車館	124	(株)ハーモ二産業	209	(株)都技建
41	(有)アイオーテック	125	パウダーハウス モデル	210	村中建設(株)
42	(株)アイシー物流	126	(有)橋本藤商店	211	(株)ヤシマ
43	あおい商事(株)	127	(株)服部商会	212	(株)柳原興業
44	あさかぜ保育園	128	(株)坂英建設	213	(株)山形商店
45	(株)東谷自動車商会	129	(有)東田運輸	214	山金工業(株)
46	足羽化学工業(株)	130	(有)ヒラモト開発	215	(株)山下組
47	(有)アトラス	131	(有)広浜自動車商会	216	(株)山下興業
48	荒井設備産業(株)	132	(株)深谷	217	(株)ユース
49	ease	133	福井貨物自動車(株)	218	横山電機(株)
50	石黒建設(株)	134	福井県医療廃棄物処理事業協同組合	219	若葉整骨院
51	今中土木(株)	135	福井県環境保全協業組合	220	渡辺染工(株)
52	(株)上田五兵衛商店	136	(財)福井県国際交流協会	敦賀市	
53	上野牛乳販売店	137	福井県国民健康保険団体連合会	221	(株)アトックス 敦賀事業所
54	えちぜん鉄道(株)	138	福井県市町村職員共済組合	222	(有)栄新興業
55	(株)NTTネオメディア北陸 福井支店	139	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	223	永大産業(株) 敦賀事業所
56	(株)江前	140	福井県住宅公社	224	(株)NESI 敦賀事業所
57	大島産業(株)	141	福井県商工会連合会	225	大阪ガス(株) 敦賀事務所
58	(株)大塚電機	142	福井県消費者団体連絡会	226	核燃料サイクル開発機構 敦賀本部
59	大道製菓(株)	143	福井県赤十字血液センター	227	核燃料サイクル開発機構 敦賀本部 国際技術センター
60	(有)奥義肢製作所	144	福井県中小企業産業大学校	228	核燃料サイクル開発機構 敦賀本部 新型転換炉ふげん
61	(株)角文	145	福井県町村会	229	核燃料サイクル開発機構 高速増殖炉もんじゅ建設所
62	影長設備計画	146	福井県道路公社	230	岐建(株) 敦賀アスファルト合材工場
63	(有)笠川鋼産	147	福井県土地開発公社	231	北国グラントホテル
64	片山会計事務所	148	(社)福井県トラック協会	232	(株)キハラ
65	加藤自動車産業	149	(財)福井県農業公社	233	協和運輸建設(有)
66	金森産業(株)福井営業所	150	福井農政事務所	234	栗田工業(株) 敦賀事業所
67	関西電力(株)福井事務所	151	(社)福井県バス協会	235	(株)原子力エンジニアリング 美浜事務所
68	キャンファインテック(株) 福井事業所	152	福井県民生活協同組合 本部センター	236	原電情報システム(株) 敦賀事業所
69	協立電機産業(株)	153	福井県民生活協同組合 福井支所	237	原電ビジネスサービス(株)
70	清川メッキ工業(株)	154	福井県民生活協同組合 福井個配センター	238	高速炉技術サービス(株)
71	銀扇福井(株)	155	福井県民生活協同組合 ハーツ羽水	239	(株)小牧
72	(有)国見製材所	156	福井県民生活協同組合 店舗運営部	240	(有)栄陸運
73	(株)熊谷組 福井支店	157	福井県民生活協同組合 生協会館	241	(株)さなだミト
74	京福バス(株)	158	福井県民生活協同組合 羽水きらめきデイサービスセンター	242	(株)塩荘
75	光生アルミニウム工業(株)	159	(財)福井県林業公社	243	(株)塩浜工業
76	(株)国土開発センター 福井支店	160	福井県連合婦人会	244	しらすき
77	(株)コスモオート	161	福井県ロードサービス事業協同組合	245	新保興業(株)
78	サカイオーベックス(株) 本社	162	福井高速運輸(株)	246	信友建設(有)
79	サカイオーベックス(株) 花堂工場	163	福井財務事務所	247	(有)正興電気
80	サカイオーベックス(株) 合織工場	164	(株)福井製作所	248	敦賀海陸運輸(株)
81	サカイオーベックス(株) 二日市事業場	165	福井赤十字病院	249	敦賀きらめき温泉リポート
82	酒井電機(株)	166	福井ゼロックス(株)	250	敦賀信用金庫 本部
83	佐々木運輸(株)	167	福井大学	251	敦賀信用金庫 本店営業部
84	(株)サンセツエンジニア	168	福井太陽(株)	252	敦賀信用金庫 プラザいちご館
		169	福井ツバメ商事	253	敦賀信用金庫 神楽支店

	事業所名
254	敦賀信用金庫 松原支店
255	敦賀信用金庫 粟野支店
256	敦賀信用金庫 金山支店
257	敦賀信用金庫 中央町支店
258	敦賀断熱工業(株)
259	T.D.R.サービス(株)
260	東洋紡績(株) 敦賀事業所
261	東洋ランドテクノ(株) 北陸支店
262	特別養護老人ホーム 漢山荘
263	中村総合解体
264	(株)ナスカ 敦賀支店もんじゅ建設所内
265	日鉱敦賀リサイクル(株)
266	日本原子力発電(株) 業務立地部
267	日本原子力発電(株) 敦賀発電所
268	日本原子力発電(株) 敦賀調査所
269	日本原子力防護システム(株) 若狭支社
270	(株)日本ピーエス
271	(株)畑
272	(株)日立プラント建設テック
273	福井県水産物リサイクル事業協同組合
274	福井県民生活協同組合 敦賀支所
275	福井県民生活協同組合 ハーツつるが
276	福井ヤクルト販売(株) 敦賀センター
277	(株)福地組
278	(株)ふじや食品 敦賀工場
279	ヘアサロン ミヤハラ
280	(有)北陸エコクリーン
281	北陸電力(株) 敦賀営業所
282	北陸電力(株) 敦賀火力発電所
283	(株)三菱化学ピーシーエル
284	森口建設(株)
285	(株)森口産業
286	(株)安田建設
287	(有)矢部産業
288	(有)山中設計事務所
289	嶺南建設(株)
290	若狭松下電器(株)
291	(財)若狭湾エネルギー研究センター
292	若山建設(株)

	事業所名
293	味真野商工会
294	アドバンス商事(株)
295	医療法人坂下歯科医院
296	(株)エム開発
297	大井商会
298	大井洋装店
299	(株)カラヤ三協
300	川研ファインケミカル(株) 福井工場
301	木原建設(株)
302	(株)クリーンアース産業
303	(有)近藤商事
304	サンエー電機(株) 武生工場
305	(株)住建
306	正光設備(株)
307	(株)シエンツテクノサービス
308	関本電設(株)
309	(株)ダイエイ
310	(株)大進建設
311	(有)高原機工
312	(株)武生環境保全
313	武生国高郵便局
314	田中建設(株)
315	(株)塚崎誠堂
316	土田合同事務所
317	(株)テクニカフクイ
318	東洋化成工業(株) 武生工場
319	南越アスコン(株)
320	南越建設工業(株)
321	(株)日栄建設
322	日信化学工業(株)
323	白山交通(株)
324	(有)ヒラ印刷
325	(株)福井環境分析センター
326	福井県民生活協同組合 武生支所
327	福井鉄道(株)
328	福井ヤクルト販売(株) 武生センター
329	(株)ふじや食品 本社工場
330	北陸介護タクシー(有)
331	北陸精工(株)
332	北陸電力(株) 丹南支社
333	北陸電力(株) 丹南支社電力部
334	千田建設(株)
335	松五郎
336	松下電器産業(株) モータ社武生工場
337	三田村土建(株)

	事業所名
338	(株)森谷組
339	レンゴー(株) 武生工場
340	和幸建設(株)

	事業所名
小浜市	
341	関西電力(株) 小浜営業所
342	ニチコンワカサ(株)
343	福井県民生活協同組合 若狭支所
344	(株)長井商店

	事業所名
大野市	
345	(株)アイケー
346	(株)アステイオン
347	(株)池田商店
348	(有)伊藤文具店
349	大野開発工業(株)
350	大野商工会議所
351	サンエー電機(株) 大野工場
352	タイホー産業
353	志南環境(株)
354	ニチコン福井(株)
355	北陸電力(株) 奥越営業所
356	北陸電力(株) 大野電力部
357	前田電気(株)
358	丸栄電工(株)
359	柳商会

	事業所名
勝山市	
360	ケイター(株) 本社
361	ケイター(株) 大日工場
362	ケイター(株) 昭和工場
363	ケイター(株) イナミ工場
364	ケイター情報システム(株)
365	チエル(株)
366	福井県民生活協同組合 奥越支所
367	松文産業(株) 勝山工場

	事業所名
鯖江市	
368	アイテック(株)
369	(株)赤堀
370	(株)アメニティエルネス
371	(株)内田工務店
372	エコロジーサプライ(株)
373	越前ポリマー(株) 越前工場
374	(株)大西印刷
375	岡野コンクリート(株)
376	(株)カイセイ
377	梶原漆器
378	公益センター(株)
379	是則北陸運輸(株) 鯖江営業所
380	(株)高藤金物店
381	斉藤鉄工金物店
382	サバエリサイクル協同組合
383	(株)三和電工社
384	シャローム
385	(株)白崎グリーンナップ
386	(株)白崎コーポレーション
387	白崎サプライ(株)
388	(株)青武コンサルティング
389	総合インテリアことぶき
390	瀧ヶ花運送(株)
391	(株)竹内電機
392	(有)丹南環境
393	東工シャッター(株)
394	(有)美環興業
395	福井県農業共済組合
396	福井県民生活協同組合 鯖江支所
397	福井県民生活協同組合 ハーツざま
398	福井ヤクルト販売(株) 鯖江センター
399	(株)フクシン
400	(株)富士土建
401	マルイ設備工業(株)
402	(株)丸喜建設
403	(株)宮本測量建設
404	(株)ミキ工業
405	渡邊電気(株)

	事業所名
あわら市	
406	芦原商工会
407	(株)金津技研
408	(株)金津自動車学院
409	(株)笹岡工業所
410	(有)辻下商会
411	福井鋳螺(株)

	事業所名
美山町	
412	大鉄工業(株)
松岡町	
413	(株)石森屋材木店
414	栴山建設(株)
415	トヨ部品福井共販(株)

	事業所名
416	松岡町商工会
永平寺町	
417	(株)青木土木
418	永平寺町商工会
419	(株)西村砂利工業

	事業所名
和泉村	
420	電源開発(株)

	事業所名
三国町	
421	旭化学工業(株) 福井工場
422	小野薬品工業(株) 福井研究所
423	協和電線(株)
424	サンヨーファイン(株) 福井工場
425	シプロ化成(株)
426	伸海エンジニアリング(株)
427	(株)成和化成
428	日本エコ工業(株)
429	(財)福井県企業公社
430	(財)福井県下水道公社
431	古河スカイ(株) 製板事業部福井工場
432	北陸電力(株) 福井火力発電所
433	三国町商工会
434	(株)三星化学研究所 福井工場
435	(有)南造園

	事業所名
丸岡町	
436	(株)寛組
437	(株)川健土木
438	(株)シーシーユー
439	ゼネラル産業(有)
440	前田工織(株) 丸岡工場
441	(株)丸井工業
442	丸岡土建(株)
443	(株)元井建設工業
444	(株)矢野商店

	事業所名
春江町	
445	川崎物流(株)
446	春江貨物(有)
447	福井日本電気(株)
448	前田工織(株) 福井本社
449	(株)三星

	事業所名
坂井町	
450	(有)イトウ石油
451	福井県民生活協同組合 坂井支所
452	(株)リコー福井事業所

	事業所名
今立町	
453	協栄産業(株)
454	(株)関組
455	南越森林組合
456	マルツ運輸(株)

	事業所名
南条町	
457	南越運輸(株)

	事業所名
越前町	
458	(有)越前公益
459	越前焼工業協同組合
460	(有)丹生環境整備

	事業所名
織田町	
461	(有)ニューチップ運送

	事業所名
清水町	
462	大森建設(株)
463	サンエー電機(株) 清水工場
464	(株)テクニカフクイ 第一生産部
465	(財)福井県健康管理協会

	事業所名
三方町	
466	敦賀信用金庫 三方支店
467	三方町商工会
468	レイクビルズ美方病院

	事業所名
美浜町	
469	(株)カモコン
470	関西電力(株) 若狭支社
471	関西電力(株) 美浜発電所
472	(株)クハラント 美浜作業所
473	(株)原子力エンジニアリング 若狭支社
474	(株)谷口工務店
475	敦賀信用金庫 美浜支店
476	日本原子力防護システム(株) 東若狭事務所
477	美浜町商工会

	事業所名
上中町	
478	日本電気硝子(株) 若狭上中事業場
479	若狭運輸(株)

	事業所名
高浜町	
480	関西電力(株) 高浜発電所
481	(株)原子力エンジニアリング 高浜事務所

	事業所名
大飯町	
482	(株)クハラント 大飯作業所
483	大飯町商工会
484	関西電力(株) 大飯発電所

平成 16 年度版 環境白書

(資料編)

平成 17 年 2 月発行

発行 福井県 (福祉環境部環境政策課)

〒910-8580

福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

電 話 0776-21-1111 (代表)

0776-20-0301 (直通)

ファクシムリ 0776-20-0634

E-mail kankyou@pref.fukui.lg.jp